

マニュアル
農村活性化で困ったときの処方箋
～ふるさとを想う気持ちを大切に～

平成 2 6 年 7 月

農林水産省

はじめに

農村地域の活性化に取り組んでいる皆様は、様々な困難に直面することがあると思います。そのような中で活動を継続し一定の成果をあげている取組においては、長い時間をかけた地道な努力や工夫の積み重ねにより、様々な課題を克服してきたと考えられます。

そこで、農林水産省では、農村の活性化に取り組んでいる方々が、それぞれの現場でどのように困難を乗り越えてきたのかという観点から、全国 60 地区のヒアリング調査を行い、その結果を**集落・関係者間の合意形成、モチベーションの維持、人手の確保等の「場面」**ごとに「**I. 早見表**」に整理し、「**II. 農村活性化における Q & A (課題解決のヒント)**」として取りまとめました。

「**III. 調査事例集**」では、「**II. 農村活性化における Q & A (課題解決のヒント)**」で取り上げた全国 60 地区の事例の概要を紹介しています。

「**IV. アンケート調査結果**」、「**V. 参考資料 (主な事業・制度の紹介)**」では、市町村へのアンケート調査の結果や、農村活性化の取組に関連する主な事業・制度、問い合わせ先を紹介しています。

(なお、本資料の内容は、平成 23 年度から平成 24 年度に実施した調査時点のものであることにご留意下さい。)

それぞれの地域を取り巻く状況は、ここで紹介した事例とは異なりますし、住民の方々や市町村の担当者等が様々な考え方を持っていることは言うまでもありません。ここに挙げた事例が、それぞれの地域にとってそのまま正解を導くものではありませんが、農村の元気を守る、あるいは農村の元気を取り戻そうとする活動に取り組む際の参考としていただければ幸いです。

最後に、本資料の取りまとめに当たり、多大のご協力をいただきました関係者の皆様方に厚く御礼申し上げます。

目次

I. 早見表	5
(1) Q & A・事例対応早見表	5
(2) 事例一覧表	8
(3) 取組内容一事例早見表（地域類型別）	10
(4) 関連のある主な事業・制度一事例早見表（地域類型別）	10
II. 農村活性化におけるQ & A（課題解決のヒント）	11
1 取組開始まで	11
(1) 活動を始めるきっかけ	11
(2) あきらめへの対処	12
(3) 活動の始め方	12
(4) 地域資源の見つけ方	14
(5) 活動の中心人物	14
(6) 集落・関係者間の合意形成	15
(7) 反対者への対応	16
(8) 活動資金の調達	16
2 取組の継続	17
(1) 一部の人への過剰な負担	17
(2) モチベーションの維持	18
(3) 活動参加者の高齢化	19
(4) 後継者の確保	19
(5) 組織化、法人化	20
(6) 行政からの支援の変更・縮小	21
3 取組の発展	21
(1) 新たな取組に向けて	21
(2) 収益性の向上	22
(3) 施設・整備の制約	23
(4) 人手の確保	23
(5) 不参加者の理解促進	24
(6) 他組織との連携	25
(7) 外部人材の確保	25
(8) 外部人材のサポート	26
4 不測の事態への対処	26

(1)	天候不順による原材料等の不足	26
(2)	台風などによる被害	27
(3)	事故の発生	27
5	その他	28
(1)	移住者への対応	28
(2)	行政の関与	28

Ⅲ. 調査事例集..... 30

1	事例集	30
事例 1	北海道函館市亀尾	30
事例 2	北海道恵庭市	31
事例 3	北海道伊達市	31
事例 4	北海道当別町東浦	32
事例 5	北海道安平町早来	32
事例 6	北海道音更町	33
事例 7	北海道鹿追町	33
事例 8	青森県黒石市山形	34
事例 9	青森県平川市大光寺	34
事例 10	青森県平川市金屋	34
事例 11	岩手県遠野市宮守	35
事例 12	岩手県雫石町長山	35
事例 13	岩手県雫石町南畑	36
事例 14	宮城県登米市迫町	36
事例 15	宮城県大崎市鹿島台	37
事例 16	宮城県大崎市田尻	37
事例 17	秋田県横手市山内三又	38
事例 18	群馬県高崎市倉沢	38
事例 19	群馬県高崎市吉井	39
事例 20	群馬県高崎市蟹沢	40
事例 21	新潟県長岡市栃尾	41
事例 22	新潟県小千谷市若栃	41
事例 23	新潟県上越市櫛池	42
事例 24	石川県かほく市大崎	43
事例 25	福井県福井市棗	43
事例 26	福井県若狭町上中	44
事例 27	山梨県小菅村	45

事例 28 長野県根羽村.....	46
事例 29 長野県木祖村.....	46
事例 30 岐阜県多治見市甘原.....	47
事例 31 岐阜県下呂市竹原.....	48
事例 32 岐阜県池田町白鳥.....	48
事例 33 静岡県浜松市天竜区熊.....	49
事例 34 静岡県浜松市天竜区佐久間.....	50
事例 35 愛知県愛西市立田.....	50
事例 36 愛知県長久手市.....	51
事例 37 三重県尾鷲市天満浦.....	52
事例 38 滋賀県甲賀市鮎河.....	53
事例 39 京都府綾部市.....	53
事例 40 京都府八幡市.....	54
事例 41 大阪府和泉市横山.....	54
事例 42 奈良県大和高田市.....	55
事例 43 和歌山県紀の川市桃山.....	55
事例 44 和歌山県紀の川市鞆渕.....	56
事例 45 和歌山県九度山町.....	56
事例 46 広島県安芸高田市川根.....	57
事例 47 広島県世羅町大見.....	57
事例 48 広島県世羅町（1）.....	58
事例 49 広島県世羅町（2）.....	58
事例 50 山口県山口市徳地串.....	59
事例 51 高知県四万十町十和.....	59
事例 52 佐賀県唐津市湊.....	60
事例 53 熊本県球磨村三ヶ浦.....	61
事例 54 宮崎県西米良村小川.....	61
事例 55 宮崎県高千穂町秋元.....	62
事例 56 鹿児島県鹿屋市柳谷.....	62
事例 57 鹿児島県西之表市現和.....	63
事例 58 鹿児島県宇検村安室.....	63
事例 59 沖縄県国頭村.....	64
事例 60 沖縄県今帰仁村.....	64

IV. アンケート調査結果..... 66

1 アンケート調査結果.....	66
------------------	----

(1)	地域類型別の活性化の効果	66
(2)	取組の内容	66
(3)	リーダー	67
(4)	農業所得や農業生産等が増加したことに最も寄与した取組内容	67
(5)	交流人口等が増加したことに最も寄与した取組内容	68
(6)	新規定住者が増加したことに最も寄与した取組内容	68
2	支援施策の活用	69

V. 参考資料（主な事業・制度の紹介） 70

(1)	施策概要等	70
(2)	施策紹介	71
ア	6次産業化等による農林水産物・食品の高付加価値化の推進	71
イ	都市農村共生・対流総合対策交付金	75
ウ	農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	77
エ	日本型直接支払	79
オ	強い農業づくり交付金	86
カ	地域おこし協力隊	88
キ	地域サポート人ネットワーク全国協議会	89
(3)	お問い合わせ先	92

I. 早見表

「II. 農村活性化におけるQ&A（課題解決のヒント）」で紹介している事例とその他参考となる事例、Q&Aで紹介した事例の主な取組内容、取組内容と事例の対応及び関連する主な事業・制度と事例の対応を一覧にしています。

(1) Q&A・事例対応早見表

項目	該当する事例の番号	その他参考となる事例の番号
1 取組開始まで		
(1) 活動を始めるとき (Q)地域活性化の取組を始めたきっかけは何でしょうか。	34, 36, 44, 58	
(2) あきらめへの対処 (Q)これまでも農業振興などを通じ、地域の活性化に取り組んできましたが、人口減少、高齢化が進み、将来の明るい展望が想像できません。地域には何をしても無駄だとの「あきらめ」が広がっていますが、取組を行えるのでしょうか。	30, 39, 55	
(3) 活動の始め方 (Q)活性化の取組を始めるに当たり、何から手を付けたらよいのでしょうか。	3, 6, 8, 13, 24, 25, 29, 53, 59	
(4) 地域の資源の見つけ方 (Q)地元にあるものはどこにでもあるものばかりで、先進事例のような特徴的な地域資源がありません。どのように地域資源を見つけたらよいのでしょうか。	4, 16, 22	7, 14, 18, 19, 20, 27, 29, 39, 50
(5) 活動の中心人物 (Q)活動の中心となる人がいなくて困っています。どのように中心人物を見つけたらよいのでしょうか。	5, 26, 30, 43, 47, 56	3, 4, 6, 8, 9, 11, 17, 22, 24, 55
(6) 集落・関係者間の合意形成 (Q)集落・関係者の合意形成が、なかなか進みません。どうすればよいのでしょうか。	4, 7, 11, 33	1, 2, 3, 8, 9, 16, 17, 20, 30, 32, 38, 39, 53, 55, 58
(7) 反対者への対応 (Q)活性化の取組に批判的な人、非協力的な人がいますが、どのように対応すればよいのでしょうか。	1, 56	7, 11
(8) 活動資金の調達 (Q)活動に必要な資金は、どのように確保すればよいのでしょうか。	25, 26, 33, 50, 56	1, 34, 35
2 取組の継続		
(1) 一部の人への過剰な負担 (Q)取組組織の中心人物や取組の担い手の負担が大きくなっており、取組継続の支障となりかねませんが、どうすれば取組が続けられるのでしょうか。	19, 33, 35, 37, 41	1, 22, 53, 54
(2) モチベーションの維持 (Q)地域の活性化には、取組の継続性が重要と考えています。どのように参加者のモチベーションを保っていけばよいのでしょうか。	12, 32, 39, 49	38, 42, 54, 55
(3) 活動参加者の高齢化 (Q)参加者には高齢者が多く、将来、取組の継続が困難になることが予想されますが、どのように取組を継続していけばよいのでしょうか。	5, 33, 57	

項目	該当する事例の番号	その他参考となる事例の番号
(4) 後継者の確保 (Q)今後取組の継続には、取組の中心人物や担い手の後継者の育成・確保が必要と考えていますが、どのようにして育成・確保を図ればよいのでしょうか。	9, 12, 15, 26 38	3, 18, 21, 22, 24, 32, 33, 35, 39
(5) 組織化、法人化 (Q)取組の継続、発展のため、組織的に活動していきたいと考えています。どのように組織化、法人化を進めていけばよいのでしょうか。	14, 27, 60	1, 9, 18, 31, 32, 49 51, 52
(6) 行政からの支援の変更・縮小 (Q)取組にあたり、行政からの支援がありました。今後減少が見込まれ、自立が求められています。どう対処したらよいのでしょうか。	23, 37	1, 56
3 取組の発展		
(1) 新たな取組に向けて (Q)現在の取組が軌道に乗ってきたため、新たなステップに踏み出したいと考えていますが、どのような方法があるのでしょうか。	14, 51, 54	1, 4, 6, 11, 13, 34, 47
(2) 収益性の向上 (Q)農産物の直売や加工、交流により、収益をあげ、取組の財源にしたいと考えていますが、収益が計画どおりあがりません。どのような工夫をしたらよいのでしょうか。	10, 17, 18, 40, 41, 42	6, 11, 12, 14, 15, 19, 20, 22, 24, 25, 28, 29, 30, 32, 34, 35, 36, 38, 43, 44, 46, 49, 51, 52, 53, 54, 55, 58, 59, 60
(3) 施設・整備の制約 (Q)販売スペースや駐車容量、加工施設等の施設・設備等について制約があり、取組を拡大していく上での制約となっていますが、どうすればよいのでしょうか。	36	
(4) 人手の確保 (Q)農産物の加工やイベントの開催等のために人手が必要です。どのように人手を集めればよいのでしょうか。	26, 37, 45, 54	1, 5, 9, 21, 22, 38, 39, 57
(5) 不参加者の理解促進 (Q)活性化の取組に参加していない方々にも、取組に対する理解を深めてもらいたいと考えていますが、どのような方法があるのでしょうか。	4, 31, 38, 56	1, 7, 54
(6) 他組織との連携 (Q)行政を始め活性化の取組に関係する他の組織と連携し、互いに協力し合い活動を進めていきたいと考えていますが、どのように取り組めばよいのでしょうか。	11, 17, 37, 57	10, 16, 19, 20, 27, 28, 29, 41, 44, 49
(7) 外部人材の確保 (Q)取組を展開していくために、外部から人材を確保したいと考えています。地域に最適な人材を、どのように確保すればよいのでしょうか。	53	26, 33, 39, 42, 50, 59
(8) 外部人材のサポート (Q)外部から確保した人材に、実力を発揮してもらうために、どのような支援が必要でしょうか。	26, 53	18
4 不足の事態への対処		
(1) 天候不順による原材料等の不足 (Q)天候不順により、農産物の生育が悪化、不作となり、出荷量、加工原料等に不足が生じた場合には、どのように対処すればよいのでしょうか。	20, 25	

項目	該当する事例の番号	その他参考となる事例の番号
(2) 台風などによる被害 (Q)台風、豪雨などの自然災害により、地域が被害を受けましたが、このようなときは、どう対処したらよいのでしょうか。	46, 52	
(3) 事故の発生 (Q)取組の中で、事故を起こしてしまった場合には、どうしたらよいのでしょうか。	1, 31	
5 その他		
(1) 移住者への対応 (Q)定住促進の観点から、移住者を増やしたいと考えています。また、移住者になるべく早く地域に馴染めるようにするには、どうしたらよいのでしょうか。	2, 3, 48, 58	27, 33, 39, 46, 50
(2) 行政の関与 (Q)行政は地域の取組に対して、どの程度関与していけばよいのでしょうか。	2, 28, 37	1, 3, 4, 5, 6, 7, 10, 13, 17, 18, 19, 20, 22, 26, 29, 30, 35, 36, 43, 45, 53

(2) 事例一覧表

事例	地域名	地域 類型	主な取組内容					女性の 活躍
			農業 振興	6次 産業 化	交流	定住 促進	地域振興 地域資源 保全	
1	北海道函館市亀尾	中山間地域			○			○
2	北海道恵庭市	都市的地域				○		
3	北海道伊達市	都市的地域				○		
4	北海道当別町東浦	平地農業地域		○	○			
5	北海道安平町早来	平地農業地域			○			
6	北海道音更町	平地農業地域	○	○	○			
7	北海道鹿追町	平地農業地域	○					
8	青森県黒石市山形	中山間地域			○			
9	青森県平川市大光寺	都市的地域	○	○			○	
10	青森県平川市金屋	平地農業地域			○	○		
11	岩手県遠野市宮守	中山間地域	○	○	○			
12	岩手県雫石町長山	中山間地域					○	
13	岩手県雫石町南畑	中山間地域			○	○		
14	宮城県登米市迫町	平地農業地域	○	○				
15	宮城県大崎市鹿島台	平地農業地域	○	○				
16	宮城県大崎市田尻	平地農業地域			○		○	
17	秋田県横手市山内三又	中山間地域		○	○			○
18	群馬県高崎市倉淵	中山間地域	○	○				
19	群馬県高崎市吉井	中山間地域	○	○	○			
20	群馬県高崎市蟹沢	中山間地域		○	○			
21	新潟県長岡市栃尾	中山間地域	○	○	○			
22	新潟県小千谷市若栃	中山間地域		○	○			
23	新潟県上越市楡池	中山間地域		○	○		○	
24	石川県かほく市大崎	平地農業地域	○	○				
25	福井県福井市桑	平地農業地域		○				
26	福井県若狭町上中	中山間地域		○		○	○	○
27	山梨県小菅村	中山間地域			○		○	
28	長野県根羽村	中山間地域	○	○	○			
29	長野県木祖村	中山間地域	○	○	○			
30	岐阜県多治見市廿原	都市的地域	○	○	○			

事例	地域名	地域類型	主な取組内容					女性の活躍
			農業振興	6次産業化	交流	定住促進	地域振興 地域資源 保全	
31	岐阜県下呂市竹原	中山間地域	○		○		○	
32	岐阜県池田町白鳥	都市的地域	○	○				
33	静岡県浜松市天竜区熊	中山間地域		○	○	○	○	○
34	静岡県浜松市天竜区佐久間	中山間地域		○	○		○	○
35	愛知県愛西市立田	平地農業地域		○				○
36	愛知県長久手市	都市的地域		○	○		○	
37	三重県尾鷲市天満浦	中山間地域		○			○	○
38	滋賀県甲賀市鮎河	中山間地域	○	○			○	
39	京都府綾部市	中山間地域			○	○		
40	京都府八幡市	都市的地域		○	○			
41	大阪府和泉市横山	中山間地域		○	○			
42	奈良県大和高田市	都市的地域			○		○	
43	和歌山県紀の川市桃山	平地農業地域		○				○
44	和歌山県紀の川市鞆渚	中山間地域	○					
45	和歌山県九度山町	中山間地域	○		○			
46	広島県安芸高田市川根	中山間地域		○	○	○	○	
47	広島県世羅町大見	中山間地域		○			○	○
48	広島県世羅町(1)	中山間地域				○		
49	広島県世羅町(2)	中山間地域	○	○	○			
50	山口県山口市徳地串	中山間地域			○	○	○	
51	高知県四万十町十和	中山間地域		○	○		○	○
52	佐賀県唐津市湊	平地農業地域		○				○
53	熊本県球磨村三ヶ浦	中山間地域			○		○	
54	宮崎県西米良村小川	中山間地域		○	○		○	○
55	宮崎県高千穂町秋元	中山間地域		○	○	○	○	
56	鹿児島県鹿屋市柳谷	平地農業地域					○	
57	鹿児島県西之表市現和	中山間地域	○	○		○	○	
58	鹿児島県宇検村安室	中山間地域				○		
59	沖縄県国頭村	中山間地域			○			
60	沖縄県今帰仁村	平地農業地域		○			○	○

※地域類型は、農林統計に用いる地域区分（都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域）を参考に設定。ここでは、中間農業地域と山間農業地域をまとめて、都市的地域、平地農業地域、中山間地域の三類型に分類。

(3) 取組内容—事例早見表 (地域類型別)

取組内容	都市的地域	平地農業地域	中山間地域
農業振興 新規作物、技術指導、法人化、 集落営農、ブランド化等	9, 30, 32	6, 7, 14, 15, 24	11, 18, 19, 21, 28, 29, 31, 38, 44, 45, 49, 57
6次産業化 加工、直売、レストラン等	9, 30, 32, 36, 40	4, 6, 14, 15, 24, 25, 35, 43, 52, 60	11, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 26, 28, 29, 33, 34, 37, 38, 41, 46, 47, 49, 51, 54, 55, 57
交流 農業体験、イベント、教育旅行、 民泊、観光農園、直売等	30, 36, 40, 42	4, 5, 6, 10, 16	1, 8, 11, 13, 17, 19, 20, 21, 22, 23, 27, 28, 29, 31, 33, 34, 39, 41, 45, 46, 49, 50, 51, 53, 54, 55, 59
定住促進	2, 3	10	13, 26, 33, 46, 48, 50, 55, 57, 58
地域振興・地域資源保全 バイオマス、その他地域資源を 保全、活用、地域振興全般	9, 36, 42	16, 56, 60	12, 23, 26, 27, 31, 33, 34, 37, 38, 46, 47, 50, 51, 53, 54, 55, 57

(4) 関連のある主な事業・制度—事例早見表 (地域類型別)

関連のある主な事業・制度	都市的地域	平地農業地域	中山間地域
6次産業化等関係事業・制度 6次産業化等による農林水産物・食品の高 付加価値化の推進 ・農林漁業成長産業化ファンドの本格展開 ・6次産業化ネットワーク活動交付金	9, 30, 32, 36, 40, 41	4, 6, 10, 14, 15, 24, 25, 35, 43, 52, 60	1, 11, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 26, 28, 29, 31, 33, 34, 37, 38, 44, 46, 47, 49, 51, 55
交流関係事業・制度 都市農村共生・対流総合対策交付金 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金	2, 3, 9, 30, 36, 40, 41, 42	4, 5, 6, 7, 10, 14, 15, 16	1, 8, 11, 12, 13, 17, 19, 20, 21, 22, 23, 26, 27, 28, 29, 33, 34, 37, 39, 45, 46, 49, 50, 51, 53, 54, 55, 57, 59
多面的機能の維持発揮に関する事業・制度 日本型直接支払 ・多面的機能支払交付金※ ・中山間地域等直接支払交付金 ・環境保全型農業直接支援対策	30		11, 17, 21, 22, 23, 26, 30, 31, 34, 38
農業施設整備関係事業・制度 強い農業づくり交付金	30, 32	6, 14, 15, 24	11, 18, 29, 46
人材関係事業・制度 新・田舎で働き隊！ 地域おこし協力隊 地域サポート人ネットワーク全国協議会			17, 22, 27, 28, 47, 50, 53, 55, 57, 59

※農地・水保全管理交付金は、平成26年度より、多面的機能支払交付金に組み替え、名称変更。

Ⅱ. 農村活性化におけるQ & A（課題解決のヒント）

1 取組開始まで

ここでは、集落・関係者間での合意形成など、農村の活性化に向けた取組を開始するに当たり、直面する課題をどのように克服したか、という観点で整理しました。

(1) 活動を始めるきっかけ

(Q) 地域活性化の取組を始めたきっかけは何でしょうか。

(A) 過疎化の進行や遊休農地の増加など、**地域存続の危機感や地域活力低下の懸念**を持っていた例が多くみられます。その中には、地域の方々が自ら**なんとかしなければ**と思い活動を始めた例、あるいは地域の現状を改善しようとする**行政からのはたらきかけ**により、**地域の方々の意識が変わっていった**例もあります。

事例 34 では、広域合併による**行政サービスの低下が懸念されていたため、地域内団体の代表者を集めて会議**を行った結果、保健・福祉活動事業、そばづくり体験等の地域おこし活動を行うNPOの規約を合併前までに、作成することができました。

事例 36 では、市が住民アンケートを実施したところ、**市街地の住民が農村地域との交流を強く望んでいる**ことが明らかとなり、地域における交流の促進を図るため基本計画を策定するとともに、直売所や市民農園の設置などの活動を展開しています。

事例 44 では、**販売価格が低迷し、農家の所得向上、黒豆の知名度向上等が課題**となっていたため、**意欲ある農業者、JA、行政により委員会を設立**し、黒豆のブランド化や商標取得、加工品の開発等に取り組んでいます。

事例 58 では、地域の**小中学校の休校が危惧**されていたため、**座談会やアンケート調査を実施**し、教育委員会は児童生徒減少対策検討会を設け、先進地視察などの活動を開始しました。さらに、**母校を守ろうとの思いを持った地域住民による、委員会が組織**され、山村留学制度を参考に外部から児童・生徒を確保しました。

(2) あきらめへの対処

(Q) これまでも農業振興などを通じ、地域の活性化に取り組んできましたが、人口減少、高齢化が進み、将来の明るい展望が想像できません。地域には何をしても無駄だとの「あきらめ」が広がっていますが、取組を行えるでしょうか。

(A) 地域の実情を踏まえた**関係者間の十分な話し合い**が重要だった例が多くみられます。また、**リーダーシップを持った人物**が重要な役割を果たした例や、外部の人の協力を得ながら地域の未来を模索することで**地域の方々の意識を変えよう**と努力している例があります。そのほか、**行政からの強い働きかけ**が「あきらめ」に対する**意識の変革**につながった例もあります。

事例 30 では、**地域のリーダーシップを持つ人物を中心として集落全体で頻繁に話し合い**を行い、ほ場整備、住宅用地整備、上下水道整備、農村公園整備などのハード整備や、集落営農組織の立ち上げを行いました。

事例 39 では、地域住民の間における集落崩壊の危機感から、**度重なる市長との話し合い**により、「このままではいけない、できることからやろう」と**地域住民の意識に変化**が生じました。

事例 55 では、退職した町の職員が、活性化に向けた取組のマネージャーとなり、都市農村交流の活動を進める協議会を設立し、**Iターン者等のアイデアを活かした商品開発**により実際に収益を生み出すなど、**農村ビジネスモデルの成功例づくり**に取り組んでいます。

(3) 活動の始め方

(Q) 活性化の取組を始めるに当たり、何から手を付けたらよいのでしょうか。

(A) 地域の状況、取組内容によりその方法は様々です。**アンケートやワークショップ等により、まず住民の意見を汲み上げた例、有志を集めて取組を進めた例、自ら率先して活動を進めた例、行政主導で取組を進めた例**などがあり、それぞれ取組を円滑に進めるための様々な工夫がみられます。

事例 3 では、建設業、金融、不動産、社会福祉関係、タクシー業界など、まちづくりに関連する**幅広い分野の 50 歳以下の若手リーダーを加えた協議会**を設立し、民間の力を活用

した定住促進等の取組を進めています。

事例 6 では、JAが大規模営農を展開している**地域の農家の実情に併せて栽培できる「にんじん」を導入**しました。JAでは、ブランド力向上のためスーパーへ直接出荷するほか、販売ロス低減のためハネものを加工し、収入増加を図っています。

事例 8 では、**県庁を交えた学習会を開催**するとともに、大学の先生の助言を得て、学生を対象とした**模擬グリーンツーリズムを実施**し、学生と農家で意見交換等を行っています。

事例 13 では、県、農業公社、町、NPO等を構成員とする協議会を設立させ、**町がグリーンツーリズムの振興計画を策定**し、農産加工施設と体験農園を整備しました。農業体験を通じ農業に関する知識と栽培技術を習得することにより、最終的に地域に定住してもらうことを目指しています。

事例 24 では、**生産組合の代表理事を中心に、仲間や関係機関を巻き込む形でブランド化**や加工品開発をスタートした取組の**成果が上がり活動が軌道に乗り始めた頃には、JAや市からも強力なバックアップ**を得られるようになりました。

事例 25 では、**有志によりトマト加工研究会を立ち上げ**、補助事業を活用して加工所を整備し、新商品開発と販路拡大に取り組んでいます。

事例 29 では、ダム湖と周辺における**スポーツレクリエーション施設等の整備をきっかけ**に、以前から実施してきた**交流事業をさらに推進**し、交流人口を増やすことにより、実質的な人口増加に結び付けるなど、地域振興・活性化の取組を進めています。

事例 53 では、周辺には日本棚田百選にも選ばれた棚田や清流、歴史的な用水施設などの地域資源があることから、**村が地域住民とともに廃校の有効利用を検討する「小学校活用協議会」を設立**し、グリーンツーリズムの拠点施設（体験交流施設）としています。

事例 59 では、森林ツアーを企画するにあたり、**大学の先生の指導を基に、早くからワークショップを盛んに実施**し、取組状況の継続した説明とフィードバックを実践しています。

(4) 地域資源の見つけ方

(Q) 地元にあるのもどこにでもあるものばかりで、先進事例のような特徴的な地域資源がありません。どのように地域資源を見つけたらよいのでしょうか。

(A) **外部の評価や意見、地域の歴史から地域の特徴を再発見**するなどの方法で地域の資源を見つけ利用している例があります。また、**地域での話し合いを重ねる**中でも、様々なアイデアも出てきています。

事例 4では、**建設コンサルタントが亜麻（あま）の復活を働きかけ**、この趣旨に賛同する農家が徐々に増え、「亜麻まつり」が開催されるまで取組が広がりました。

事例 16では、**大学の先生を招いて、地域資源の発掘を行いました**。他地域の者と交流を行うことで、**地域資源に気づき**、よく見かける渡り鳥に対する意識が変わった人や、農業に対する意識が変化した人もいます。

事例 22では、**専門家からのアドバイスを受け、ワークショップを実施することで、地域外の人（利用者、コーディネーター等）からの指摘により、地域の何に魅力があるかを認識することができました**。

その他参考となる事例： 事例 7, 14, 18, 19, 20, 27, 29, 39, 50

(5) 活動の中心人物

(Q) 活動の中心となる人がいなくて困っています。どのように中心人物を見つけたらよいのでしょうか。

(A) 地域の自治会や組合、生活改善グループなどの**団体に活動しているリーダー的な人**が中心となる例もみられますが、**強いリーダーシップがなくても、問題意識を共有し、共同で役割分担をしながら活動を進めている例、外部人材を活用している例、行政がサポートしている例**もあります。

事例 5では、市町村合併を契機に廃止される予定であった**交流イベントの灯を消さない**という**地域の有志**により、継続することになりました。

事例 26では、集落内で**人柄・人望が厚い方**に対し、当時の**町の助役が訪問し、説得**を行

いました。

事例 30 では、有限会社へ出向という形で派遣された人が中心となり、イチゴやブルーベリー、野菜、観光農園など多角的な経営を行っています。

事例 43 では、「地元のももを全国に広げたい」という思いに賛同した 41 名がグループを結成し、特産品のももを使った加工品の開発や販売、加工体験を通じて特産品の P R や地域の活性化に貢献しています。

事例 47 では、振興協議会の部会長の任期が 2 年であるため、ボランティアの「地域づくり協力隊」が協力者となり、行事等のサポートをしています。

事例 56 では、地元中学校の部活動指導や地区公民館長として実績を持つ方が、館長を引き受けています。

その他参考となる事例： 事例 3, 4, 6, 8, 9, 11, 17, 22, 24, 55

(6) 集落・関係者間の合意形成

(Q) 集落・関係者の合意形成が、なかなか進みません。どうすればよいのでしょうか。

(A) 参加しやすいよう配慮する、判断材料となる情報を開示する、地域・関係者間の意見を反映し計画を作成する、既存の組織を利用する、行政を利用するなどの工夫をしている例がみられます。また、参加を強制せず有志だけで取組を開始し、取組を行っていく中で賛同者を増やし、徐々に周辺を巻き込んでいる例もあります。

事例 4 では、亜麻栽培にはリスクがあり、儲かるものでもないのに、強制ではなく、かつての地域資源の復活という趣旨に賛同した農家が栽培に取り組んでいます。

事例 7 では、農家と家畜糞尿の処理施設や制度について研究や話し合いを重ね、平成 18 年にバイオマスタウン構想を作成しました。先行導入事例の課題を研究し、知見を集積するとともに、農家間の話し合いを重ねることで理解を得ていきました。

事例 11 では、地区のほぼ全農家が組合員となり、集落営農に取り組んでいますが、取組の一部に協力できない組合員には、その意思を尊重し強要しないよう配慮しています。

事例 33 では、当初、加工・販売施設の建設検討は女性ばかりの集まりで、なかなか集落の賛成が得られませんでした。が、**粘り強い活動と、役場の協力をえたことで、賛同が得られる**ようになりました。

その他参考となる事例： 事例 1, 2, 3, 8, 9, 16, 17, 20, 30, 32, 38, 39, 53, 55, 58

(7) 反対者への対応

(Q) 活性化の取組に批判的な人、非協力的な人がいますが、どのように対応すればよいのでしょうか。

(A) 十分な話し合いにより意見を取り入れた例、**有志で取組を行っていくうちに反対者の気持ちに変化**していった例があります。また、反対者を**気に掛け、感動を与える**ことで**考えが変わる**こともあります。

事例 1 では、当初、都市農村交流施設整備に対する意識や考え方が参加者の間で異なり反対者もいたが、やってみようという者で取組を開始したところ、**やがて、取組状況をみて、反対した者も取組に参加する**ようになりました。

事例 56 では、基本的に反目者は力をもっている反面、自分の出番も待っているので、**蚊帳の外になる人を出さない**という考えで、**反目者に直接的・間接的に感動を与えています**。

その他参考となる事例： 事例 7, 11

(8) 活動資金の調達

(Q) 活動に必要な資金は、どのように確保すればよいのでしょうか。

(A) 取組開始時の施設の整備等には、**行政の補助制度を活用**している例が多くみられますが、**自ら資金を確保**している例もあります。また、**民間活力を利用**している例もあります。運営資金の支援を行政から受けている例もありますが、将来的には、**収益事業を展開することで自立**することを目指すことも必要です。

事例 25 では、農産物加工施設の整備については**補助事業を活用**し、鍋、釜などの調理道具は**自己資金で調達**しています。ただし、加工施設の稼働率は40%程度で、稼働率の向上を図るため、施設利用団体が作業スケジュールを組み、JAが施設のPRを行い、参加団体を募っています。

事例 26 では、町、集落住民、都市部の民間企業が共同で出資し、農業生産法人を設立しました。集落の 46 戸中 30 戸（非農家や高齢世帯以外）が出資しています。

事例 33 では、地域の財産区から加工所設置費用を捻出し、地区全体で支えています。会員の中からアイデアが生まれ、活動していくことが楽しみ、生きがいになっており、10 年後楽しく暮らすにはどうしたら良いかを考えながら活動を行っています。

事例 50 では、交流活動の資金は、経済活動や補助事業に頼らないこととして、イベント毎に参加者から参加費（実費）を徴収し、不足分は地域住民や会員からの寄付により補填をしています。

事例 56 では、自治公民館の活動費を収益事業による収入でまかなっており、最初から補助金に頼らないようにしています。

その他参考となる事例： 事例 7, 11

2 取組の継続

ここでは、過剰負担の解消や後継者の育成など、農村活性化の取組の継続にあたり、直面する課題を、どのように克服したか、という観点から整理しました。

(1) 一部の人への過剰な負担

(Q) 取組組織の中心人物や取組の担い手の負担が大きくなっており、取組継続の支障となりかねませんが、どうすれば取組が続けられるでしょうか。

(A) 取組の中で役割分担をしている例が多くみられます。それぞれの得意分野をもとに担当を決めている例、税務や会計処理などに関しては外部の専門家を活用するほか、組織内で専門的な分野を担当する人材を育成している例もあります。

事例 19 では、組織運営の中心となる役員の負担が過剰になってきていることから、その任期を 3 年から 2 年に短縮することで対応しています。

事例 33 では、NPO 法人化した際、会計事務の研修に参加し、法人の会計事務ができる人材を組織内に確保しました。

事例 35 では、代表者の負担改善のため、厨房では主任を配置するとともに、持ち場毎の

責任者を決め、能力や性格に応じて適材適所になるよう配慮し、業務の分担を行っています。

事例 37 では、ランチバイキングの開始を機にNPO法人化し、それに合わせて財務諸表の整理は税理士に依頼することにしました。

事例 41 では、NPOが農業体験の受付や手続きを受け持つことにより、体験に協力している農家の負担軽減を図っています。

その他参考となる事例： 事例 1, 22, 53, 54

(2) モチベーションの維持

(Q) 地域の活性化には、取組の継続性が重要と考えています。どのように参加者のモチベーションを保っていけばよいのでしょうか。

(A) 地域の盛り上がり等を受けて取組の必要性を実感していること、子供や外部の人とのふれあいに生きがい、喜びを見いだしていること、必要な人材として自覚していること、十分な賃金を得ることはもちろん、わずかでも賃金を得ることなどもモチベーションの保持につながります。また、ルールを厳格化している例もあります。

事例 12 では、直売施設に栽培した農産物を出荷することができるようになり、高齢者の生きがいとなっています。地域が観光地として盛り上がるにつれ、農業者等も地域に対する意識が変わりました。

事例 32 では、法人を設立し集落営農を実施しており、農業部門では従事分量配当に改め、法人に対する貢献が反映されるようにしました。また、加工・販売部門についても、今後、分社化や子会社化し、努力し実績を上げる会員が利益を得る体制を考えています。

事例 39 では、伝統食づくりに必要となる、木の実拾いやその加工など高齢者が活躍する機会が増え、高齢者の生きがいとなっています。

事例 49 では、メンバーがいずれかの部会に所属し、活動をしていくシステムとしました。また、入会審査を理事会で厳しくし、入会時には誓約書を書かせています。

その他参考となる事例： 事例 38, 42, 54, 55

(3) 活動参加者の高齢化

(Q) 参加者には高齢者が多く、将来、取組の継続が困難になることが予想されますが、どのように取組を継続していけばよいのでしょうか。

(A) それぞれの地域で事情は異なりますが、**組織の高齢化を避けるルール**がある例、**外部からの応援を受け入れ**ている例、**地域の諸団体と連携**している例などがあります。

事例 5 では、高齢化により人手不足が深刻化してきているため、従来から農業用ダムやその付随施設等を利用したイベントを開催している**地域の団体と連携**を検討しています。

事例 33 では、活動が長期に渡り、メンバーも高齢化していることから、**後継者や新しい風を入れるため、若い人向けの職場見学会を開催**し、しっかりとした受入体制を整えています。

事例 57 では、定期的に役員が改選されるが、**役員経験者も一区民として積極的に活動に参加**することで、継続的な活動が行われています。

(4) 後継者の確保

(Q) 今後取組の継続には、取組の中心人物や担い手の後継者の育成・確保が必要と考えていますが、どのようにして育成・確保を図ればよいのでしょうか。

(A) 農業研修生などの形で、**都市住民を受け入れ**ている例、**地域農業の担い手育成**を通じて後継者を見つけようとしている例、積極的な勧誘等をせず緩いつながりで、取組を続けている例があります。また、将来を担う世代に**ふるさとの良さを伝えよう**という取組もあります。技術等を伝える場合は、**経験者と初心者、若手を組にする**など、人材育成の手法も参考になります。

事例 9 では、農事組合法人化により、**法人の職員として後継者を育成**したことで、職員の年齢も 20 歳～40 歳となっています。

事例 12 では、組織として会則や代表者を決めず、補助金も利用せず、**自己負担できる範囲内で活動を行い、ゆるいつながりを保ち**、事業を継続しています。

事例 15 では、地域の特産品である幻のトマトの品質を保つため、J A トマト部会等の技術研修に参加するほか、**先輩社員と新入社員と一緒に仕事に取り組ませるといったOJT的な技術の伝承・習得**も行っています。

事例 26 では、都市部の若者の新規就農や定住を促進する取組を行っており、研修生だけでなく、指導者、**地域と連携ができる経営者候補の育成**を目指しています。

事例 38 では、**子供に農業への関心を持たせるために、地元の小学校と連携し農作業体験**を行っており、子供が参加することで、非農家（親）も農作業に参加し、集落の保全や地域住民のコミュニケーションを醸成する場となっています。

その他参考となる事例： 事例 3, 18, 21, 22, 24, 32, 33, 35, 39

(5) 組織化、法人化

(Q) 取組の継続、発展のため、組織的に活動していきたいと考えています。どのように組織化、法人化を進めていけばよいのでしょうか。

(A) **活動の幅を広げるため、行政から独立した組織**を作った例、また、人材募集や販売ルート確保等、**社会的信用力を付けることを目的**にしている例も多くみられます。

事例 14 では、家族経営（水稲と養豚の複合経営）農家が「農業を食業に変える」という理念のもと付加価値型経営に移行し、レストランに取り組んでおり、**資材購入や販売・ルート開拓のため、法人化**しています。

事例 27 では、**自主的な運営ができるようNPOを立ち上げたことにより、各種事業者（旅館、飲食店、小売店など）と連携**が始まりました。

事例 60 では、構成員で勉強会を重ね、収益向上、後継者の育成に向け**人材募集を容易にすること、社会的信用の向上などの目的を共有し、有限会社化**しました。これにより、活動への専従性が高まり、商品開発に力を注ぐことができます。

その他参考となる事例： 事例 1, 9, 18, 31, 32, 49, 51, 52

(6) 行政からの支援の変更・縮小

(Q) 取組にあたり、行政からの支援がありましたが、今後減少が見込まれ、自立が求められています。どう対処したらよいのでしょうか。

(A) 取組当初には行政からの支援を得ていても、いずれこの**支援が減っていくことを前提に自立を目指している活動**が多くみられます。また、当初から行政からの**支援をあてにしていない取組**もみられます。行政からの**支援の変更にあわせて組織体制を見直している例**もあります。

事例 23 では、中山間地域等直接支払交付金の**制度拡充に合わせ 12 集落の協定を一本化**した広域的な協定に改め、地区が一つになって農地・農家・集落・地区を守る体制づくり、**集落や農家が不足する機能を補い合える体制づくり**、徹底した生産コストの低減に取り組んでいます。

事例 37 では、地域に「**資金は自前で**」との考えがあり、特産品の甘夏みかんのママレード、竹ようかん、小物や竹細工などを商品化し、市内物産展などで販売、資金を貯めています。

その他参考となる事例： 事例 1, 56

3 取組の発展

ここでは、収益性の向上、人手の確保など、農村活性化の取組の発展に向けて克服しなければならない困難を、どのように乗り越えてきたかについて紹介します。

(1) 新たな取組に向けて

(Q) 現在の取組が軌道に乗ってきたため、新たなステップに踏み出したいと考えていますが、どのような方法があるのでしょうか。

(A) 現在の**活動を進めていく上で生じた課題や気づいたこと**に対して、新たな取組を開始した例や**いろいろな人との交流や視察、意見交換により**、新たな取組のヒントを見つけた例があります。

事例 14 では、農産物の生産や加工、販売、レストラン事業に取り組んでいます。この地域は、伊豆沼や内沼などの豊かな自然環境に恵まれていたが、法人が直売所の開

設をきっかけに、「あるものさがし会」を立ち上げ、地域資源の調査研究や新しい農村産業の創造等の地域づくり活動に取り組んでいます。

事例 51 では、都市部のスーパーでの販売を通じ、消費者意識を意識する心が生まれ、ここで築かれた消費者との信頼関係を一層深めようと、消費者との交流を目的とした「ツアー」を始めました。

事例 54 では、「本物を知ること」を大事にして、一流の講師による研修や先進地視察を積極的に行い、自分たちの地域にしかできない部分を見つける目が養われて、新たな取組のヒントを得ました。

その他参考となる事例： 事例 1, 4, 6, 11, 13, 34, 47

(2) 収益性の向上

(Q) 農産物の直売や加工、交流により、収益をあげ、取組の財源にしたいと考えていますが、収益が計画どおりあがりません。どのような工夫をしたらよいのでしょうか。

(A) 来訪者やリピーターを増やす工夫、ブランド化等地域の特徴を活かす工夫、安全性や品質の確保、新製品の開発、民間ノウハウの導入、新技術を利用した販路拡大等を行っている例があります。また、各種の取組を組み合わせることにより、相乗効果をもたらしている例もあります。

事例 10 では、体験型教育旅行の受入を開始するため、インストラクターの認定を受けたり、勉強会に参加したりすることで、安全に農業体験を行える体制を整えています。

事例 17 では、女性グループが、特産品のいぶりがっこを店頭販売できるよう、市の加工施設を利用して真空パックにしました。さらに、品評会「いぶりんピック」が報道されたことで知名度が向上しました。

事例 18 では、有機栽培グループが、消費者と交流会・見学会を毎年実施するほか、ホームページで生産者や栽培品目技術を公表し、有機栽培の付加価値をアピールしています。

事例 40 では、交流施設「四季彩館」において、指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを取入れています。

事例 41 では、地域における取組について、市では広報誌やホームページを利用した情報発信、いちご生産組合では直売所を利用したイベント、NPOではメールマガジンの配信やいちご狩り体験を組み込んだバスツアーの企画、旅行会社と連携したマップの作成など様々なPRを行っています。

事例 42 では、市の指導による栽培技術の講習会の開催、コンサルタントによる経営指導、組合役員による農薬、品質の確認の取組などにより、安全、新鮮で高品質な農産物の生産・出荷体制を確立しました。

その他参考となる事例： 事例 6, 11, 12, 14, 15, 19, 20, 22, 24, 25, 28, 29, 30, 32, 34, 35, 36, 38, 43, 44, 46, 49, 51, 52, 53, 54, 55, 58, 59, 60

(3) 施設・整備の制約

(Q) 販売スペースや駐車容量、加工施設等の施設・設備等について制約があり、取組を拡大していく上での制約となっていますが、どうすればよいのでしょうか。

(A) 不足している施設の性能を工夫でカバーしている例や、ハード整備について行政と相談している例もあります。

事例 36 では、交流施設が狭いため、売場面積を確保する工夫をしていますが、取組のさらなる進展に向け建物の拡張等を市と相談しています。

(4) 人手の確保

(Q) 農産物の加工やイベントの開催等のために人手が必要です。どのように人手を集めればよいのでしょうか。

(A) 取組に協力してくれる地域の方々にもそれぞれ事情があり、取組への関わりには濃淡が出てくることもあります。参加者確保のため事前に声かけをしている例、特に人手が必要な時には、地域から出た家族・親戚に応援に来てもらっている例などがあります。

事例 26 では、農業生産法人が体験学習事業における集落からの参加者を増やすため、事前に女性同士気のあった仲間に声をかけてもらうなどの工夫をしています。

事例 37 では、30 代の若者から 70 代の高齢者まで約 100 人が、**外部から支える応援団**として、各種活動や交流イベントなどを支援する体制がとられています。

事例 45 では、イベントの開催にあたり、いずれは地域の実行委員会に任せたいと考えており、**担い手となる若手を中心とした研修を企画**しています。

事例 54 では、イベントなどの特に人手が必要になるときは、**地域から出た家族・親戚が応援**に来てもらっています。また、集落では「何もできない」と様子見をしている人にも、**無理のない範囲で手伝いを依頼**したところ、期待されていると分かり、次からは手伝えることはないかと気に掛けてくれるようになりました。

その他参考となる事例： 事例 1, 5, 9, 21, 22, 38, 39, 57

(5) 不参加者の理解促進

(Q) 活性化の取組に参加していない方々にも、取組に対する理解を深めてもらいたいと考えていますが、どのような方法があるのでしょうか。

(A) 取組に参加していない方々の**生活に支障が生じないように配慮**している事例や**地道な取組が地域の方々に認められている例**などがあります。また、**学校と連携し、子供とともに親の理解を得ている例**もあります。

事例 4 では、多数の観光客が訪れ、集落内の生活道が混雑するなどの弊害が生じていたため、**混雑期間を絞るとともに、PRを兼ねてイベント（亜麻まつり）を開催**しています。また、**巡回バスにより亜麻まつり期間の交通を減少**させる工夫も行っています。

事例 31 では、運営内容の**広報に力をいれること**によって**地元住民からの反応が多くなり**、「自分も何かしたい、手伝いたい」、「あそこにこんな物がある」等様々な情報が寄せられるようになりました。

事例 38 では、農事組合法人の設立にあたり、弱者切り捨ての心配意見もありましたが、話し合いを重ね、**地道に活動していく姿を見せることにより、今まで見向きもしなかった方からの共感が得られる**ようになりました。

事例 56 では、**目的や資金計画などの全ての情報を住民全員参加の自治公民館総会でオープン**にすることで活動に参加する住民の数を増やしています。

その他参考となる事例： 事例 1, 7, 54

(6) 他組織との連携

(Q) 行政を始め活性化の取組に関係する他の組織と連携し、互いに協力し合い活動を進めていきたいと考えていますが、どのように取り組めばよいのでしょうか。

(A) 他の組織と連携すれば、活動範囲を広げ、その効果も大きくなることが期待できます。**若者や民間事業者から商品開発のアドバイス**を受けている例、**日頃からの良好な関係を構築**している例があります。また、地域で**各種組織を実質的に一元化**している例もあります。

事例 11 では、中山間地域等直接支払交付金の協議会もグリーンツーリズム協議会等も農事組合法人の理事会に参加してもらうことで、**地域の農業・農村活動主体を実質的に組合に一元化**しています。

事例 17 では、女性グループが生産したいぶりがっこを、**県内大学と連携して販売**しています。大学生の柔軟な発想や販促活動が、グループにより刺激を与えています。

事例 37 では、**商品開発にあたり、民間業者からアドバイスを受けながら進めており**、イベントや行政手続きの様々な相談先としては、街中にある市の出先機関を利用しています。

事例 57 では、地域のむらづくり組織が、NPOとお互いに支援、協力、情報発信など行っており、空き店舗を利用する物産館の案がでた際は、**ノウハウを持ったNPOの指導を仰ぎながら取組を実施**しました。

その他参考となる事例： 事例 10, 16, 19, 20, 27, 28, 29, 41, 44, 49

(7) 外部人材の確保

(Q) 取組を展開していくために、外部から人材を確保したいと考えています。地域に最適な人材を、どのように確保すればよいのでしょうか。

(A) 先進地区の事例を参考に、求める人材を確保するため**応募条件の設定、面接などの募集方法を工夫**している例があります。外部人材を活用する**目的や活動内容を明確にし、関係者間での認識共有を支援**する組織を利用する方法もあります。

事例 53 では、取組の中心となるコーディネーター役の公募にあたり、**住民票を村に移すことや報酬などの応募条件を設定**し、人材を確保しました。また、**地域の状況に詳しい大学教授から助言を受けつつ**、活性化計画を作成し、実践活動を始めました。

その他参考となる事例： 事例 26, 33, 39, 42, 50, 59

(8) 外部人材のサポート

(Q) 外部から確保した人材に、実力を発揮してもらうために、どのような支援が必要でしょうか。

(A) **行政と一体となり活動**したり、受入組織が**研修終了後も、営農指導等を継続**することで地域との良好な関係を構築している例もあります。

事例 26 では、**研修終了者が、地域内農家の協力を得て町内に定住・就農**しています。定住・就農した者は、伝統文化、祭りの継続など集落を活性化する一翼を担っています。

事例 53 では、体験交流施設で住民が体験活動の講師役を務めており、さらには、地域活性化に向けた取組に村の職員も出席することで、**住民、体験交流施設の職員、村が一体となって活動**しています。

その他参考となる事例： 事例 18

4 不測の事態への対処

ここでは天候不順、事故など、農村活性化の取組の中で発生した不測の事態に、どのように対処したかを紹介します。

(1) 天候不順による原材料等の不足

(Q) 天候不順により、農産物の生育が悪化、不作となり、出荷量、加工原料等に不足が生じた場合には、どのように対処すればよいのでしょうか。

(A) その時、その地域の状況で対応は変わることが想定されますが、不作時の対処を考えておくことは重要です。**加工品の原材料確保のために、生食用の生産品を利用**した例もあります。また、**不作が、地域を見直し、新たな取組を始めるきっかけ**となった例もあります。

事例 20 では、天候不順による不作をきっかけに、梅農家が新たな作物への転換の検討を開始し、**観光農園**（ブルーベリー園とみかん園）を整備しました。

事例 25 では、トマトが不作の年は、生食向けを減らして加工に回し、糖度の高いものはトマトソースに、他はカレー等に加工しました。

（２） 台風などによる被害

（Ｑ） 台風、豪雨などの自然災害により、地域が被害を受けましたが、このようなときは、どう対処したらよいのでしょうか。

（Ａ） 取組再開を期待している人がいるとの強い思いから**再建**を果たした例や、災害からの**復興過程で危機感が共有され、取組が始まった**例があります。

事例 46 では、大洪水による壊滅的な被害をきっかけに**地域課題を全地域住民で考え、これからの地域振興に努力しよう**と**振興会が組織**されました。

事例 52 では、台風により直売所が全壊したが、「**顔なじみのお客さんが待っている**」という強い思いから**再建**しました。新しい農産物直売所を設立した際は、他の農業者と漁業者に声をかけ、花きや魚介類を含めた品揃えの充実を図りました。

（３） 事故の発生

（Ｑ） 取組の中で、事故を起こしてしまった場合には、どうしたらよいのでしょうか。

（Ａ） **事故や故障を想定し、準備しておく**ことが重要です。また、実際に事故が起ってしまった場合、**冷静な対処**が求められます。関係者と相談するほか、**状況に応じて再発防止策**も検討しましょう。

事例 1 では、田植え体験に参加した園児が皮膚炎になったが、**幼稚園等から裸足での田植えは貴重な体験なので、そのまま続けてほしいとの要望**があり、裸足での田植え体験を続けています。

事例 31 では、農地と地域の自然環境を守るため、農地・水環境保全会を設置し、**共同作業の草刈り等の事故には自治会保険で対応**しています。

5 その他

ここでは、移住者や農村活性化の取組に関する行政の関与などの課題にどのように対処したかを紹介します。

(1) 移住者への対応

(Q) 定住促進の観点から、移住者を増やしたいと考えています。また、移住者になるべく早く地域に馴染めるようにするには、どうしたらよいのでしょうか。

(A) **移住者のための住宅の建設や改修、就業先の用意**を行っている例や、移住者が戸惑わないよう事前に地域の実情について**不利な情報も含めて提供**を行っている例、地域に馴染みやすいよう町内会に加入するなど**地域のルールを設定**している例、移住を決断する前に**試行期間を設けた**例などがあります。

事例 2 では、**バスツアーや現地案内を実施**しており、様々な見学コースを準備し、**移住後の暮らしをイメージしやすい**ようにしています。

事例 3 では、**移住者には自治会への加入を義務付けて**います。また、移住後のトラブルを減少させるため、不便さなどの**不利な情報もあえて提供**するとともに、**市内の暮らしを試せる制度**も用意しています。

事例 48 では、町が「空き家バンク」を設置し、**月刊誌に物件情報を掲載**するとともに、新規定住者奨励金、定住促進空き家活用事業補助金、子育て家庭家賃補助金などの**定住促進策を整え**ています。

事例 58 では、地域住民で構成される活性化対策委員会が留学募集計画の立案、パンフレット作成・配布等の広報活動、受入環境の整備に取り組み、村は委員会が確保した**空き家改修費や家賃の補助や転入する小中学生への助成**を実施しています。

その他参考となる事例： 事例 27, 33, 39, 46, 50

(2) 行政の関与

(Q) 行政は地域の取組に対して、どの程度関与していけばよいのでしょうか。

(A) 地域により、課題や地域住民の意向も異なり、行政の関わり方も異なります。行政が計画の策定にあたり、**アンケート調査等により地域住民の意向を把握し、地域住民の理解促進、スムーズな合意形成等**につなげている例があります。

行政が必要に応じて**資金援助**をしている例がある一方、取組当初から**地域の主体性がなければ、支援もしない**などのルールがある例や、**意見交換の場の提供役、事業制度や先進事例等の情報提供役、相談役として側面的な支援のみ行う**例もあり、さらに、**行政の関与がなく地域自ら取り組んでいる**例もあります。

また、行政の**関与を徐々に小さくし、地域が自主性を発揮できるように**している例も多くみられます。

事例 2 では、計画策定のプロセスにおいて、市が**アンケート調査や座談会の開催を通じ、地域住民の意向の的確な把握に努めた**ことが、地域住民の理解促進やスムーズな合意形成につながりました。

事例 28 では、自然体験バスツアーの実施にあたり、**村が不得意な都市での集客や宣伝は外部の仲介者と連携**しました。

事例 37 では、女性グループが自ら考え特産品の開発、販売、各種交流イベントの開催などの取組を行っていることから、**行政は相談役として助言する立場をとっています**。

その他参考となる事例： 事例 1, 3, 4, 5, 6, 7, 10, 13, 17, 18, 19, 20, 22, 26, 29, 30, 35, 36, 43, 45, 53

Ⅲ. 調査事例集

1 事例集

「Ⅱ. 農村活性化におけるQ&A（課題解決のヒント）」で紹介した事例をまとめたものです。

事例1 はこだてしかめお 北海道函館市亀尾（中山間地域）

主な取組内容：交流（体験、直売）

函館市亀尾地域では、将来、地域から学校や郵便局がなくなり、集落がさびれていくという懸念をもった住民たちが、平成13年に「何でもいいから思いついたことをやってみよう」と、セロリ、さくらんぼ、辛味大根の試験栽培や地元の酒米を使った酒づくりに向けた取組などを開始した。

さらに、市では地域活性化のために都市農村交流施設（体験農園）を計画し、**地域住民との十分な話し合いを重ねた上で設置場所等を決定し**、体験農園を整備した。

当初は、取組に対する意識や考え方が参加者の間で異なり反対者もいたが、まずはやってみようという者を中心にNPOを設立した。**設立手続きなど事務処理の壁は、外部の行政書士に依頼**することで解決した。

さらに、困っていた体験農園の利用者に同情した**地域の女性たちが活動に関わるようになり**、そのような状況を見てかつて反対していた者も取組に参加するようになった。

また、取組の中心となる事務局長は多忙なため、活動を他の人に任せざるを得なかったが、**役割分担し、他の担当との連絡調整が必要な仕組みにしたことで、結果的に他の人たちの主体的な参加へつながった。**

体験農園は、幼稚園や小学校の体験学習の場として好評であり、毎年の恒例行事になっている。また、体験農園の近くで始めた農産物の直売も好評を得ており、直売に取り組む農家が増えている。現在は来訪者が年間1万人を数え、体験農園に幼稚園児や小学生が来ることは高齢者の喜びにつながっている。

なお、田植え体験に参加した幼稚園児がその後皮膚炎になり、市と相談し裸足での田植えの禁止を検討したことがあるが、**幼稚園等から裸足で田植えを行うのは貴重な体験なので、そのまま続けてほしいとの要望**があり、裸足での田植え体験を続けている。

市では、体験農園の運営、管理に必要な費用として、一定額を支援している。NPOは、将来的に**市からの補助なしで活動を継続できるよう自立をめざし**ており、市は、**地域の自主性に委ねる方針**をとっている。

何でもいいから始めてみようという取組開始から10年余り経過しており、息の長い取り組みとなっている。

事例 2 北海道^{えにわし}恵庭市（都市的地域）

主な取組内容：定住促進

恵庭市では、**将来予想される人口減への対策**として、「JR 3 駅を中心とした集約型都市構造の形成」、「歩いて暮らせるまちづくり」を基本的な考え方とする都市計画マスタープランを策定した。一方、田園が広がる地域にある未活用の市有地をモデル地域に定め、計画的な優良田園住宅の整備を推進することとした。これらの計画策定のプロセスにおいて、市ではアンケート調査や座談会の開催等を通じ、**地域住民の意向の的確な把握に努めたことが、地域住民の理解促進やスムーズな合意形成につながった。**

整備された全 30 区画の住宅地には、周囲の田園風景と調和した景観や町並みを実現するため、地区計画に加え、**建築ガイドラインや景観づくりに関する協定などのルールを設定**し、これらの方針を理解し賛同した入居者を受け入れている。

なお、広告宣伝に関しては、**民間事業者と行政とが連携**して行っており、市が「移住者向けの市の情報」を、民間事業者が「住宅地に関する詳細情報」をそれぞれ発信し、**内容の充実・相互リンクに努めている**。また、バスツアーや現地案内も共同で行っており、見学者の要望に合わせて様々な見学コース（自然、教育、病院等）を準備することで、**移住後の暮らしを想像しやすいもの**としている。その他にも、既に入居している住民が積極的に見学者へ接触するといった、地域に馴染みやすい雰囲気づくりが行われている。

これらの取り組みの結果、平成 24 年までに 3 分の 2 の区画が販売済みとなっている。

事例 3 北海道^{だてし}伊達市（都市的地域）

主な取組内容：定住促進

伊達市では、住みやすいまちづくりを目的として平成 13 年に研究会を立ち上げ、**先進地視察や市民 2,000 人への対面アンケート調査**などを行った。平成 16 年には、建設業、金融、不動産、社会福祉関係、タクシー業界など、まちづくりに関連する**幅広い分野の 50 歳以下の若手リーダーとともに研究会を協議会に発展**させ、平成 17 年には、住みやすいまちづくりの一環として住宅地整備の構想を策定した。

住宅が整備される地域では、**地域住民へ早期に説明を行う**とともに、移住者に自治会加入を義務付けることにより、地域住民の理解を深めていった。

市は、**資金的な支援は行わず、民間の力を活用**することとし、ホームページ等を利用した広報の他、法律・制度に関する助言などの側面的な支援に努めた。また、移住希望者には**移住後のトラブルを減少させるため、不便であることなどの不利な情報もあえて提供**するほか、移住の決定に先立ち、市内の暮らしを試せる制度も用意した。

住宅地の整備は、平成 19 年より開始し、平成 24 年までに全 53 区画のほぼすべてが契約済みとなっている。

事例4 北海道当別町東浦とうべつちょうひがしうら（平地農業地域）

主な取組内容：交流（イベント）、6次産業化（商品開発）

当別町では、建設コンサルタントが美しい里づくり等を目指し、かつて栽培されていた**亜麻（あま）の復活**を農家に働きかけた。亜麻栽培は1軒の農家から始まったが、担当者の取組姿勢に**農家が共感し、東浦地域を中心に徐々に仲間を増やしていった。**

亜麻栽培にはリスクもあり（不作時の補填もない）、儲かるものでもないので、各農家の自主性に任せ、かつての**地域資源の復活**という趣旨に賛同した農家が取組に参加している。商品の開発、製造、販売は民間会社が担当することで、栽培から販売までを**役割分担しながら取り組みを進めている。**

花が咲く時期は、多数の観光客が訪れる反面、集落内の**生活道が混雑するなどの弊害**も生じていた。そのため、**混雑期間を絞るため、PRも兼ねてイベント（亜麻まつり）を開催している。**

亜麻まつりは、国の支援制度を利用して立ち上げた協議会（亜麻生産、廃校活用、都市農村交流の推進を行っている団体等が参加）を核とした実行委員会が開催しており、会場には廃校を利用したり、**巡回バスにより亜麻まつり期間の交通を減少**させたりする工夫も行っている。

町は、イベントをきっかけにホームページでの広告のほか、鉄道会社とともにツアーを企画するなど、亜麻を活用した地域活性化を広報面を中心に支援している。

外部からの働きかけから10年以上経過しており、息の長い取り組みとなっている。

事例5 北海道安平町早来あひらちょうはやきた（平地農業地域）

主な取組内容：交流（イベント）

安平町早来地域では、合併前の町が主催していた都市農村交流イベントが、市町村合併を契機に、行政コストの縮小を目的として廃止される予定であったが、20年以上続いていた交流イベントの灯を消さないという**地域の議員を中心とした有志により継続**されることとなった。

かつてイベントを主催していた町では広報や資材の貸与などの支援を実施している。イベントの運営を行っている有志グループは、高齢化により**人手不足が深刻化**してきているため、**地域の団体等と連携**を模索している。この地域では、従来から農業用ダムやその付随施設等を利用した取組が行われており、両者の連携に向けた検討も行われている。

事例6 おとふけちょう 北海道音更町（平地農業地域）

主な取組内容：農業振興（新規作物、技術指導）、6次産業化（加工）、交流（民泊）

音更町では、小麦、じゃがいも、ビート、豆類の輪作体系が主流であったが、農家の高齢化と農業経営の大規模化に伴う労働力不足により、手間のかからない小麦の作付けが過剰となり、連作ほ場が増えていた。このため、**大規模営農を展開している地域の農家の実情に併せて、栽培できる新たな作物**として、JAでは「にんじん」を導入することとした。

地域の土壌は、にんじんに不向きとされ**栽培が困難であったが、JAとその協力農家が主導し技術開発を行い、栽培方法の普及**を図った。

新たな投資が必要で、手間もかかる播種や収穫作業は**コントラクター（農作業委託）を活用し、農家の負担軽減、取組意欲を促進**している。また、JAでは、ブランド力向上のためスーパーへ直接出荷を行っているほか、販売ロス低減のためハネものの加工を行い、収入増を目指している。

また、地元農家が都会の人々や消費者に地域の農業を伝えたいという思いから始まったグリーンツーリズムも行われている。町は、受入農家の紹介等の協力を行っており、**交流により将来的な地域の応援団が育つ**こと期待している。

事例7 しかおいちょう 北海道鹿追町（平地農業地域）

主な取組内容：農業振興、地域資源の活用（バイオマス発電）

鹿追町では、市街地近郊で酪農が営まれているため、家畜糞尿の悪臭が問題となっていた。この解決と同時に、**営農環境の改善や畑作農家の経営改善、酪農家の生活環境の改善を図る**ことを目的に、町が主導して**糞尿を利用したバイオマス発電施設を建設**することとした。

施設（糞尿処理施設）の導入にあたっては、平成11年に検討を開始し、農家と施設や制度について研究や話し合いを重ね、平成18年にバイオマスタウン構想を作成した。施設の導入をためらう農家もいたが、**海外も含め先行導入事例を研究し、知見を集積**するとともに、農家間の話し合いを重ねることで、全農家の利用組合参加を実現した。話し合いの場では、反対農家を賛同農家が直接説得することも行われた。

バイオマス発電施設の運営は、**町、農家で設立された利用組合により自立した運営**がなされている。

入念な**情報収集や先進地視察、そこで得られた課題への十分な対処**により、稼働して5年の間、**大きな故障は発生していない**。

事例 8 くろいし しやまがた 青森県黒石市山形（中山間地域）

主な取組内容：交流（民泊、教育旅行）

黒石市山形地域では、農家民泊による収入増を目指し、5～6戸の農家が平成18年に体験型修学旅行の受入れのため研究会を設立した。

設立にあたり、県庁を交えて**学習会を開催し、地域内のとりまとめ役が多様な意見の調整**を行った。

また、事前に**大学の先生の助言を得て、学生を対象に模擬グリーンツーリズムを実施し、学生と農家で意見交換等**を行った。

現在は学生のみならず外国人農家の受入れも行っており、農家民泊の取組は、**農家所得の増加に寄与する**とともに、受入れ客によるお土産の購入など、**地域経済への波及効果**も期待される。研究会では、今後、大人の受入れ拡大を図りたいと考えており、さらに、より多くの継続した受入れのため、**旅行会社等との信頼関係構築を重要視**している。

事例 9 ひらかわし だいきょうじ 青森県平川市大光寺（都市的地域）

主な取組内容：農業振興（法人化）、地域振興、6次産業化（加工）

平川市大光寺地域では、作業体系、ほ場利用の効率化を図るため、**水稻を生産する水稻生産組合と大豆を生産する転作委員会を合併**した。この合併は、当時の生産組合長が提案し、市が各組織の代表者に説明を行い、各代表が各組織内の合意形成を図った。

農事組合法人となったことにより、**家族経営による世襲から法人の職員として後継者を育成するよう大きく変化**した。平成24年現在、法人の職員の年齢は20歳～40歳となっており、彼らが**地域の伝統芸能の担い手として地域と関わるなど、地域コミュニティの維持に貢献**している。

法人の経営については、経営の多角化を検討しており、大豆の加工、ハウスによるイチゴ栽培等にも取り組み、**直売所や学校給食センターへの出荷**などを行っている。

事例 10 ひらかわし かなや 青森県平川市金屋（平地農業地域）

主な取組内容：交流（農家民泊、教育旅行、農業体験）、定住促進

平川市金屋地域では、農家所得向上対策の一つとして、体験型教育旅行の受入を行うための**NPOを設立し、受入の基盤づくり**を行った。NPOでは、**大学等の教育機関、県内外のNPO、グリーンツーリズム推進団体、行政、旅行会社等と連携**し、平成16年から受入れを開始している。

受入農家においては、**インストラクターの認定を受けたり、受入れに当たっての勉強会に参加**するなど、**安全な農業体験実現のため努力を重ね**ている。

また、他の地域にはない町並み（蔵、庭園、生け垣）を活かし、農業体験のみならず、

観光と融合したグリーンツーリズムの受入地となっている。

さらに、この地域の**地元農産物を使用した加工品の開発**を目指した活動が始まっている。

事例 11 とおのしみやもり 岩手県遠野市宮守（中山間地域）

主な取組内容：農業振興（集落営農）、6次産業化（加工、直売）、交流（観光農園、教育旅行）

遠野市宮守地域では、**ほ場整備事業を契機に3つの集落が一つとなり**、集落営農を目指す「一集落一農場」構想のもと、宮守地域を何とかしたいという**役員が個々の農家を説得**し、平成8年に任意組合を設立した。その後、法人化に向けて全農家が話し合いを重ね、農事組合法人となった。

地域のほぼ全農家が組合員であり、**組合長や役員が強いリーダーシップを発揮**し、組合の活動に理解と協力を求めているが、**一部の活動に協力できない組合員には、その意思を尊重し強要しない**ようにしている。また、総会の開催や広報誌の発行等を通じ、収支決算報告を行うなど組合活動の透明化を図っている。

中山間地域等直接支払交付金の協議会やグリーンツーリズム協議会等と連携し、組合の理事として参加してもらい、**農業・農村活動主体を実質的に組合に一元化**しており、各種交付金については、個々の農家ではなく組合で一括管理している。

グリーンツーリズム協議会との連携では、平成21年から小中学生の農業体験の受入れを実施している。

さらに、組合では、農産物直売所、ブルーベリー園、ワラビ園を運営しており、**所得の確保と女性及び高齢者の雇用の場を確保**している。また、収益向上や6次産業化に取り組みたいという組合員の意向を受け、農産物加工施設を設置し、果樹・野菜のジュースやジャム、どぶろくなどの商品を開発し、直売所等で販売している。

事例 12 しずくいしちょうながやま 岩手県雫石町長山（中山間地域）

主な取組内容：地域振興、多業種の連携（情報発信）

雫石町長山地域では、アルペンスキー世界選手権開催を契機に観光客が増えたが、地域全体として情報発信ができていなかった。平成15年、花苗生産直売店の経営者が、**観光マップ作成を街道沿線店舗経営者に呼びかけた**ことをきっかけに、毎年パンフレットを製作するようになった。**観光地として知名度が上がるにつれ、地域の農業者等の意識も変化し**、一部の農道にはあじさいが植栽されるようになった。

加入に際し、特段の基準はないが、結果的に会員同士の調和を乱さず、協調性のある者が加入している状況であり、組織として会則や代表者を決めず、補助金も利用せず、**自己負担できる範囲内で活動を行い、ゆるいつながりを保ちつつ、事業を継続**している。

花苗生産直売店には農家レストラン、手作りジェラート店には農産物直売所が併設され

ており、主に地元の農畜産物や農産加工食品を販売し、地域の農家所得の向上に寄与している。また、栽培した農産物を出荷できる**直売施設が近くにできたことにより、高齢な生産者の生きがい**につながっている。

地域内に点在する店を線で結ぶ街道としてPRし、各店が連携したことにより、観光客等が地域内を回遊し、地域のにぎわいの創出を実現している。

事例13 しずくいしちようみなみはた 岩手県雫石町南畑（中山間地域）

主な取組内容：多業種の連携、交流（農業体験）、定住促進

雫石町南畑地域では、平成16年に県、町、農業公社、NPOの4者により「連絡協議会」が設置された。食と農を基幹とした地域活性化を図るモデルとして、**目的別エリアの設定と推進主体を明確化**し、イベントの開催などの定住・交流促進等の事業を展開している。

平成20年には県、町、農業公社、NPOなどから構成される協議会を設立し、**町が本地域をグリーンツーリズム拠点とする振興計画を策定**し、農産物加工施設と体験農園を整備し、加工施設は地域住民の組合が、体験農園はNPOが運営している。協議会の取組には食と地域の交流促進対策交付金が活用された。

また、農業体験塾やきのこの山プロジェクト、はちみつプロジェクトなどの農業体験を通じ、**農業に関する知識と栽培技術を習得**することにより最終的に地域に定住してもらうことを目指している。

事例14 とめしはさまちよう 宮城県登米市迫町（平地農業地域）

主な取組内容：農業振興（法人化）、6次産業化（加工、直売、レストラン）

登米市迫町地域では、水稻と養豚の複合経営農家が「農業を食業に変える」との理念のもと、付加価値型経営への移行を模索し、農産物の加工・販売やレストラン事業に取り組んでいる。創業時から**生産、加工、販売を地域内で一貫して行うことで、ブランドイメージの構築**を目指しており、また社会的信用を高め、販売と資材購入のルート開拓するため、有限会社を設立し、法人化した。

平成12年に地元農家による農家直売所を設立し、**地域との関わりを持ったことで、地域を活性化することも必要**と考えるようになっていった。もともとこの地域は伊豆沼、内沼などの豊かな自然環境を有しているものの、湖沼を訪れる野鳥観察者等との交流が少なく、**地域資源として十分活用されていなかった**。そこで、この会社は「あるものさがしの会」を立ち上げ、**地域資源の調査研究や新しい農村産業の創造等の地域づくり活動**に取り組んでいる。この会社が交流イベントを開催する際は、地域の高齢者に参加を呼びかけるようにしている。

事例 15 おおさき し かしまだい 宮城県大崎市鹿島台（平地農業地域）

主な取組内容：農業振興（技術研修）、6次産業化（加工）

大崎市鹿島台地域では、全国でも珍しい幻の品種と呼ばれるトマトを栽培しており、複数の農場を持つ企業が、トマト生産の牽引役となり、栽培の技術の確立等に努めている。

この企業では、経営する農場ごとにトマトの品質に差が生じるという課題を解決するため、JAトマト部会の技術研修への参加や、先輩社員と新入社員を一緒に仕事に取り組みせるといったOJT的な技術の習得により、各農場における栽培技術の向上等を図っている。

年間を通じた顧客の確保のため、平成18年に加工所を整備し、平成22年にはトマトを使ったメニューを提供するカフェを開設し、加工品の販売促進に努めている。また、トマトジュースの生産はすべて自社生産に切り替え、出荷量を確保した。

この企業では、ホームページでのPR、様々な露天が並ぶ地域のイベント（鹿島台互市など）における物販、アグリフードEXPOへの出展などにより知名度の向上を図り、トマトを軸とした地域農作物のPRも行っている。

事例 16 おおさき し たじり 宮城県大崎市田尻（平地農業地域）

主な取組内容：地域振興、交流（民泊、教育旅行）

大崎市田尻地域では、地域の農家等を構成員とするグリーンツーリズム委員会により、継続的な都市農村交流活動を実践し、安全・安心な食についての大切さを伝えている。

平成7年にグリーンツーリズム整備構想実践委員会が設立され、大学の先生を呼び、地域資源の発掘等の検討を進めた。その後グリーンツーリズム委員会を設立し、平成15年には農家民泊による中学校等の体験型修学旅行の受入れを開始、平成20年には農家民泊受入を組織化した。委員会では、農家民泊ツアーや、稲刈り体験、新米試食会等の農業体験や、NPOから渡り鳥ガイドなどを派遣してもらい渡り鳥の観察会等の豊かな自然環境を活かした活動に取り組んでいる。委員会の収入は、農家民泊の受入収入や、県の事業による支援、グリーンツーリズム会員からの会費（年1,000円）によりまかなっている。

農家民泊の取組を始めるに当たっては、取組の中心人物や事務局が受入れ家庭に対して、交流の楽しさを伝え、まずは実体験してみるよう説得を進め、各家庭の理解を得ていった。農家民泊を受け入れた農家では、他地域の者と交流を行うことにより、地域住民は気づいていない様々な地域資源（景観、伝統料理）に気づく契機になっているほか、家族とは何かを考え直すきっかけにもなっている。

事例 17 秋田県横手市山内三又よこて しさんないみつまた (中山間地域)

主な取組内容：6次産業化（加工、直売）、交流（イベント）

横手市山内三又地区では、中山間地域等直接支払交付金を導入した際の**地域内での話し合いにより絆が再構築**され、水路が整備されたことで営農意欲が向上し、営農生産組合の設立と基盤整備事業の実施につながった。

営農生産組合では**組合長や事務局長が、集落では区長が中心となって活動**し、集落内の話し合いを重ねて合意形成を図った。

また、地区の**女性でグループをつくり、地域資源の価値を見つめ直し、新たな所得確保**と高齢者の生きがいづくりを目指している。このグループが製造する特産品のいぶりがっこは主に市の**加工施設で真空パックにすることで、店頭販売が可能**となった。市の主催でいぶりがっこ**品評会「いぶりんピック」が開催され、この取組が報道**されたことにより「いぶりがっこ」の知名度が向上した。また、県内大学と連携して販売しており、**大学生の柔軟な発想**（ネーミング、パッケージデザイン）や**販促活動**（情報発信、インターネットでの販売など）が、**地域のグループ**により刺激を与えている。

そのほか、砂防ダムと治山堤防の水辺空間を利用した川遊びのできる憩いの場を整備し、夏には帰省客が楽しめる溪流祭りを開催し、冬には廃校となった小学校を活用して、雪中運動会を開催するなど独自のイベントにも取り組んでいる。

事例 18 群馬県高崎市倉渕たかさき しくらぶち (中山間地域)

主な取組内容：農業振興（有機栽培、新規就農）、6次産業化（直売）

高崎市倉渕地域では、ハウスほうれん草の価格を設定できるような生産販売体制を検討していた。**有機栽培農家が以前から提携で自ら価格を決めていた**ことから、昭和63年、3名が（現在の前身の）組織を作り、堆肥を使った無農薬・無化学肥料の有機栽培を開始し、生産者を増やすため新規就農者の受入れを開始している。

新規就農者の募集・受入体制を強化し、有機野菜生産者を増やし、取引先を確保するため、平成8年には**13名で（現在の）組織を立ち上げ**、平成17年には会員で出資し、生産物の出荷・販売窓口となる法人を立ち上げた。

有機栽培だけでなく、取引先や消費者との交流から新作物を導入した多品目栽培、標高が300mから800mという地域の特徴を活かした周年栽培のほか全面マルチを利用した雑草対策などの効率の良い栽培を行うなどの工夫をしている。

有機栽培の付加価値について、**取引先の消費者との交流会・見学会を毎年実施**するほか、**ホームページで生産者や栽培品目技術を公表**し、アピールしている。

市では**新規就農者研修施設を建設**し、**新規就農希望者の受入体制を充実**させるとともに、土壌分析や有機農業に関する資料の提供など、この取組の後押しをしている。また、新規

就農者研修施設に空きが無い状況であり、農業団体等に依頼し、空き家情報を常に収集している。

有機栽培の取組は拡大している一方、農業者の高齢化も進んでおり、条件不利な農地の耕作放棄地が増加している。これら農地を利用する新規就農者の受入れを進めることや、有機栽培での品質・収量を確保する技術の確立が課題となっている。

事例 19 たかさきしよしい 群馬県高崎市吉井（中山間地域）
主な取組内容：農業振興、6次産業化（直売）、交流（加工体験）

高崎市吉井地域は、桑園から畑地への転換等により、農業の活性化を進めているが、地形的な制約や農業後継者の減少などから畑地への転換が遅れている。これまでも生産者が開催・運営する朝市、臨時直売所などがあつたが、養蚕以外で所得安定を図るため、町が**毎日営業できる施設として、物産センターを整備**した。運営は生産者で組織される農事組合法人が行っている。農産物等の販路が確保されたことから、**生産意欲が向上し、遊休農地が減少**してさまざまな野菜が作られるようになった。また、家庭菜園から栽培を始める人も増えた。

J A・市場等への出荷に比べ物産センターへの持込みが多いが、**組合員になるための審査、出荷される農産物の検品、売れ残り品の引き取りなどにより品質を確保**している。さらに、物産センターにおける販売で生産者が**消費者ニーズを捉え、野菜の他、切り花やまんじゅう、もちなどの加工品も増えて**きている。

また、転作で導入した地元産大豆により製造した味噌を物産センターなどで販売しており、今後は、物産センターにおける味噌造り体験事業を実施しながら味噌造りの伝承を図る予定である。

施設の利用率が低迷しているため、体験事業の取組を検討するほか、市内小中学校給食への食材供給に取り組み、売上げの減少に対応している。また、年間を通じて集客するため、各種イベントの開催、パンフレットやチラシの観光施設への配置やイベント時の配布を行っている。また、**ホームページを開設し、随時更新を行うなど新鮮な情報発信**にも心がけている。

生産者及びJ Aなどの関係団体等により組織する農産物生産者協議会を中心として、関係団体や個人の連携・協力体制の確立に努めており、地域から幅広く人材を発掘している。地域では定年を迎えた、迎える人への農業指導を強化し、地域やJ Aと共同で耕作放棄地対策等に取り組む予定である。

組織運営の中心となる**役員の負担が過剰になって**きていることから、**その任期を3年から2年に短縮**することで対応した。また、組織強化のための法人化もしている。

事例 20 群馬県高崎市蟹沢たかさき し かにさわ（中山間地域）

主な取組内容：交流（イベント、観光農園）、6次産業化（加工）

高崎市蟹沢地域の梅林には大きな木が多く、まとまって植栽されていたため、昭和60年代の観梅ブーム時に、その景観を目当てに観光客が多く押し寄せた。

その際、観光客が無断で梅林に立ち入ってゴミを散らかしたり、梅の枝を折ったりしたことで、**多くの被害、相談が町（箕郷町、現高崎市）やJAに寄せられた**ため、町、JA、梅農家で「うめの里をつくる会」を設立し、関係者で協議を重ねた。その結果、**イベントの開催により観光客に秩序を保たせる**ことを考え、町、JA、生産者で「蟹沢梅まつり実行委員会」を設立した。

梅まつりは平成24年までに開催回数27回を数えるようになっており、地域の一大行事に成長し、梅産地としてPRにもつながっている。

実行委員会では、**行政に頼らない自主的な運営を目指し**ており、開催当初は全て実行委員会が担当していた。しかし、手作り案内板が見つらい、少ない、道路が狭く混雑、渋滞が発生するなど観光客、地域住民の双方から苦情が寄せられた。それを踏まえ、梅まつりの期間中の梅林の巡回、ゴミ拾い等は引き続き実行委員が行い、案内板等の整備は町が行う分担体制をとった。その後も梅まつりをきっかけに、地域に公園やその周辺の道路、駐車場が整備され、公園の中では果樹園の栽培としては全国的にも古い樹齢100年の古木を保存している。

実行委員会は**当初から地域還元型イベントとして梅まつりを位置付けて**おり、梅まつりの運営にあたって地元商店とも協力体制をとり、良好な連携関係を築いている。

梅まつりの運営は、宣伝部門はつくる会、実行部門は実行委員会と部門別に担当を分けて、地域住民の役割を明確にしている。**イベント開催時はほぼ住民総出で駐車場整理や加工品販売等を分担**し、各々が切磋琢磨し、梅まつりを支えている。

梅まつりの成功をきっかけに、梅干し加工が見直され、梅加工品の生産増につながっている。梅干し加工の講習会、基準作り等が行われ、全国的にも珍しい「梅干し品評会」が開催されるようになった。食味・塩分濃度などの出荷基準などは自ら研究し、開発を行っており、梅干しなどは品質の良さで人気が高まっている。

現在では梅干し以外でも、梅まつりでの販売を目的とした栽培・農産加工も多く、町単事業で小さな加工施設を導入し、有志で農産物加工を始めるなど、6次産業化の取組が定着しつつある。

加工により完熟の梅を利用することができ、収穫期間が長くなるメリットもあるので、今後も販売促進に取り組む方針である。

担い手不足や木の老化の**不作をきっかけに、梅以外の新たな作物への転換の検討**をするため研究会を設立し、農園整備、栽培技術研究を行い、**梅まつりの成功体験から観光型農園に着目し**、ブルーベリー、みかん狩りができる観光農園を整備した。

観光農園は、観光業者や近隣の各種業者との連携により、**日帰り観光ツアーの一環として位置づけ**られ、平成24年は年間1,000人以上の来園者が訪れる盛況をみせた。みかんは日本最北端の栽培地として宣伝効果が大きく、予想以上の人気を博しており、来年は新たにみかん200本を追加植栽する予定である。

ながおか しとち お
事例21 新潟県長岡市栃尾（中山間地域）

主な取組内容：農業振興（集落営農）、6次産業化（レストラン、加工、直売）、交流

長岡市栃尾地域では、農業及び集落活動が低下し、農業だけではなく青年団活動など地域の担い手としての後継者が懸念されていた。このため、集落営農への取組のほか、**総合的な活性化対策が必要との思いから活性化運営委員会を組織**し、活性化計画を策定した。

その後、地元農産物を活用した都市との交流・連携を進め、地域の維持・発展を目指すこととした。

農村レストランでは、特産品や地元産の安全・安心な米、野菜、山菜などを提供するとともに、同じ建物内で食材の販売を行っている。また、農業生産法人が農村レストラン近辺のビニールハウスで直売やもぎとり野菜園の取組を行っているほか、地域内外のイベントや祭り等へ積極的に参加し地元農産物のPRを行うなど、地域外の人との心のふれあいにより活気が生まれている。

しかし、役員それぞれ仕事を持っており、活動日が休日に限られ、イベント等の周知が難しくなっている。また、**役員や中心となる人の負担が大きく、役員のなり手がいなくなってしまう懸念**がある。このため、先進地視察や広域の文化事業、文化講座、講演会への参加や、自分の得意分野で**日頃の活動へ協力することにより人材の育成が図られるよう努め**ている。

おぢやしわかとち
事例22 新潟県小千谷市若栃（中山間地域）

主な取組内容：交流（行事、民泊）、6次産業化（加工、直売）

小千谷市若栃地域では、地域に元気を取り戻すため、有志30名による「わかとち未来会議」が立ち上げられた。当初は、**市で開催された復興会議や公民館行事に積極的に参加**し、他地域の人と交流を行ってきた。その活動のなかで**コーディネーターとなってくれる人と知り合えた**。これにより、専門家のアドバイスを受け、未来デザインワークショップを実施し、住民同士が話し合い、取り組むべき方針を決定した。その話し合いの中で、**地域外の人（利用者、コーディネーター等）からの指摘で、地域の何に魅力があるかを認識**することもできた。

現在では、農家民泊の受入、地域特産品の開発・販売、伝統工芸の復活、農業生産法人設立による所得向上、古民家再生など6つの班を組織し活動をしている。

当初、地域の人々は他者を受け入れることに慣れていなかったが、震災復旧活動の取材

が半年間ほど入り、取材関係者と接した経験により、他者を受け入れる下地ができていた。

会としては、活動による収益アップ、地域住民の所得増加を図りたいところであるが、農家民宿運営では高齢者が多く、食事等の世話をする賄いは、**負担が大きくなり活動自体をやめてしまう不安がある**ため、地域の実情に合った集客を考えなければならない状況にある。

最近では活動が多岐にわたり事務量が膨大になっているため、事務員を確保することと**若い人や勤めている人でも活躍できる場を提供**したいと考えている。しかし、このところ研修会への参加率が低下し、活動が固定化していることから、**新たな人が参加するように積極的な声かけ**を行っている。

なお、市では事務処理や地域の困り事に対して、地域の若者が支援できるような体制づくりや人材のマッチング等による支援を検討している。

事例 23 じょうえつしゅくしいけ 新潟県上越市櫛池（中山間地域）

主な取組内容：地域振興、6次産業化（加工、直売）、交流

上越市櫛池地域は、集落機能を維持するため、**中山間地域等直接支払交付金の制度拡充を契機に集落毎の集落協定を統合**し「櫛池農業振興会」を設立した。平成12年度に始まった中山間地域等直接支払交付金では12集落それぞれの集落協定に基づき取組を実施していたが、平成17年度からは12集落の協定を一本化した広域的な協定により、地域が一つになって農地・農家・集落・地域を守る体制づくり、**集落や農家が不足する機能を補い合える体制づくり**、徹底した生産コストの低減に取り組んでいる。

具体的には、小規模・高齢化集落への連携支援や農地の有効活用・利用調整、体制整備や景観づくり、都市交流など集落、組織等の従来の活動を活かしながら**地域一体の活性化**を目指している。

農業振興会は、**集落間を越えた様々な取組のコーディネーターの役割**を担っており、町内会長、農家組合長、中山間地域等直接支払支部代表、生産組織代表、認定農業者等で構成され、各集落からの推薦者を役員に選定している。また、広域活動の充実を図るため、「都市農村交流部会」、「農産物加工販売部会」、「法人部会」の3つの専門部会を設置し、役員や農業生産法人、生産組織、任意組織等を部員として活動している。

法人部会においては、農業機械の効率的利用や作業の協力体制を構築しており、個々の生産組織も法人化されるなど、担い手の確保や営農体制の強化、経営の安定化が図られている。

このほか、産直用の専用米袋や地域の特徴を活かしたラベルシールを作成し、首都圏のイベントなど都市との交流イベントや**都会へ移り住んだ地域出身者の親睦会**を通じ、棚田米等の直接販売を促進している。本地域では、越後田舎体験事業（広域の都市農村交流の取組）に取り組む中で、地域にある自然を生かした農業体験、伝統的な技能、生活の知恵

など宿泊体験を通して都会の子供たちに伝えている。

事例 24 石川県かほく市^{し おおさき}大崎（平地農業地域）

主な取組内容：農業振興（新規作物）、6次産業化（加工、直売）

古くからすいか・だいこんの産地として知られる、かほく市大崎地域では、**比較的価格が安定し、貯蔵が可能で計画的に出荷できるさつまいもに着目し**、大崎園芸生産組合甘藷部会を設け、その生産拡大を目指した。さらに、平成 18 年には特産品としてブランド化を図るとともに、値決め販売の拡大や加工品開発による所得の向上を目指すことを目的に、「農事組合法人大崎甘藷生産組合」を設立した。

当初は、新たな活動に対する周囲の賛同が得られにくかったため、**組合代表理事が主体となり、仲間や関係機関を巻き込む形でのスタート**となった。その後取組の成果が上がり、活動が軌道に乗り始めた頃には、J A、市からも強力なバックアップを得られるようになった。これが引き金となり、市では**さつまいもをはじめとした 6 品目をブランド化推進品目として認定し**、活動に対する助成も行われている。

下位等階級品や規格外品を有効に活用するため、ソフトクリーム、まんじゅう、チップス、干しいも等の新商品開発、販売を手掛けている。これら加工品開発の話題は、新聞、テレビ、雑誌等に取り上げられ、**加工品のみならず生鮮品自体の販売促進にもつながっている**。また、**小さい頃に食べた「食の思い出」が将来の食生活に重要な要素**と考え、小・中学校等における出前講座を実施し、将来を担う世代に地産地消、食の安全を PR している。

今後は、更なる販売促進を図り、法人が常時雇用を確保できるよう売上げの拡大を目指すとともに、さつまいも生産に興味のある人を研修生として積極的に受け入れ、営農技術を習得させることなどにより新規就農者の確保につなげたいと考えている。

事例 25 福井県福井市^{なつめ}棗（平地農業地域）

主な取組内容：6次産業化（加工、直売）

福井市棗地域では、多少形が悪い、また、傷があり**出荷できない、あるいは出荷しても安価になるトマトを加工して付加価値をつけ幅広く売りたい**との思いで有志が集まりトマト加工研究会を立ち上げた。

その後、補助事業を活用し、**農産物加工施設の整備**を行い、鍋、釜などの**調理道具は自己資金で調達**した。研究会の加工品は品質にこだわり、食品添加物を一切使用していないため、商品の保存期間が短い。そのため、使い切りサイズにするるとともに、添加物等が入ったトマトソースと同じ棚に陳列するような販売先には出荷しない方針をとっている。また、**リピーターに商品を買ってもらい、ほかの消費者に口コミで伝えてもらう**ような販売手法をとっている。なお、猛暑によりトマトの着果率が低かった際は、生食向けを減らして加

工に回し、糖度の高いものはトマトソースに、他はカレー等に加工するなどの対応を行った。

現在、ドライフルーツ製造のための乾燥機を導入し、新たな商品開発に取り組むとともに、**連携するレストランからの消費者嗜好のアイデア提供を受け**、新商品の開発と販路拡大を検討している。

また、農産物加工施設の稼働率は40%程度であり、稼働率の向上を図るため、施設利用団体は作業スケジュールを組むとともに、JAが施設のPRを行い、参加団体を募っている。

わか さ ちようかみなか
事例 26 福井県若狭町上中（中山間地域）
主な取組内容：地域資源の保全、定住促進（農業就業体験）、6次産業化（加工、直売）

若狭町上中地域では、町、集落住民、民間企業が共同出資し「都市からの若者の就農・定住を促進し、集落を活性化すること」を目的に農業生産法人を設立した。

現在、町内への定住を促す研修事業、就業体験を行うインターンシップ事業、体験学習事業、農業生産事業、直売事業を進めている。**取組の中心人物は、集落内で人柄・人望が厚い方が選ばれ、当時の町の助役が訪問し、説得を行った。**

また、集落・関係者間の合意形成においては、複数回にわたり集落住民に対する説明会を開催するとともに、事業開始前年には、都会の若者と集落住民が共同で**体験学習事業のイベントを企画・運営した。それにより集落住民は農業に取り組みたい若者がいることを認識し**、都会の若者が生き生きと農業体験を行う姿を見て、地域活性化の取組について協力するようになった。

法人の設立にあたっては、**町、集落住民、民間企業が共同出資し**、集落では46戸中非農家や高齢世帯を除く30戸が出資している。また、法人では体験学習事業の集落スタッフ（集落からの参加者）を増やすため、**事前に女性同士気の合った仲間に声をかけてもらう**などの工夫をしている。

研修生になるためには、一週間程度の体験や、地域コミュニケーション活動への参加などの審査がある。取組を継続的なものとするためには、研修生の育成だけでなく、**指導者の育成が必要であり、地域と連携ができる経営者候補の育成**を行っている。研修終了後は、認定農家の経営の継承、後継者不在農家からの経営移譲、独立就農、農業生産法人への入社などの道が用意されており、**町や県の普及員、農業会議所等が農家とのマッチングや経営支援等の世話を**行っている。

農業生産法人の研修終了者のうち24名が地域内農家の協力を得て町内に定住・就農し、約150haの農地を耕作するとともに、農産物の加工にも力を入れるなど地元農産物販売に貢献している。さらに、集落自治にも積極的に参加し、伝統文化、祭りの継続など集落を活性化する一翼を担っている。また、**農家の主婦らが地元食材を使った農家レストランを**

開設するなど波及効果も現れている。

今後、農業所得の向上と冬場所得の確保のため、町の推進作物であるミディトマトや一寸ソラマメなどの園芸作物の生産強化をはじめ、減農薬・減化学肥料栽培による米のブランド化の推進や、独自の直売所の開設により収益性の向上を目指すこととしている。

事例 27 山梨県小菅村（中山間地域）

主な取組内容：地域振興、交流、地域資源の保全、多業種の連携

小菅村は、**下流の大学などと連携**し、観光と農が結び付いた付加価値のある体験農業事業を進め、耕作放棄の防止と観光振興を図る取組を行っている。

村が設立した「多摩川源流研究所」は、**地域が多摩川の源流部に位置することに着目し**、多摩川源流観察会の協力を得て、**源流にこだわったまちづくり**を進めており、源流域のあらゆる資源を徹底的に調査し、源流域の4市町村と共同歩調をとって活動を行っている。特に「源流体験教室」では多摩川下流域の都市住民を中心に、豊かな源流の自然を体験してもらい、源流を含む水や森など自然に対する理解と関心を深めるための様々な交流事業を行っている。

国の現代的教育ニーズ取組支援プログラムの採択を受け、以前より、多摩川源流研究所と体験プログラムの実施等の連携があった下流の大学と、行政で包括連携協定を結び、「多摩川源流大学」の実施体制を整えた。源流大学は、「源流学」、「本物体験」をキーワードとした実習を行っており、**地域住民が住民講師として、自分の畑や、山、わさび田等で体験実習を行っている**。実習を受けた学生は本物が学べると、満足度は非常に高く、また、講師の住民からは、手伝ってくれてありがたい等の声がある。

源流大学の实習による出会いがきっかけとなり実施された、田んぼ再生プロジェクトでは、住民と学生の手で、35年ぶりに地域に稲作を再現し、収穫された米を地域の小中学校の給食へ提供している。また、源流大学の实習で、数多くの学生が来訪することがきっかけとなり、**村民の農業に対しての意識の変化**が見られ、現在では、新たな特産品の栽培が行われている。

実習を通して地域に魅せられ、大学を卒業して移住してきた学生もいる。

交流活動は、自主的な運営が出来るようNPOを立ち上げ、**各種事業者（旅館、飲食店、小売店など）と連携**も始まった。各々の活動を組み合わせ、コーディネートできる立場として当該NPOがあり、交流活動を拡大・発展させることで、NPO内の雇用の創出、農村体験リピーターによる後継者不足の解消などの解決を目指している。

多摩川源流という地域資源を最大限に活かし、**様々な交流活動を行っていく中で、団体同士が連携し、活動を補完していく仕組み**が作られており、地域内の業者（温泉・宿泊施設）等の利用者が増加し、地域経済の循環につながっている。

事例 28 長野県^{ねばむら}根羽村（中山間地域）

主な取組内容：交流（体験ツアー）、農業振興、6次産業化（通信販売）

根羽村では、姉妹都市の企業の社員及びその家族を招くツアーを役場と民間企業が企画し、年に2回、各200名程度の日帰りツアーで夏は川遊び、あまごとりなど水環境の学習、秋は間伐体験、遊歩道作り等を行っている。これが交流活動を開始し、「都市住民にとって魅力があるのでは」と思うようになったきっかけとなった。

旅行会社に村内キャンプ場の管理を委託したことをきっかけに、この旅行会社と連携し、大都市圏の都市部の小・中学生を対象に自然体験バスツアーを実施した。旅行会社が企画・募集し、行政が場所の提供及び周辺整備などを行っている。地域のファンをつくる、地域を知ってもらい、買う、見に来るなど、トータルで地域を売っていきたいという方針もあり、行政主導で都市と農村の交流活動を開始したが、行政が不得意な都市での集客、宣伝を外部の仲介者と連携することで役割分担を行っている。今後は、小学生を対象としたサマーキャンプをきっかけに、親子で参加する収穫体験ツアーによってリピーターを増やしていくことを考えている。

旅行会社と提携して特産物の通信販売を行っている。中でもとうもろこしは人気があり販売数も増加の一途をたどっている。価格もJAより高いため農家の生産意欲向上につながっている。販売期間中に売り切れてしまうため、契約農家の増産・新規開拓を行うことにしており、さらに、とうもろこし以外の作物や農産加工品でも通信販売を行いたいと考えている。

森林組合では木材に付加価値を付けブランド化するため、製材所を開設し、間伐、搬出、加工、販売までを手がける総合的な林業を行っており、都市部の設計者グループと連携し発注先を広く確保している。森林組合の職員40名中約20名がIターンの若者となっている。活性化の一翼を担う森林組合と役場の連携を円滑に行うため、兼職の調整役を1人置いている。森林組合の中にはNPOを設立し、大都市圏の教育委員会へ赴き、教育旅行の場としてPRしている。

事例 29 長野県^{きそむら}木祖村（中山間地域）

主な取組内容：農業振興（ブランド化、耕作放棄地解消）、6次産業化（加工、直交流、定住促進）

木祖村では、村内の耕作放棄地が病虫害・鳥獣被害の発生・拡大、水利施設管理への支障といった営農面での悪影響、さらには、廃棄物の不法投棄、景観の悪化等、地域住民の生活環境面でも大きな課題となっていた。

村では、平成8年にダムが竣工した際、「これからが本当のダムづくり」を合言葉に、ダム及び周辺にスポーツレクリエーション施設等を整備、観光資源化し、以前より実施してきた木曾川上下流交流事業をさらに推進した。村の特異性（木曾川の源流域であること等）をアピールして、下流地域との相互理解のもと、教育文化、観光、産業、職域など幅広い

分野での交流の可能性を追求し、**下流地域との交流人口を増やすことにより、実質的な人口増加に結び付け**地域振興・活性化を図ろうとしている。

また、下流に対し森林保護と水源涵養の必要性を訴え、水源の森の整備を実施し、**水をキーワードにしたPR**を展開（源流で育った高原野菜・源流のおいしい水を使用した飲料水など）している。下流域の大都市に出張所、アンテナショップを開設し、情報発信を積極に行うほか、下流地域での物産展や源流探検隊などの下流からの自然体験イベントの開催などを予定している。

また、「木曾川源流の里ビジョン」を作成し、村の地域資源に根ざした地域活性化を目指しており、関係団体等と連携した取組を行っている。

耕作放棄地の再生にはそばの作付けを推奨し、生産された「木曾川源流の里産」のそばを地元で消費すること、生産するそばを加工・販売するという**付加価値を生み出す新たな事業展開**により、生産者の所得向上に結び付け、**耕作放棄地再生意欲の向上と地域振興を図る**ことを目標としている。また、堆肥を使用し、大規模圃場で作付けする白菜のブランド化を図っているほか、農産物直売所及び併設レストランを軸に、NPO、農産物加工所等と連携し、特産品を使用した加工食品の開発や、村の情報発信の場として観光客を誘致している。

事例 30 岐阜県^{たじみしつばら}多治見市甘原（都市的地域）

主な取組内容：農業振興（法人化）、6次産業化（加工、直売）、交流

多治見市甘原地域では、農業従事者が急激に減少し、高齢化も進んでいることから耕作放棄地が拡大し、農業だけではなく、将来的には地域社会自体が維持できない危機的な状況であった。そこで、**地域のリーダーシップのある人物を中心として集落全体で頻繁に会合を実施**し、ほ場整備、住宅用地整備、上下水道整備、農村公園整備などのハード整備を行うとともに、集落営農を進めるための組織を立ち上げた。

平成8年に農業生産法人（有限会社）を設立し、**集落としての一体感を持つため、なるべく地域の方を雇用**するほか、集落内の女性グループともイベント時などに協力を得るようにしている。農業生産法人は、地元企業から継続的に金銭的な支援を得るとともに、人的支援として**当該企業から出向という形で人を派遣**してもらっている。**現在中心人物として経営に参画**し、イチゴやブルーベリー、野菜、観光農園など多角的な経営を行っている。

環境に配慮した米作りなど特徴を持った営農を行っており、米は全て直販している。イチゴ施設を増設するほか、摘み取り方式の観光農園だけでなく、完熟果実等をジャム、酢に加工し、土産物として販売する予定である。

観光農園には、年間1万8千人の観光客が訪れるようになっており、市内で楽しめる観光資源を増やすため、市では農産物直売所を開設する予定である。また、イチゴ狩りなどの情報は観光協会等を通じて積極的に発信している。

事例 31 岐阜県^{げろしたけはら}下呂市竹原（中山間地域）

主な取組内容：地域資源の保全、農業振興（斡旋販売）、交流

下呂市竹原地域では、農地と地域の自然環境を住民が自ら守るため、**4つの区が共同で農地・水環境保全会を設置**した。

地域4区の**代表者会によって全体の意思決定**を行い、行事等の実施については4区それぞれの役員会で、**互選により事務局、農園、広報及びウォーキング等の役割を分担して運営**する体制ができている。以前から地域住民のまとまりが強く行事等への参加率は高かったが、生活環境整備が行われたことにより**若者の地元定着率、出生率も他地域に比較して非常に高くなっている**。

広報に力をいれることによって地元住民からの反応が多くなり、「自分も何かしたい、手伝いたい」とか「あそこにこんな物がある」等の情報が寄せられるようになった。**子供、青壮年、高齢者が一同に集まる場所、機会が増えた**ことによって、地元の情報交換が多くの場所・機会のできるようになり、次の活動にもつながるようになった。

農地・水環境保全会は小規模農家の生産振興、農家収入の確保のために、**直売所への出荷や農業法人の農作業受託を組織として斡旋**している。耕作放棄地対策として一つの区では営農組合へ斡旋して耕作を依頼、別の区ではひまわり園など花を植えて荒らさないようにし、集落で管理できない場合は農業法人へ斡旋している。**共同作業の草刈り等の事故には自治会保険で対応**している。

事例 32 岐阜県^{いけだちょうしらとり}池田町白鳥（都市的地域）

主な取組内容：農業振興（法人化）、6次産業化（加工、直売）

池田町白鳥地域では、農業経営合理化と赤字経営体質の解消のため、集落営農を解散し、法人化した。法人化するに当たり、**集落の将来の課題、法人化のメリット等を模造紙にわかりやすく整理**し、何度も説明会を開催して全員の了解を得た。各部門の長を選出しており、**得意分野の活動にあたり、その人が生産・加工・販売・渉外まで一貫して責任を持つ**ようにしている。

法人として**誰が後継者となっても安定した法人経営が成り立つような根幹となる流れ**をこの3、4年の間にノウハウとして確立し、現在50代前半以下の米作りの経験・知識を持っていない人たちが経営に加わる頃に伝えられるものになりたいと考えている。

配当は法人内での**作業量を基本として従事分量配当**を行い、**法人に対する会員の貢献度合いが反映される**ようにした。また、加工・販売についても、専門メンバーを主体とした分社化、子会社化など、**努力し実績を上げる会員が利益を得る体制**を考えている。

企業の定年退職者が主要メンバーとなり、企業の経営方式を取り入れて、くず米等の規格外品の米粉や菓子への加工などの付加価値の向上や新商品の積極的な開発、栽培方式の最適化や機械稼働時間の最大化などの生産効率の徹底的な向上に努めている。直販及び

ネット直販、道の駅、菓子店等への委託販売、都市部の料亭等飲食店への直売、ネット市場への出店など販路を広げている。

事例 33 はままつしてんりゅうくくま 静岡県浜松市天竜区熊（中山間地域）

主な取組内容：地域振興、6次産業化（加工、直売）、交流、定住促進

浜松市天竜区熊地域では、**地域の女性活動が盛んであった**ため、「女性たちの作った味噌を販売することで地域を活性化したい」、「自分たちの加工施設がほしい」という声を受け、昭和 61 年に**加工・販売施設の建設事業の検討組織を結成し、地域住民（当時、地域全戸（306 戸））が加入した**。活動は、リーダー個人の資格・免許を頼りに行っていたが、**リスクの分散等の観点から平成 12 年に NPO となった**。これらの取組は地域に産業・雇用を生んでおり、売上等収益から、年間 2,000 万円を雇用者の給料として支払っている。

事業検討当初は、集落の賛成がなかなか得られなかったが、**粘り強い活動と、役場の協力をえて、賛同が得られるようになった**。地域の**財産区会計から加工所設置資金を捻出し、地域全体で取組を支え、活動を地域全体のものとする**ことが決意された。現在は、デイサービスや高齢者宅等へ福祉弁当の配達、県や市から委託を受けホテルの学校、川での水遊び、棚田ウォークなども開催している。

活動が長期にわたり、メンバーも高齢化しており、後継者や新しい風を入れるため、**若い人に職場として興味を持ってもらおうと、職場見学会を開催**しており、職場としてもしっかりとした受入れ体制を整えていくこととしている。

また、若者の移住者を得るため、ネット等により移住ツアーの募集をしている。**空いている教員住宅 3 部屋を借りて移住者のお試し住宅を用意**しており、お試し住宅を経て東京の 30 代の夫婦の移住につながった。

直売加工施設では、地域の加工品だけでなく、他地域の特産品等や地域住民の要望の高い、菓子パンやお菓子なども販売している。物産館がオープンし、販売も消費者のニーズに応じて個装、容量など多様化させており、季節商品の開発等も行っている。

当初は素人集団で心配もあったが、**みんなでやってみようという気持ちで各種技術取得にも、取り組んでいる**。研修への参加等により、NPO の会計処理ができる人材を組織内に確保したり、レストランでそばを出す際には専門の**おそば屋さんを講師として招いたり、修業にいたりして技術を習得**した。

収益が落ちないように、地域の福祉施設と連携し、加工品生産の中で協力していく体制づくりや廃校の活用などのほか、客層の中でも最も多い都市地域の人を対象に料理教室を開催するなど、新たなイベント・活動で集客アップも検討している。

会員の中から**アイデアが生まれ、活動していくことが楽しみ、生きがい**になっており、自分たちが 10 年後楽しく暮らすにはどうしたら良いかを考えながら活動を行っている。

事例 34 はまつしてんりゅうくさくま 静岡県浜松市天竜区佐久間（中山間地域）

主な取組内容：地域振興、6次産業化（加工）、交流

浜松市天竜区佐久間地域は、浜松市との**広域合併による行政サービスの低下が懸念**されていた。このため、行政サービスを代行する受け皿組織が求められていたが、元となるような組織もないことから、**当時の地域内団体の代表者を集めて会議を行い**、「元気で明るく活力に満ちた住みよいまちづくりを推進していくため、全ての住民が手を携えることにより、豊かで安心して暮らすことのできる新たなまちづくりを行う」ことを目的とするNPOの規約等が合併前までに作成された。

地域で行われていた行事（そばまつり、成人式、敬老会、子ども塾など）は引き続き継承していくこととし、平成19年～21年の3年間、市の補助事業（50万円/年）において、**地域資源を活かした都市と農村の交流事業**（そばづくり体験、子ども自然体験、文化伝統（地方歌舞伎）など）を行った。この活動から、年7回、播種、草刈、収穫などを行うそばのパートナー制やそばまつり等の参加型イベントを継続している。

NPOの活動会員は、ボランティア（711人）で活動に参加してもらっており、特技を活かせる人にとってやりがいのある活動となっている。

行政に頼らず、自分たちで出来ることは自分たちで行うため、実現までが早い。NPOタクシー（町内の公共交通機関の空白地域を補う目的で運行）、病院の待合室がわりの飲食店（軽食）の開設など、**地域のアイディアから生まれた活動が定着**している。

地域にある**そば打ちの女性グループは年間1,500キロのそばを生産・販売しており、そば打ちの技術指導**を行っている。

平成22年からは、そばの里「佐久間」のブランド化を目指して、そばのパートナー制に取り組み始めた。なお、パートナー制で生産するそばは、試食会などで消費されてしまうため、そばの生産増が必要となっており、**中古のトラクターを購入し、機械化による増収や規模拡大を検討**している。

事例 35 あいさいしたつた 愛知県愛西市立田（平地農業地域）

主な取組内容：6次産業化（加工、直売）

愛西市立田地域では、地場産の野菜の売上を増やすことや地域特産品の消費を拡大することが農業経営者の確保や生産農家の経営安定につながると考え、販売拠点の設置に向け平成16年に運営連絡協議会を設立した。**行政に加工販売所設置の働きかけを行い、道の駅に加工販売所が設置され、女性農家グループが、地産品を使った料理の研究・開発、郷土料理の掘り起こし等**を行っている。

5人のメンバーが50万円を準備するほか、**行政が大型冷蔵庫やレジスターなどの購入費用として300万円を準備**。鍋、皿などはメンバーが自前で持ち寄った。

代表者の**負担改善のため、厨房では主任ポストの人員を配置**するとともに、持ち場ごと

の責任者を決めている。料理が得意な人は調理担当、人当たりがよく応対のうまい人にはレジ担当など**能力や性格に応じて適材適所になるよう配慮し業務分担**を行った。

メンバーの年齢（中心メンバーは60歳代）を考えると10年が節目と考えており、メンバー交代、後継者への継承について検討中である。やる気のある人の採用、**ベテランと新米を組み合わせたシフト制勤務による指導・助言、初心者でも店本来の味を出せるよう調理レシピの作成**などを行っている。

他地域と同じものを売ってはいは利益があがらない、売り物がないと人を呼び込むことができないと考え、地域特産のれんこんを使った料理を売り物として取組を開始した。

手作りによるれんこんの加工食品は家庭の味が好評で順調に売り上げを伸ばしているが、創意工夫により新たな商品開発を継続すると共に、人気メニューの情報発信をしている。当初最低賃金を維持することも困難であったが、時給も上げることができ、賞与も出せるようになった。また、各種保険にも加入し、倒産防止資金として積み立ても可能になっている。

市では、**過度の介入は地域の自主性を損ねるため、地元が考えた取組に対して、効果的な支援**を講じている。取組の場となる交流拠点施設の整備など、取組のベースとなる部分についての支援が中心である。地元からの意見・要望等を踏まえ、施設の追加的な整備等、施設運営のさらなる進展が見込まれるものについて支援を検討している。

事例 36 ^{ながくてし} **愛知県長久手市（都市的地域）**
主な取組内容：地域資源の保全、6次産業化（加工、直売）、交流

長久手市は、農家の担い手不足や混住化に伴い、**耕作放棄地が発生するなど農村地域の活力の低下が懸念**されていた。市が住民アンケートを実施したところ、市街地の住民の多くが、**農村地域との交流を強く望んでいることが明らか**となった。そのため市は、平成13年に田園バレー基本計画を策定し、また、住民の能力を積極的に活用し、運営に参加してもらうため、田園バレー会議を設置した。市内の都市的地域と農村地域の交流を促進するほか、直売所の設置などの活動を展開している。

田園バレー会議では市民農園作業部会、産地直売作業部会などの**6つの作業部会が設けられ、地元住民の参加により具体的な取組について話し合い、各種事業を展開**している。

産地直売作業部会で合意形成を図り、国の交付金により建設された交流施設に出荷する生産者組織を立ち上げた。また、田園バレー会議において、**地域の活性化に向けた多様な取組を進める上で民間事業者の経営ノウハウを活かす**こととなり、市、JA、信用金庫、市商工会、鉄道会社の出資（1億円）により、平成14年に交流施設を運営する第三セクターを立ち上げた。

都市近郊であることから**地場産の新鮮で安全・安心な作物を売り物として都市住民に提供**している。パン工房も開設しており、他地域と差別化するために地元産の米粉を使った

米粉パンを販売している。商品のレイアウト、品揃え、店内演出に気を配っており、数々のイベントを開催するなど集客に努めている。社員全員が野菜ソムリエの資格を持ち、野菜に関する知識を接客等に活かしている。販売野菜の品質についても生産農家の努力により向上しており、**市・生産者組織がパトロールを実施、品質の悪い物は売り場から撤去**するなどの取組を行っている。

売り場面積が狭く、**花売り場の施設外への移転や屋外に野菜の特設コーナーを設けるなど農産物直売所の面積を確保**する工夫をしているが、工夫の余地も限界に達しており、取組のさらなる進展に向け**交流施設の建物の拡張等の支援などを市と相談**している。

市内全農家に対し、農産物の出荷、生産者組織への入会の意向等についてアンケートを実施すると共に、市が入会案内を各地域に配布し説明会を開催している。

市民農園、農業体験塾などの取組も行っており、農に対する市民の関心も高まり、「**農のある暮らし、農のあるまち**」という考え方も広がりつつある。農業を勉強する機会も設けており、これの卒業生の農業参入も始まっている。

事例 37 おわせしてん まうら **三重県尾鷲市天満浦（中山間地域）**
主な取組内容：地域振興、地域資源の活用、6次産業化（加工、直売、レストラン）

尾鷲市天満浦地域では、**福祉活動や外来客へのもてなし**を通じて「少しでも地域を賑やかに、楽しい町にしたい」という思いから平成12年に**女性15人で、活性化の取組を開始**した。

当初は住民活動（地域の清掃、高齢者の見守り、弁当配布、冠婚葬祭）を主体に活動を始め、その後、**地域の資源である甘夏みかん**を利用した特産品開発、出店、各種交流イベントの開催などを行っていった。

「**資金は自前で**」との考え方があり、地域の特産である甘夏みかんのママレード、伝統的なおやつである竹ようかん、ひのきとちいさな焼き物のお地藏さんを組み合わせた小物や竹細工などを**自ら商品化、市内物産展などで販売し、資金を貯めて厨房施設を建設**している。現在、会員の多くがボランティア精神で活動に参加しており、適正な賃金確保が必要であると認識している。また30代の若者から70代の高齢者まで**約100人が、活動を外部で支える応援団組織として**、入会金（一般団員3,000円、特別団員10,000円）を支払い、**活動の支援や交流イベント**を行っている。

平成19年には市が整備した地場特産品情報交流センターがオープンし、地産地消を売りにしたランチバイキングに取り組み始めた。現在、ランチバイキングには年間1万人以上の来客があり、総売上は1,400万円を超えるなど、交流人口の増大と地元農産物や海産物の消費に役立っている。

ランチバイキングを機に**NPO法人化し、財務諸表の整理は税理士に依頼**している。

地域文化の交流に力点をおき、使用されていない電力会社の保養所を買い取り、古民家

カフェとして再生し、交流の拠点とするほか、市民芸術家の発表の場を設けたり、おひなさま祭りなどでは**他地域の団体とも連携し、広域的に取り組んでいる**。

地域の小学校とも連携しながら、食育を通じた魚食の普及等も行っている。特産品づくりにあたっては、**甘夏みかんの確保が重要であるため高齢化した農家を支援**してきたが、さらに平成 21 年からは農林水産省の特定法人貸付事業（農地リース方式）により 1.7ha の樹園地を借り受け栽培に取り組んでいる。

商品開発では、民間業者からアドバイスを受けながら進めている。甘夏みかんの高品質化・高付加価値化を進めるため、収穫時期を半年遅らせる**技術開発は、大学と連携して進め、市と連携して販売していききたい**と考えている。

事例 38 滋賀県甲賀市鮎河（中山間地域）

主な取組内容：地域振興、農業振興（法人化、ブランド化）、交流

甲賀市鮎河地域では、地域の作業受託組合が高齢化により管理できなくなった農地を管理し地域農業を維持していこうと、農事組合法人を設立した。当初は、**法人化により利益追求となり弱者切り捨てにつながるのではないかとの意見もあったが、地道に活動していく姿を見せることにより、今まで見向きもしなかった方からの共感が得られるようになり、法人が地域に受け入れられた結果、地域の全農家の加入を実現することができた**。

法人の設立を機に、**高齢化で管理ができなくなった農地は、法人が作付けから草刈りまで全面管理**するようになり、耕作放棄地の問題のみならず、地域の様々な課題が解決され、地域が自然とまとまった。

さらに、農地・水保全管理支払交付金を活用し、子供に農業への関心を持たせるために、小学校と連携し、農作業体験を行っている。**子供が参加することで非農家（親）も農作業に参加**するようになり、集落の保全や住民のコミュニケーションを醸成する場となっている。

市は、6 品目の野菜についてブランド化の取組を実施し、市内全組合長を集めた説明会やPR活動を行っている。また、ホームページだけではなく、ツイッター、Facebook 等の口コミを活用してブランドの周知に努めている。

事例 39 京都府綾部市（中山間地域）

主な取組内容：地域資源の活用、交流、定住促進

綾部市の水源の里地域（栃集落、大唐内集落、市芽野集落、古屋集落及び市志集落）では、生活道路の管理や冠婚葬祭など共同体としての機能が急速に衰え、地域住民の間には集落崩壊の危機感があった。

しかし、**度重なる話し合いにより、「このままではいけない、できることからやろう」と地域住民の意識が変化**し、市長のリーダーシップにより、住民との合意形成が進められた。

また、**有識者との意見交換や先進地視察を経て、地域の伝統食を特産品として取り組んでいくこととなり、木の実拾いや伝統食づくりなど高齢者が活躍する機会が増え、材料となる木の実の収穫量が少ないことから、行政主催の交流事業（ボランティア）を活用して、木の植栽などを行っている。**

市では、これらの経験を踏まえ、平成19年に全国に先駆け、**水源の里の再生を目指す条例を施行**した。この条例に基づき、定住者の確保、都市との交流、特産品開発等による地域産業の育成、生活基盤の整備を市が支援し、住民主体の地域づくりを促進している。

具体的な取組として、市に定住サポート総合窓口を設置し、定住希望者を全面的に支援している。**定住者は、受入れのために策定された集落の規約に賛同した子供のいる家族に限定**しており、定住支援補助金により定住を誘導するほか、市営住宅を建設している。

また、**集落出身者を会員とするサポーター制度により、集落出身者の労務の提供を受けられる機会を設ける**ほか、集落の特産品を送っている。マスコミや市のホームページを活用した広報、全国規模のシンポジウムへの参加、都市との交流事業などによりPRに努めている。

この取組により、水源の里地域では、Iターン者の定住によって集落に子どもの声が聞こえるようになり、地域に元気が出てきている。また、IターンだけではなくUターンの定住者も増やそうと、**集落から離れた人も集めた同窓会を開催**し、取組の輪を広げている。

事例 40 京都府^{やわたし}八幡市（都市的地域）

主な取組内容：交流（体験）、6次産業化（加工）

八幡市は京阪神圏のベッドタウンであり、都市近郊の立地を活かした野菜、花き等の集約的な園芸生産を中心に水稲、茶等を組み合わせた農業が行われている。

市では**学校跡地に交流施設「四季彩館」を整備**し、この施設を拠点に、都市住民と市内農業者の交流を通じた農業振興を推進している。

交流施設では、食事、体験講座、宿泊等ができ、以前は第3セクターにより運営していたが、平成18年度から**指定管理者制度を導入し、民間のノウハウを活用**しており、パンやジャム、地元産米・大豆使用の味噌などの農産加工品を販売している。味噌は、市内の学校給食にも使用され、安全・安心で美味しいとの好評を得ており、地産地消の推進に一役買っている。さらに、地元で採れた四季折々の新鮮野菜などの直売所（朝市）や、農作物の収穫体験を行っており、市内農業者と都市住民との交流が図られている。

事例 41 大阪府^{いずみしよこやま}和泉市横山（中山間地域）

主な取組内容：交流（体験、イベント）、6次産業化（加工）

和泉市は、地域の活性化、担い手不足の解消を目的として、農業団地内に農業体験交流施設を設置し、都市と農村の交流による地域の活性化に取り組むこととした。

農業体験交流施設は、指定管理者制度によりNPOが運営し、地元農家の協力を得て、いちご狩り体験、地元農産物の収穫体験、収穫した農産物を使った料理教室などに取り組んでいる。さらに、イベントを行うことにより、参加者と地元農家との交流とともに、「安心、安全」な地元農産物のPRに貢献している。農業体験は、地元農家のやりがいの一つとなっており、**農業体験の受付や手続きをNPOが受け持つことにより、農家負担の軽減が図られている。**

市では**広報誌、ホームページ**を利用した情報発信、いちご生産組合では**直売所**を利用したイベント、NPOでは**メールマガジンの配信**やいちご狩り**体験を組み込んだバスツアーの企画、旅行会社と連携したマップの作成**など様々なPRを行っている。

また、直売所でいちごを使った加工品の販売、**民間企業と連携していちごや地元農産物を使った「スイーツ」の開発**にも取り組み、ブランド化を図っている。

今後は、体験メニューの拡充や交通条件の整備を行い、施設の利用促進を図っていくこととしている。

事例 42 やまとたかだし 奈良県大和高田市（都市的地域）

主な取組内容：地域資源の保全、交流（直売所）

大和高田市では野菜の生産が盛んであり、中央卸売市場設立を契機に、**大都市に近い立地条件を生かした小松菜、ほうれん草等の軟弱野菜への転換**を図ってきた。

農家からの農産物直売の要望を受け、平成21年に市は、総合公園内に直売所を開設した。直売所の利用客は、近隣の主婦や高齢者が多く、地域住民の憩いの場となっており、また、**障害者の雇用創出などの役割**も果たしている。

直売所設立当初は、出荷農家や安定した農産物の確保や安全、新鮮な農産物の生産などに向けて様々な課題があったが、市の指導による**栽培技術の講習会の開催、コンサルタントによる経営指導、組合役員による農業や品質の確認**などを行うことにより、安全、新鮮で高品質な農産物を生産・出荷体制を確立した。また、組合員が年1回開催される農産物品評会に農産物を出品することで、生産意欲の向上、農産物のPR、都市との交流につながっている。

今後、直売所では、イベント（芋炊き）や花の苗の無料配布等のサービスを行うなど、新規、リピーター客を増やす取組を進めることとしている。

事例 43 きかわしもやま 和歌山県紀の川市桃山（平地農業地域）

主な取組内容：6次産業化（加工）、地域振興（伝統料理の伝承）

紀の川市桃山地域では、**農家の女性を中心とした加工体験グループ**が、特産品のももを使った**加工品の開発や販売、加工体験を通じて特産品のPRや地域の活性化**に取り組んでいる。

かつては、4つの生活研究グループが、ももを中心に農産物の加工品を製造・販売していたが、農産物の加工体験を行う学習体験館の建設を契機に「**地元のももを全国に広げたい**」という思いに賛同した**41名で新たなグループが結成**され、学習体験館の中に農産加工室が設置されることとなった。

加工体験の広報活動には、ホームページ、ポスター、テレビ、ラジオを活用し、**中学生を対象とした伝統料理の調理実習**や「つばきまつり」などのイベントを開催するなど、地域の子どもにも喜ばれており、伝統料理の伝承、地域の活性化に貢献している。

取組の結果、**市の活性化を目指した取組へと会員の意識も大きく変化**しつつあり、市では、**6次産業化を目標とした起業化支援講座を実施**している。

事例 44 和歌山県^き紀の川市^{かわしともぶち}鞆渕（中山間地域）

主な取組内容：農業振興（所得向上、ブランド化）

紀の川市鞆渕地域では、黒豆部会を中心に地域の活性化に取り組んできたが、**価格低迷に対応する農家所得の向上、黒豆の流通・販売体制の確立、黒豆の知名度の向上**など様々な課題に直面していた。平成18年にブランド化等を目指し、意欲のある農業者、JA、行政からなる「地域活性化実行委員会」を設立し、課題解決に向けた取組がスタートした。

取組においては**横の繋がりを大切に**し、**地域活性化実行委員会で検討を重ね**、天日乾燥された黒豆を「鞆渕がんこ農家」の名称で**ブランド化し、加工品など3区分で商標を取得**するに至った。また、JAが黒豆を集出荷することで流通体制を確立し、販路の拡大では民間企業と連携し、黒豆を使用した洋菓子を商品化した。

今後は、意欲のある農業者だけでなく、**地域全体が活性化できる体制作りや取組を進めたい**と考えている。

事例 45 和歌山県^く九度山町^{どやまちょう}（中山間地域）

主な取組内容：交流（イベント）、農業振興（地域の特産品）

九度山町では、**地域の活性化のためには、新たな仕掛けづくりが必要**と考え、特産品である富有柿の栽培農家やJAを支援するとともに、「元気な九度山町」を発信する柿をテーマとしたイベントを、町民とともに企画、開催することとした。**開催時期が農繁期と重なるため、農家の理解を得る必要があった**が、このイベントは秋の風物詩として定着し、**特産品の柿にさらなる自信が生まれ**、生産意欲の向上、後継者問題の解決の糸口の発見、地域のつながりの再確認、郷土愛の醸成が図られた。

イベントの一環として、毎年柿の品評会を開催しており、農家の間では、品評会への出品を通じ、お互い切磋琢磨する姿がみられるようになり、品質・生産意欲の向上につながっている。さらに、**イベントを通じて直接消費者と対話することもよい刺激**となっている。

町は将来的には、**農家で組織する実行委員会に任せて、町はそのサポートをする体制に**

したいと考えており、イベントを継続的に実施するための担い手となる若手を中心とした研修を企画している。

事例 46 あきたかたしかわね 広島県安芸高田市川根（中山間地域）

主な取組内容：地域振興、交流、6次産業化（加工）、定住促進

安芸高田市川根地域は、高度成長期に人口流出が進み、後継者不足、過疎化、高齢化を深刻な課題として危機感を強めるなか、昭和 47 年、未曾有の大洪水により壊滅的な被害を受けた。これをきっかけに、昭和 52 年に全戸加入による「川根地区振興協議会」を設立し、地域再生に向け本格的な活動を開始した。この協議会の目的は、「**地域の発展と活性化を図り、民主的な明るい地域づくり**」とされており、地理的・社会的環境の整備、住民福祉の増進、郷土芸能の保存と伝承、農林水産業振興等の事業を行っている。また、協議会には、農林水畜産部、教育部、文化部等の**専門部会がおかれ、機能的かつ横断的な活動体制が整備**されている。

この地域は、清流を中心とした田園地帯で、豊かな自然環境を活用した交流に取り組んでいる。交流拠点施設では、四季折々の薬膳料理や地元でとれた鮎、ヤマメ料理を提供しており、都市住民や視察の受け入れを含めて年間 4,000 人を超える利用者がある。また、交流拠点施設では、地元住民 16 名を雇用しており、地場産業が少ない地域における貴重な雇用の場となっている。

協議会では **JA の撤退をきっかけに、地域の生活を守るための地域拠点としてタウンセンターを整備**した。タウンセンターはガソリンスタンド、コンビニエンスストア、農協簡易金融機関、農産物加工・販売施設からなる複合施設で、地域のワンストップサービスを実現している。

また、川根地域では、**住宅の整備等により I・Uターンが増加**しており、小学生の半数が移住者の子供で、小学校の存続に貢献している

川根地域には、香りが強く高品質な柚子が自生しており、平成 15 年に柚子農家が加工施設（従業員 16 名）を整備し、**青果として出荷できない柚子の加工に取り組み始めた。事業のより一層の活性化、新たな雇用の場の創出**を目的として、平成 24 年に地域の柚子農家が事業協同組合を設立した。この組合では、新商品の開発や新たな販路開拓を行うとともに、組合員が所有する柚子畑・柚子木の管理作業を受託し、収穫量の増大と高付加価値商品の開発による地域経済の活性化を目指している。

事例 47 せらちょうおおみ 広島県世羅町大見（中山間地域）

主な取組内容：地域振興、6次産業化（加工）

世羅町大見地域では、公民館の自治センター化に伴い、小学校区単位の既存自治組織を振興協議会へ組織替えした。振興協議会では、町からの指導の下「地域づくりビジョン」

を作成し、「1人ひとりが明るく豊かに暮らせる里」というスローガンと、①安全・安心・住みよい里、②みんな仲良く明るい里、③自然・歴史豊かな里、④学びあい笑顔輝く里、⑤希望あふれる実りの里という目標を掲げた。振興協議会は、文化教育部、経済産業部、体育レク部、福祉厚生部、環境安全部の各部会から構成されており、その**部会長は2年任期の各区長から選出**されているが、事業や行事を継続していくため、**ボランティアの「地域づくり協力隊」が行事等のサポート**をしている。また、**女性の力を活用しようと、平成24年度に女性部会を立ち上げ、食育活動等を行う**ことを検討している。

本地域には、**絶滅危惧種の鳥類が飛来するため、野鳥の会が繁殖地に選定**して、観察会等を行っていた。振興協議会では、これを**地域おこしの一環としてとらえ、その活動を引き継いでいる**。

協議会では、有害鳥獣を使用した特産品を検討しており、大学と連携し、**捕獲したシカ、イノシシをハム、ソーセージ、ジャーキー等に加工**することを計画している。

事例 48 広島県世羅町^{せらちょう} (1) (中山間地域)

主な取組内容：定住促進

世羅町では、使用されていない住宅の有効活用により、地域の活性化を図ることを目的として「空き家バンク」を設置し、定住促進に取り組んでいる。田舎での暮らしを紹介する**月刊誌にも物件情報を掲載するほか、新規定住者奨励金、定住促進空き家活用事業補助金（限度額 30 万円）、子育て家庭家賃補助金などの定住促進策を整えている**。

平成 21 年から平成 23 年 8 月末までに、155 人（うち町外 119 人）が利用登録を行い、空き家バンクを通じて 42 件の契約が行われた。

事例 49 広島県世羅町^{せらちょう} (2) (中山間地域)

主な取組内容：農業振興、6次産業化（加工、直売）、交流

世羅郡の旧 3 町では、消費者にとっては行政の区分はなく、**世羅郡全体を広域的農業公園と考えると魅力が増す**こと、さらに観光・直売・加工に取り組んでいる農業経営体が旧 3 町にまたがっていること等から、**広域で連携した取組が有効**と考え、世羅郡の旧 3 町を構成員とする「6次産業推進協議会」を設立し、地域の農業者や加工グループ等へ参加を呼びかけ 6 次産業ネットワークを構築した。

複数のグループ等が協力することで、6 次産業化の取組範囲が広がること、消費者満足度を高めることができること、地域の人材・資源・環境・施設等が有効活用できること、PR 活動は世羅郡一本の方が効果的であること等のメリットを想定していた。

ネットワーク化により、広域連携の取組として行政の支援が受けやすくなるとともに、連携が定着するにつれ、その他にも様々な効果が現れている。

また、協議会では、平成 18 年に活動拠点となる直売所を開設した。

直売所では、高校との連携による特産品を活用したスポーツドリンクの開発、大学や都市部の商店街、スーパーでの出張販売、会員全員参加による各種イベント等を実施し、収益の確保に努めている。

会員が増えるにつれ、ネットワークの目的を認識していないメンバーや行事に参加しないメンバーが現れてきており、平成20年に6つの部会を作り、**部会のいずれかに所属し、活動をしていくシステム**とした。また、入会審査を理事会で厳しく行い、入会時には誓約書を書かせている。

事例 50 山口県山口市徳地串^{とくちくし}（中山間地域）

主な取組内容：地域振興、交流（教育旅行）、定住促進

山口市徳地串地域では、昔ながらの自治会ではなく、地域全体を考え「地域の自立」を目指すことが必要との考えから、**集落を横断的につなぐ地域コミュニティ組織**を設立した。平成15年に小学生80人のホームステイを成功させたことで、**地域住民はコミュニティ組織の活動に自信を持つ**ようになり、平成21年に「にほんの里100選」に選定されたことがきっかけとなり、この組織の活動の飛躍につながった。

コミュニティ組織では、**生産者グループ、老人作業所などとも連携し、活動の分野を拡大**しており、独り暮らしの高齢者対策にも力を入れている。また、外部人材の活用により地域に新たな活気が生まれ、若い人に教えることや外部から評価されることで、住民の地域への愛着や誇りの醸成につながっている。

コミュニティ組織はボランティアによる任意組織であり、会員は地域のためになることであれば、自主的かつ積極的に取組を行っている。役員若返り等のため、**転出者の定年後の意向調査**を実施したところ、**今後地域内に20名程度の者がUターンの希望がある**ことが分かった。これを受け、この組織では積極的に転出者への情報発信を行い、Uターンを促進している。

組織の運営は、経済活動や補助事業に頼らないこととしているため、**個別のイベント毎に参加者から参加費（実費）を徴収**し、不足分は地域住民や会員からの支援（寄付）で補填している。日頃の活動について地域住民から高い評価を受けており、**経済活動を行っていないことから、寄付に対し住民の抵抗感が少ない**ことが特徴である。

事例 51 高知県四万十町十和^{しまんとちょうとおわ}（中山間地域）

主な取組内容：地域振興、6次産業化（加工）、交流（田舎料理）

四万十町十和地域では、各集落で別々に活動していた**農産物加工グループの女性たちが**集まり、「協議会」を設立した。その背景には、「自分たちが集落を守るため主体的に活動するには、**経済的な自立が必要。でも一次製品の生産だけでは、地域の発展は望めない。**」という危機感があった。平成11年に「女性ネットワーク」を発足させ、都市部の商店街へ

の出店等の活動を開始した。さらに平成13年には「地産地消運営協議会」を発足させ、都市部のスーパーでのインショップ販売、都市住民との交流活動、学校給食への食材提供等の活動が開始した。

平成23年には**株式会社を設立し、経理を明確化**した。会員間の情報伝達を容易にすることと、責任感をもって取り組むよう意識の向上を図るため、**会員は個人ではなく、2名以上のグループを作って参加してもらう**こととしている。

組織的に活動することにより販売力が向上するとともに、女性たちの営農意欲向上にもつながっている。男性たちも、もちつき等のイベントへ参加し販売活動へ積極的に支援するようになっている。

都市のスーパーでの販売を通じ、消費者を意識する心が生まれ、ここで築かれた消費者との信頼関係を一層深めようと、アンケート結果をきっかけに消費者との交流を目的としたツアーを平成15年から開催している。年4回程度、地域内で田植え、稲刈り、芋掘り、お茶摘み、栗拾い、山菜・キノコ取りなどの四季折々の体験活動と田舎料理の昼食のおもてなしを行っている。

事例 52 からつしみなと 佐賀県唐津市 湊 (平地農業地域)

主な取組内容：6次産業化（加工、直売所）

唐津市湊地域は、**基幹産業の農業や漁業が低迷する中、サラリーマン世帯の増加、少子高齢化、核家族化が進み、地域の連帯感の希薄化が懸念**されていた。このため、地域の農業者が「仲間づくりに取り組み、地域の農業を活性化したい。」との思いから、営農推進対策協議会を平成2年に設立した。

協議会では、地域の活性化と農業所得の向上を目的として**直売所を同年に開設し、女性農業者の有志約40人で運営を始めた。**

しかし、翌年の台風によりプレハブの直売所が全壊したが、「**顔なじみのお客さんが待っている。**」という強い思いから**再建を目指す**こととなった。葉タバコ乾燥室を間借りして直売を再開し、平成4年に新しい農産物直売所を設立した。その際は、漁業も盛んな地域の特徴を活かすため、**周囲の農業者及び漁業者に声をかけ、花きや魚介類を含めた品揃えの充実**を図った。さらに、平成9年には**地元女性農業者有志で加工品の製造・販売**のための加工部を結成した。

その後、地域振興に向けた収益事業を展開する観点から、地域内の4自治組織が株主となる株式会社を設立し、その会社が直売所の経営を行っている。

直売所は、住民生活の拠点施設となっており、経営会社は、カーナビへの登録、ホームページ・TV・雑誌での情報発信等により観光客を呼び込む工夫を行っている。

事例 53 熊本県球磨村三ヶ浦（中山間地域）

主な取組内容：地域振興、地域資源の活用、交流（体験）

球磨村には、日本棚田百選に選ばれた棚田、清流、歴史的な用水施設などの地域資源もあることから、村や地域住民で構成する**廃校の有効利用を検討する小学校活用協議会**を設立し、グリーンツーリズムの拠点施設（体験交流施設）として活用することを決定した。

村では、**体験交流施設に様々な活性化の取組の事務局機能を持たせることとし、取組の中心となるコーディネーター役を公募**した。住民票を村に移すことや報酬など他の先進地区の事例を参考にして条件を提示し、応募者の自己PR（プレゼンテーション）と面接で絞込を行うことで、求める人材を確保した。

体験交流施設では、住民が体験活動の講師や準備を行い、さらには村の職員も出席し、**住民、体験交流施設の職員、村が一体となって活動**している。村では、こうした積み重ねにより信頼関係が構築され、交流施設での各種田舎体験事業も自立・継続的に実施されると考えている。

平成24年度からは**地域の状況に詳しい県内大学の学識者から助言を受けながら**、地域の活性化に向けた計画づくりと実践活動を始めた。地域の活性化計画づくりでは、全戸の住民から本音を十分把握するため、**膝をつき合わせた住民との座談会での意見を整理した上でワークショップを開催**するなどの工夫を行っている。

事例 54 宮崎県西米良村小川（中山間地域）

主な取組内容：地域振興、6次産業化（料理）、交流（イベント）

西米良村小川地域は、かつて周辺市町を含めたこの一帯の中心地で、藩政時代の城跡、特有の歴史・文化を残しており、村は**この地域を村づくりの重点地域と位置づけ**、村が主体となり地域の特産である山菜を生かした山菜まつりを開催し、その後年を重ねるごとに地域住民に役割を移していった。

「自分には何もできない」などと様子見をしている人にも、無理をしない範囲での**手伝いを依頼**することにしており、こうした人も自分が期待されていると分かると、次回からも協力してくれるようになった。「山菜まつり」は年々定着し、食材、人手が集落内でまかないきれなくなったため、地域外部の婦人会等に協力を依頼し、イベント等を開催する際は、**婦人会の中でフォローし合い、家業が忙しい人のシフトを減らす等の配慮、気配り**をしている。

山菜まつりについて徐々に運営を移すことで、住民は、それぞれ責任をもって役割を果たすようになり、住民の幸福度・満足度を向上させた。村は、「**本物を知ること**」を大事にして、**一流の講師による研修や先進地視察を積極的に行っている**。高いレベルの地域を視察して、自分たちの地域にできる部分、自分たちの**地域にしかできない部分を見つける目**が養われて、**新たな取組のヒントを得た**。

村は、次のステップとして、住民合意の下で官民一体の「平成の桃源郷づくり」の取組として、新たな交流拠点施設を整備した。美しい場所には人が集まる、さらに四季折々違った景観が楽しめれば、何度も足を運んでもらえると考え、施設周辺に花を中心とした植栽を施したほか、正面の杉林を伐採し、桜、桃、梅などを植えた。これらの植栽活動自体も、交流施設のイベント（植樹祭）として実施している。

交流拠点施設の食堂では、先進地視察で得た知見を参考に、**自分たちでも実践できる取組として地域の食材を利用した 16 品の小皿料理を提供**している。何度も足を運んでもらえるよう、季節に合わせて徐々に内容を変えていく他、アンケート等により客からの評判が悪かったものはすぐに新しいものに変更している。

事例 55 たかちほちようあきもと 宮崎県高千穂町秋元（中山間地域）

主な取組内容：地域振興、6次産業化（加工、直売）、交流、定住促進

高千穂町秋元地域では、退職した町の職員が活性化に向けた取組のマネージャーとなり、若者やIターン者等を募りながら、都市農村交流の活動を進める活性化協議会を設立し、地域農産物を素材として**Iターン者のアイデアを活かした商品開発**を行ってきた。

Iターン者の受け入れを含めたこれらの活動に対する**地域住民の理解を得るため**、収穫した米をどぶろくに加工、商品化することにより付加価値を付けて販売し、実際に収益を生み出すなど、**農村ビジネスのモデル的取組の成功例づくり**に努めている。

訪問者等の経験やアイデアを、ITを活用して広く収集・分析し、商品やサービスの開発の際に反映させた「経験価値を取り入れた商品開発」にも取り組み始めている。

取組を行う上では、**責任者を配置し、関係者自身が課題解決に向けて考える・動ける**ようにしている。

地域に眠る宝を有機的に結びつけようと、明治期に建てられた穀物保存用の蔵を利用した「ギャラリー」の開設や**集落内農家が自由に出品できる無人農産物直売所の開設**などの取組が行われ始めた。

事例 56 かのやしやなぎだに 鹿児島県鹿屋市柳谷（平地農業地域）

主な取組内容：地域振興

鹿屋市柳谷地域は、慣例により 65 歳前後の人から 1 年任期の輪番制で自治公民館長を選出してきた。しかし、地元中学校での部活動指導者としての実績や地区公民館長としての実績から 25 年前にUターンした 55 歳の男性が館長を引き受けることとなった。

館長は、「**リーダーである自分が率先して行動する。自分の行動・情熱により集落の人は動く**」と考え、自ら知恵を出し、**地域全員が参加するために感動を与えること、蚊帳の外になる人を出さない**という考えで試行錯誤を続けた。

この地域の活動は、自治公民館の収益事業による収入でまかなわれており、**最初から補**

助金に頼ることはしていない。

収益事業にあたっては、目的や資金計画など、**全ての情報を住民全員参加の自治公民館総会でオープンにし、住民の意見を聞いた上で決定する**ことで活動に参加する住民の数が増えていった。

事例 57 にしのおもてしげんな 鹿児島県西之表市現和（中山間地域（離島））
主な取組内容：地域振興、多業種の連携、定住促進（教育）、農業振興、6次産業化（特産品開発、直売）

西之表市現和地域9集落では、県が進める小学校区単位でのむらづくり運動の一環として活動を開始し、20年以上にわたる活動を続け、**平成23年には新しい地域づくり計画を策定**している。

このむらづくり組織では、定期的に役員改選がなされ、**現役員はもとより、役員経験者も一区民として積極的に活動に参加する**ことで、継続的な活動が行われている。

このむらづくり組織は、県や市やNPOなど多様な主体と協働で取り組むむらづくり運動の中で、同じ市内で幅広い分野でのまちづくり推進活動を行っている**NPOとお互いに支援、協力、情報発信などを行いながら、特産品の開発や直売所の運営**を行っている。

空き店舗を利用する物産館の案がでた際は、NPO、市、むらづくり組織の3者で協議会を設立し、**ノウハウを持つNPOに指導を仰ぎ**ながら取組を進めた。

平成18年には、地域の中学校と保育園の廃止計画が持ち上がり、**地域に「このまま衰退するのではないか」との危機感が高まった**ため、住民の話し合いを進め、少子・高齢化対策といった社会福祉面に力を入れることとした。平成24年1月、地域住民だけで構成する**社会福祉法人を設立し、4月から保育園の運営をスタート**した。今後は、隣接する高齢者福祉施設との交流活動、自ら野菜を栽培し「楽しくおいしく食べる」食育活動等を行い、**地域・家庭・保育園が一体となった子育てを進める**こととしている。

事例 58 うけんそんあむろ 鹿児島県宇検村安室（中山間地域（離島））
主な取組内容：定住促進

宇検村安室地域は、児童の減少により、**小中学校の存続が危惧された**ことから、**地域住民の意向把握のため、座談会やアンケート調査を実施**し、教育委員会では児童生徒減少対策検討会を設置し、先進地視察などの活動を開始した。また、**危機感をもった地域住民が母校を守ろう**と平成21年に活性化対策委員会を組織し、山村留学制度により、外部から児童・生徒を確保することとしたが、地域には高齢者が多いため里親制度の導入は困難と判断し、**親子で留学できるよう、住居や親の就職先確保に向けて取組**を開始した。

この親子留学制度については、3集落で**各区長が中心となり住民に粘り強く説明を行なった**結果、全戸から活性化対策委員会の活動費を集めるなど全員参加型の取組を実現した。

活性化対策委員会は、留学募集計画の立案、パンフレット作成・配布等の広報活動、受入環境の整備（空き家や親の雇用先（村内の製造業、宿泊・観光業、農林水産物直売所等）の確保）に取り組み、**村は活性化対策委員会が確保した空き家改修費や家賃の補助、転入する小中学生への助成**を実施している。

山村留学を考える親子には多様な事情があり、慣れない土地や環境に馴染めない可能性も高いことから、**事前に短期間の留学体験をしてもらう**など慎重な対応を心がけている。

活性化対策委員会は、**地域が留学生のふるさととなり、今後も地域と留学生親子がつながり続けられれば**と考えている。

事例 59 くにがみそん 沖縄県国頭村（中山間地域）

主な取組内容：地域資源の活用、交流（ツアー）

国頭村では、地域資源の有効活用を目指したツーリズム活動を展開している。

ふるさと創生事業をきっかけに、NPO代表理事が、**商工会と役場と森林組合の3者で検討**を行い、森林ツアーを企画した。

多様な考えを持つ地域の人々の理解を得るために、**大学の先生の指導を元に、早くからワークショップを繰り返し**、その中で取組状況の継続した説明とフィードバックを行っている。また、大学やコンサルタントの**専門家を中心とした人のつながり**を活用し、目的に必要な人材同士をコーディネートしている。

NPOの運営については、地域資源を活かした観光業として経済活動を行うことで経営を安定させつつ、自然資源の豊かさを感じることができるプログラムを活かすことで環境教育部門の充実を図りたいと考えている。役場の**補助金がある中での黒字経営となっているが、独立採算で行えるような経営強化**をしたいと考えており、観光施設としての積極的なPR活動を行っている。

事例 60 なきじんそん 沖縄県今帰仁村（平地農業地域）

主な取組内容：地域振興、6次産業化（レストラン、加工、直売）

今帰仁村では、昭和28年から農村生活改善グループの活動が行われてきたが、自分たちの経験や技術を活かしながら、「**地元の農産物を使った加工販売がしたい**」という強い思いがあった。

平成6年に**12人の女性が集まり、地元産農産物の直売所、地域食材を活かしたレストランの運営の他、農産加工品の販売を始めた**。構成員で勉強会を重ね、**収益を上げること、後継者の育成にあたっての人材募集を容易にすること、社会的信用の向上などの目的を共有し、有限会社を設立**した。

法人化にともない活動への専従性が高まり、商品開発に力を注ぐ環境が整い、商品化の実現や名物メニューの提供数の増加に結びついている。さらに、構成員による自発的な勉

強会や先進地視察を定期的に行うなど努力を重ねている。

なお、村としては、行政にできるだけ頼らず自立した活動を促すことを基本とし、**必要最小限の支援として、クーラー設備の増設やトイレの増設等**を行った。

IV. アンケート調査結果

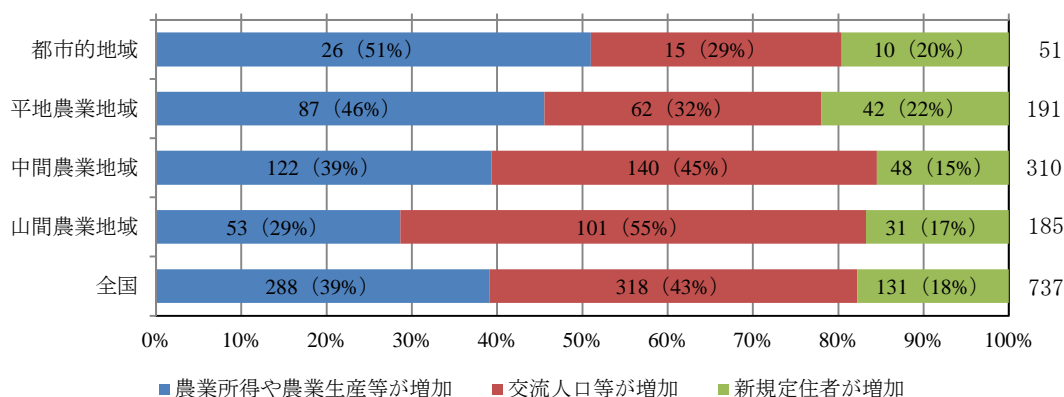
ここでは、平成23年度に市町村を対象に実施した農村活性化に関するアンケート調査結果を紹介いたします。

1 アンケート調査結果

平成23年度に1,747市町村にアンケート調査票を配布し、うち、1,222市町村から回答を得た。（東北地方は平成24年度に調査を実施。特別区を含む。）

(1) 地域類型別の活性化の効果

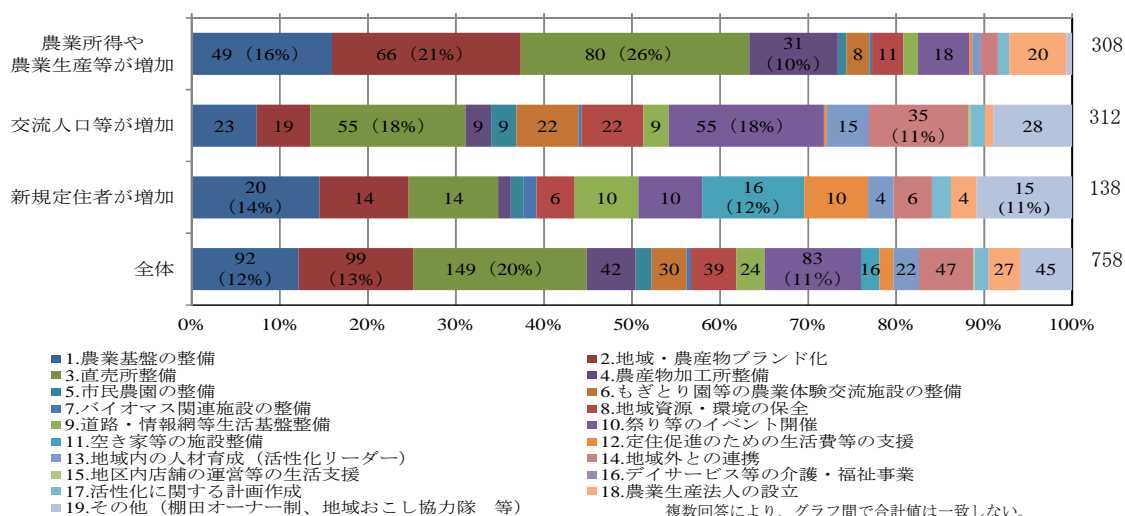
活性化の効果（地域類型別）



農村活性化関連施策の実施により活性化の効果があると見込まれる地域として、737地域があげられた。山間部ほど交流人口等の増加があった割合が大きい。

(2) 取組の内容

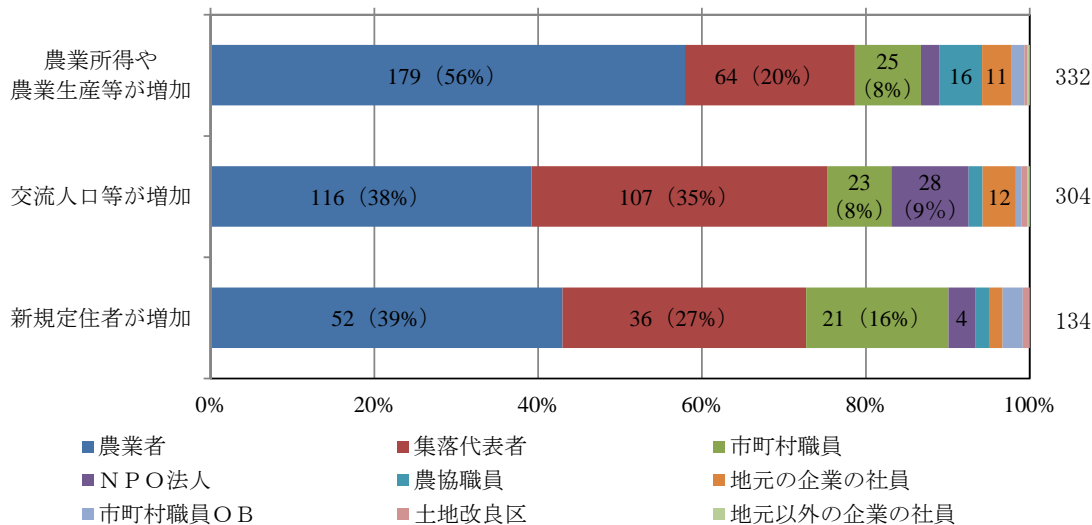
取組内容（効果別）



農業所得や農業生産等の分野では直売所の整備やブランド化、交流分野では直売所の整備やイベントの開催、定住分野では農業基盤や空き家等の施設整備の取組が多い。

(3) リーダー

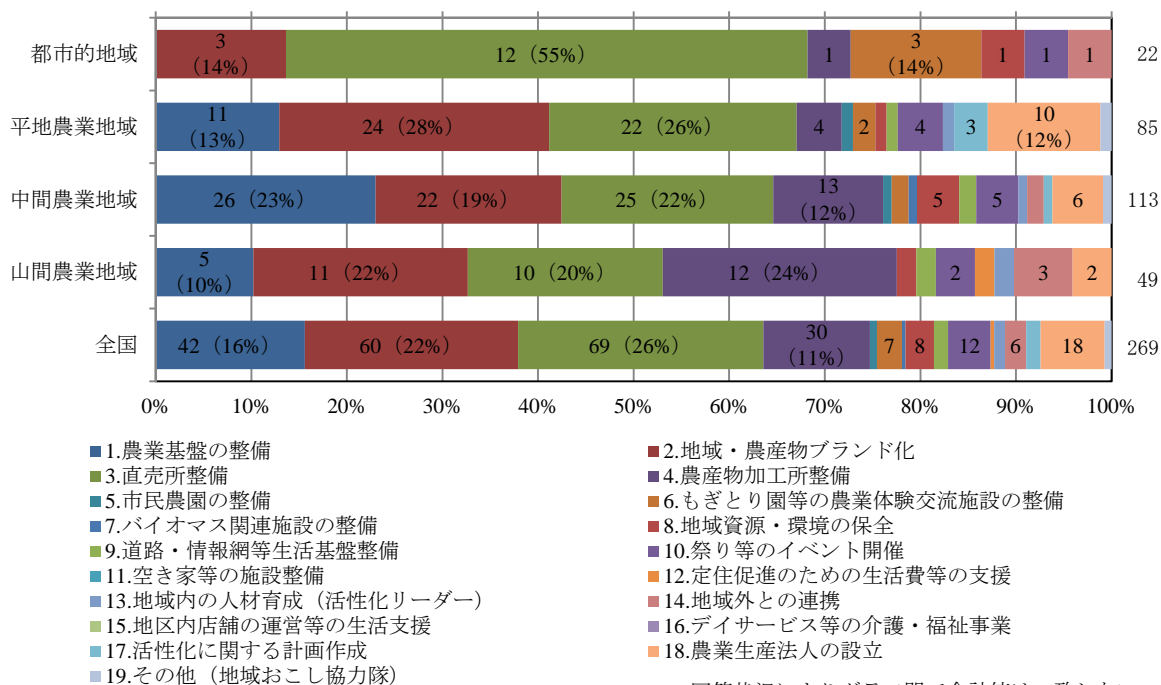
取組分野別のリーダー



取組のリーダー役に関して、農業所得や農業生産等の分野では農業者、交流分野ではNPO、定住分野では市町村職員の割合が高いのが、他の分野と比べて特徴的である。

(4) 農業所得や農業生産等が増加したことに最も寄与した取組内容

農業所得や農業生産等が増加したことに最も寄与した取組内容（地域類型別）

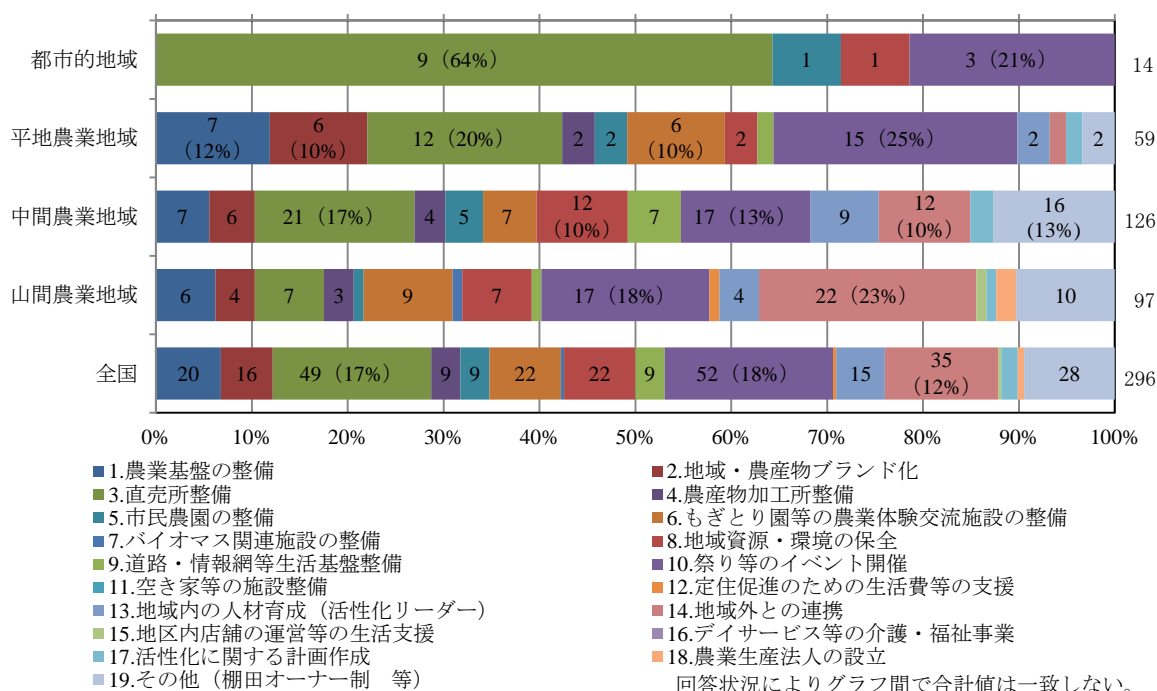


回答状況によりグラフ間で合計値は一致しない。

都市地域では直売所整備、山間部ほど加工所の整備が農業所得や農業生産が増加したことに最も寄与しているとする割合が多い。

(5) 交流人口等が増加したことに最も寄与した取組内容

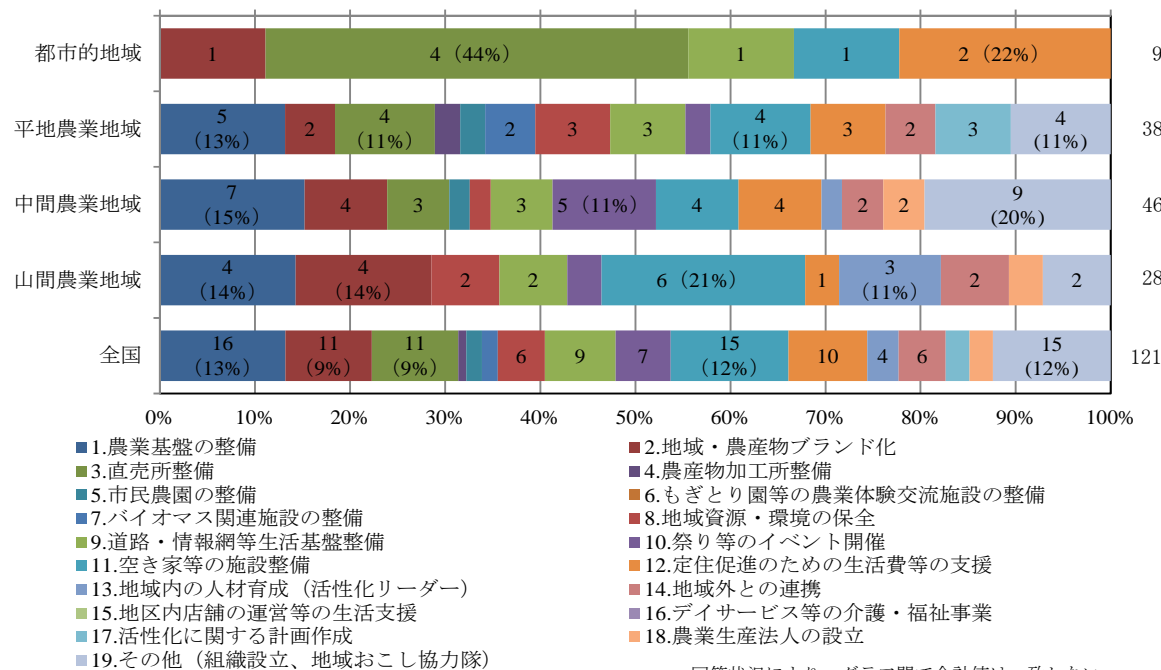
交流人口等が増加したことに最も寄与した取組内容（地域類型別）



都市的地域では直売所の整備、その他の地域では直売所の整備とともにイベントの開催が交流人口等の増加に最も寄与しているとする割合が多い。

(6) 新規定住者が増加したことに最も寄与した取組内容

地域類型別の定住促進の取組



都市的地域以外では生活の糧となる農業基盤の整備、山間農業地域では空き家の整備の取組が新規定住者の増加に最も寄与しているとする割合が多い。

2 支援施策の活用

調査・整理した活性化地区の取組事例では、独自の資金源を確保しているものもあるが、各種の支援施策をうまく活用して活性化に結び付けているものも多い。

農業生産振興や6次産業化、都市農村交流の取組など、農村活性化に関連する平成26年度の国の主な事業・制度等を、次ページ以降で紹介することとする。

一方、住宅整備、定住者生活支援、所得機会の確保といった分野では、都道府県、市町村等による独自の事業が活用されている。

V. 参考資料（主な事業・制度の紹介）

（1） 施策概要等

ここでは、農業生産振興や6次産業化、都市農村交流の取組など、農村活性化に関連する平成26年度の主な事業・制度等について、農林水産省のものを中心に紹介します。

○ 6次産業化等関係事業・制度

6次産業化等による農林水産物・食品の高付加価値化の推進（農林水産省、71～74頁）

- ・農林漁業成長産業化ファンドを通じて、生産から消費までのバリューチェーンを築く事業活動に対し、出資等による支援
- ・地域の創意工夫を生かしながら、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援
- ・農林漁業成長産業化ファンドの本格展開、6次産業化ネットワーク活動交付金

○ 交流関係事業・制度

都市農村共生・対流総合対策交付金（農林水産省、75～76頁）

- ・子どもの農山漁村宿泊体験など都市と農山漁村の共生・対流を進める取組や人材の活用・育成、農産物加工・販売施設の整備等を支援

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（農林水産省、77～78頁）

- ・農山漁村における定住・地域間交流を促進するための施設等の整備

○ 多面的機能の維持発揮に関する事業・制度

日本型直接支払（農林水産省、79～85頁）

- ・農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える地域活動、農業生産活動の継続、環境保全に効果の高い営農を支援
 - ・多面的機能支払交付金^{*}、中山間地域等直接支払交付金、環境保全型農業直接支援対策
- ※農地・水保全管理交付金は、平成26年度より、多面的機能支払交付金に組み替え、名称変更。

○ 農業施設整備関係事業・制度

強い農業づくり交付金（農林水産省、86～87頁）

- ・国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通まで強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援

○ 人材関係事業・制度

新・田舎で働き隊！（都市農村共生・対流総合対策交付金、農林水産省、75頁）

地域おこし協力隊（総務省、88頁）

地域サポート人ネットワーク全国協議会（89～91頁）

(2) 施策紹介

ア 6次産業化等による農林水産物・食品の高付加価値化の推進

農林漁業成長産業化ファンドの本格展開

【15,000百万円】(財投資金)

対策のポイント

農林漁業成長産業化ファンドを通じて、生産から消費までのバリューチェーンを築く事業活動に対し、出資等による支援を実施します。

<背景/課題>

- ・農山漁村の所得や雇用の増大、地域の活力の向上を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した6次産業化、農商工連携、地産地消の取組を推進することが必要です。
- ・「日本再興戦略」においても、農林水産業を成長産業にする重要施策として6次産業化の推進が位置づけられているところです。
- ・このため、農林漁業成長産業化ファンドを通じて、生産から消費までのバリューチェーンを構築し、農林水産物等の価値を高めながら消費者までつないでいく事業活動に対して出資等による支援を実施します。

政策目標

6次産業の市場規模の拡大

(約1兆円(22年度) → 3兆円(27年度) → 10兆円(32年度))

<主な内容>

1. 出資

5,000百万円(産投出資)

農林水産物等を生かした新たな事業活動の開拓に取り組む6次産業化事業体(6次産業化・地産地消法の計画認定を受けた合弁会社等)を支援するための出資を行います。(出資契約等に必要な政府保証枠として財投資金とは別に350億円を措置)

2. 貸付(資本性劣後ローン)

10,000百万円(産投貸付)

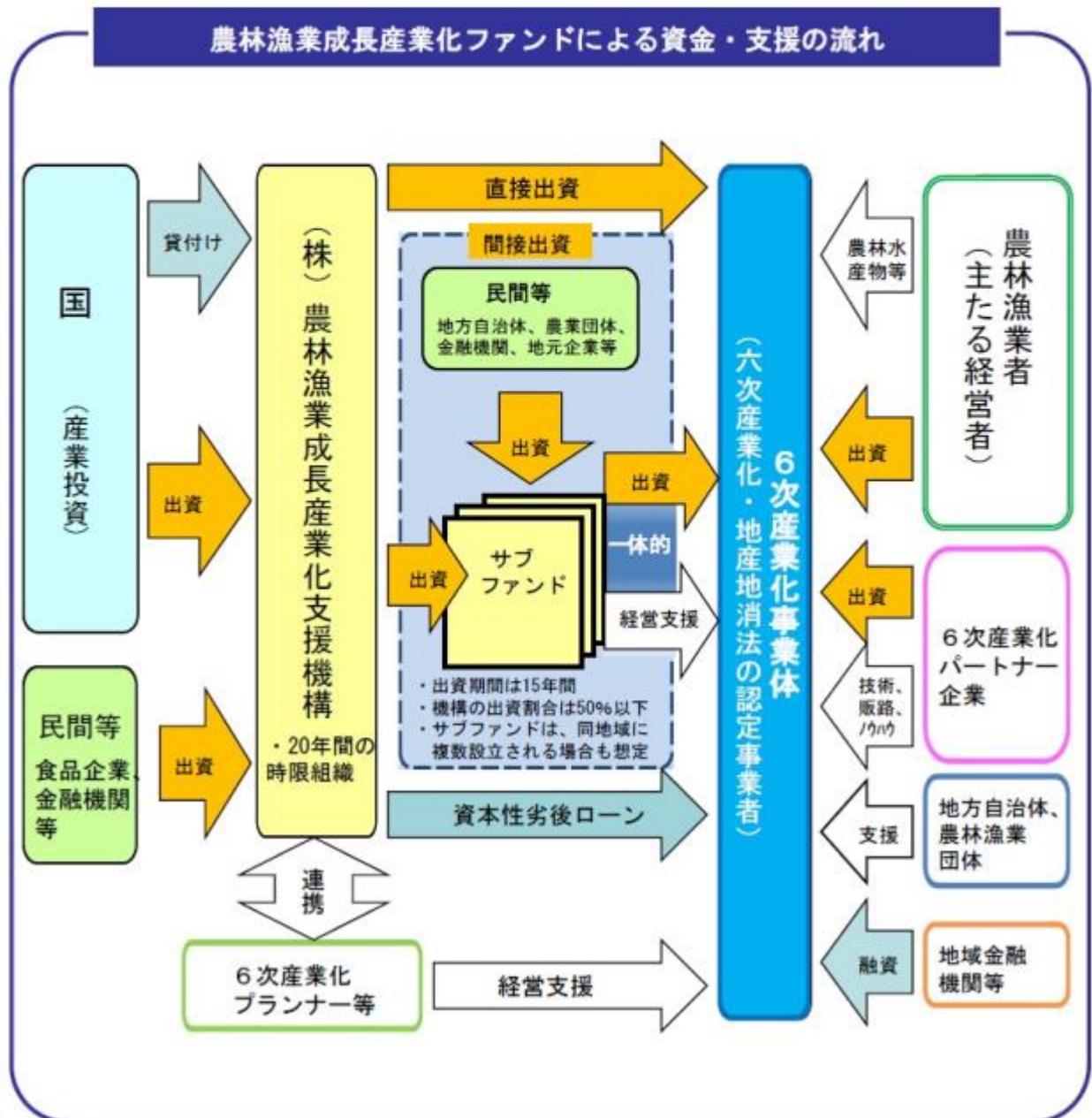
出資を受けた6次産業化事業体に対する、民間金融機関等からの借入円滑化を図るための資本性劣後ローンの貸付を行います。

(事業実施主体:株式会社農林漁業成長産業化支援機構)

(お問い合わせ先:食料産業局産業連携課ファンド室 (03-6744-2076))

農林漁業成長産業化ファンドの本格展開

農林漁業成長産業化ファンドを通じて、生産から消費までのバリューチェーンを構築し、農林水産物等の価値を高めながら消費者までつないでいく事業活動に対して、出資等による支援を実施



6次産業化ネットワーク活動交付金

【2, 131(2, 172) 百万円】

対策のポイント

農山漁村の所得や雇用の増大、地域活力の向上を図るため、地域の創意工夫を生かしながら、多様な事業者がネットワークを構築して取り組む新商品開発や販路開拓、農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援します。

<背景／課題>

- ・農山漁村の所得や雇を増大し、地域活力の向上を図るため、地域の農林水産物や資源を活用した6次産業化、農商工連携、地産地消の取組を面的に拡大していくことが必要です。
- ・このため、都道府県への交付金により、地域の創意工夫を生かしながら農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者等の多様な事業者が連携し、ネットワークを構築して取り組む6次産業化等の取組を支援します。

政策目標

6次産業の市場規模の拡大

(約1兆円(22年度) → 3兆円(27年度) → 10兆円(32年度))

<主な内容>

1. 6次産業化ネットワーク活動推進交付金 831(772) 百万円

都道府県段階で6次産業化プランナー等を配置し、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制を整備するとともに、農林漁業者と多様な業種の事業者が参画する6次産業化ネットワークの構築に向けた推進会議の開催やプロジェクトの調査・検討、プロジェクトリーダーの育成、新商品開発・販路開拓の取組等について支援を行います。

交付率：都道府県への交付率は定額
(事業実施主体へは事業費の定額、1/2以内)
〔六次産業化・地産地消法等に基づく取組へは2/3以内〕
事業実施主体：地方公共団体、民間団体等

2. 6次産業化ネットワーク活動整備交付金

1, 300(1, 400) 百万円

六次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法により認定された農林漁業者等が、6次産業化ネットワークを構築して取り組む加工・販売施設等の整備に対して支援を行います。

交付率：都道府県への交付率は定額
(事業実施主体へは事業費の1/2以内)
事業実施主体：民間団体等

(お問い合わせ先： 食料産業局産業連携課 (03-6744-2063))

6次産業化ネットワーク活動交付金

都道府県に交付金を交付し、地域の創意工夫を生かした、6次産業化、農商工連携等の取組の面的拡大を支援

多様な事業者との連携を促進

農林漁業者と食品事業者、流通業者、観光業者、輸出業者、JA等が参画する6次産業化ネットワークを構築して実施する新商品開発・販路開拓などの取組を支援

- ① 推進会議の開催、プロジェクトの調査・検討、プロジェクトリーダーの育成など

〔補助率 : 1/2以内
事業実施主体: 民間団体、地方公共団体等〕

- ② ネットワークの下で農林漁業者等が行う新商品開発・販路開拓など

〔補助率 : 1/2、2/3以内
事業実施主体: 民間団体等〕

取組に必要な施設等の整備

六次産業化・地産地消法及び農商工等連携促進法により認定された農林漁業者等が行う、6次産業化ネットワークを構築して実施するプロジェクトの中で必要となる加工・販売施設等の整備を支援

〔補助率 : 1/2以内
事業実施主体: 民間団体等〕



支援体制の整備

都道府県段階で6次産業化プランナー等を配置し、6次産業化に取り組む農林漁業者等に対する支援体制の整備を支援

〔補助率 : 定額
事業実施主体: 民間団体等〕

想定事例（「トマトゼリー」の商品化）



- ① JAが農家に呼びかけ、六次産業化・地産地消認定者、食品産業事業者、観光業者等と連携
- ② 法認定者がトマトゼリーを開発し、ホテルや土産物店、JAが運営する直売所等で販売
- ③ 複数産地のトマト農家がJAを通じて連携し、加工に適した規格のトマトを生産し、安定供給

【交付金の流れ】

国（農政局等）



都道府県



事業実施主体

都市農村共生・対流総合対策交付金

【2,100(1,950)百万円】

対策のポイント

福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進するため、重点対策として各省連携プロジェクトを実施します。

<背景/課題>

- ・農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷する一方、消費者・都市住民においては、付加価値の高い観光、教育、福祉等へのニーズが増大するとともに、地域の絆を重視する傾向が生じています。
- ・このため、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による農山漁村のもつ豊かな自然や「食」を活用した地域の手づくり活動を支援して、都市と農村の共生・対流を総合的に推進し、地域の活性化を図る必要があります。
- ・子どもの農山漁村宿泊体験や福祉農園の開設、空き家・廃校を活用した滞在型交流農園の整備等、福祉・教育・観光等と連携した取組については、関係省庁と連携して重点的に支援する必要があります。

政策目標

全国500地域において、都市と農村の共生・対流を通じた所得・雇用の増大を実現（平成25～29年度）

<事業メニュー>

1. 集落連携推進対策：農山漁村の持つ豊かな自然や「食」を福祉・教育・観光等に活用する地域の手づくり活動を支援。
2. 人材活用対策：地域外の人材や意欲ある都市の若者の長期的な受け入れを支援。
3. 施設等整備対策：活動拠点施設の確保のため、空き家・廃校等の補修等を支援。
4. 広域ネットワーク推進対策：地域を越えた人材の活用、優良事例の情報発信等を支援。

（補助率：1,2,4の事業 定額(1地区当たり上限800万円、250万円 等)
3の事業 1/2以内(1地区当たり上限2,000万円 等)
事業実施主体：1,2,4の事業 地域協議会、農業法人、NPO 等
3の事業 地域協議会、地域協議会の構成員(市町村等) 等）

【各省連携プロジェクト】

○子ども農山漁村交流プロジェクト

小学5年生を中心とした農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進するため、農山漁村における宿泊体験施設・教育農園、受入体制の整備等を支援

（総務省：送り手・受入側の地方自治体への特別交付税措置等
文部科学省：送り手側(学校)への宿泊体験活動支援等）

○「農」と福祉の連携プロジェクト

高齢者や障害者を対象とした福祉農園の拡大・定着に向け、福祉農園の開設・整備、福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣等を支援

（厚生労働省：活動の拠点となる福祉施設の整備、農家等と福祉施設の連携を支援）

○空き家・廃校活用交流プロジェクト

農山漁村の空き家、廃校等の地域資源を、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等として活用。また、滞在型交流農園等の整備や農地等の掘り起こし、あっせん等を推進。

（総務省：過疎地域の活性化への取組支援
文部科学省：廃校に係る情報提供等
国土交通省：集落地域の「小さな拠点」形成のためのプランづくり
既存公共施設を活用したワンストップサービス施設の整備
厚生労働省：廃校等を活用した高齢者関係施設、児童福祉施設等の整備
経済産業省：商店街空き店舗への店舗誘致等を支援）

お問い合わせ先：

（農村振興局都市農村交流課 (03-3502-5946)
農村振興局中山間地域振興課 (03-3502-6005)）

都市農村共生・対流総合対策交付金

【平成26年度予算額：2,100（1,950）百万円】

○農山漁村においては、人口の減少・高齢化等に伴い、地域コミュニティの活力が低下し、地域経済が低迷。一方、消費者・都市住民においては、付加価値の高い観光、教育、福祉等に対するニーズが増大。このため、集落が市町村、NPO等多様な主体と連携する集落連合体による地域の手づくり活動を支援。

○重点対策として、各省連携プロジェクトを実施し、福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進。

農山漁村の現状

- ・人口の減少・高齢化、集落機能の低下
- ・農業所得の減少
- ・社会インフラの老朽化
- ・廃校等遊休資源の増加
- ・美しい農村資源の保全・継承が困難化
- ・都市との交流に関心



消費者・都市住民のニーズ

- ・農山漁村へ訪問することへの関心
- ・農山漁村での子ども体験学習への関心
- ・農業園芸活動の心身のリハビリ効果
- ・団塊世代等の農山漁村への定住希望
- ・若者の農業への関心
- ・美しい農村景観から得られるやすらぎ

重点対策としての各省連携プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

- 小学5年生を中心とした農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進
- ・農山漁村における宿泊体験施設・教育農園、受入体制の整備等

各省との連携

- 総務省
 - 文部科学省
- ・送り手・受入側の地方自治体への特別交付税措置等
- ・子ども体験学習

「農」と福祉の連携プロジェクト

- 高齢者や障害者を対象とした福祉農園の拡大・定着が図られるよう厚労省と連携して支援
- ・福祉・農業関係者を対象とした研修会の開催、農業専門家の派遣等、福祉農園の開設・整備

各省との連携

- 厚生労働省
- ・高齢者・障害者の活動の拠点となる福祉施設の整備、農家等と福祉施設の連携を支援

空き家・廃校活用交流プロジェクト

- 農山漁村の空き家・廃校等地域資源を、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等として活用し、住みよい環境づくりを推進
- ・滞在型交流農園等の整備や、田舎暮らし希望者への農地等の掘り起こし、あっせん等を支援

各省との連携

- 総務省
 - 文部科学省
 - 国土交通省
 - 厚生労働省
 - 経済産業省
- ・過疎地域の活性化への取組支援
- ・廃校情報の提供等
- ・「小さな拠点」形成のプランづくり等
- ・廃校等を活用した高齢者関係施設、児童福祉施設等の整備
- ・商店街空き店舗への店舗誘致等を支援

都市農村共生・対流総合対策交付金

集落連携推進対策

(旧小学校区単位)

・地域活性化や暮らしの安心の活動に必要な集落連合体による体制整備、自立的活動の後押し

- 実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等
- 実施期間：上限2年
- 補助率：定額（上限800万円/地区）
中山間地域等の小規模・高齢化集落を含む地区：上限500万円/地区

+ 人材活用対策

・外部人材・都市の若者の長期受入と活動の支援、実践研修の実施

- 実施主体：地域協議会、農業法人、NPO等
- 実施期間：上限3年
- 補助率：定額（上限250万円/地区）

+ 施設等整備対策

・空き家、廃校等の補修等

- 実施主体：地域協議会、農業法人、地域協議会の構成員(市町村等)等
- 実施期間：上限2年
- 補助率：1/2等（上限2,000万円/地区等）

広域ネットワーク推進対策

(全国・都道府県単位)

・地域を超えた人材の活用、優良事例の情報受発信

- 実施主体：民間団体、NPO、都道府県等
- 実施期間：5年間
- 補助率：定額

ウ 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

【6,540(6,233)百万円】
(25年度補正予算 1,500百万円)

対策のポイント

- 農山漁村活性化法に基づき市町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的な取組を支援します。
- 重点対策として、各省連携プロジェクトを実施し、福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進します。

<背景/課題>

- ・農山漁村の活性化を推進するためには、農林漁業者等のニーズを踏まえて、地域の創意工夫と主体的な取組によるきめ細やかな条件整備への支援が必要であり、また、農山漁村・農林漁業の有する多面的機能を活用し、地域間の交流を推進することが必要です。
- ・地域コミュニティ・集落を再生し、美しく活力ある農山漁村の構築を図るため、福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流を推進することが必要です。
- ・特に、中山間地域等では、地域の6次産業化への新たな取組の活動基盤の強化が不可欠であることから、廃校等の一層の活用と既存施設の再編等を組合せ、暮らしやすく使い勝手のよい多機能な集落拠点づくりを支援する必要があります。

政策目標

全国250市町村において、定住、交流に資する農山漁村の活性化に向けた新たな取組を創出(平成24~28年度)

<事業メニュー>

1. 生産基盤及び施設の整備：定住等の促進に資する農林漁業の振興を図るための生産基盤及び施設の整備等を支援します。
2. 定住環境の整備：定住等を促進するための集落における生活環境施設の整備を支援します。
3. 地域間交流等の促進：地域間交流の拠点となる施設等の整備を支援します。

補助率：定額(定額、1/2等)
〔事業実施主体：都道府県、市町村、農林漁業者等の組織する団体等〕

【各省連携プロジェクト】

○子ども農山漁村交流プロジェクト

小学5年生を中心とした農山漁村での宿泊による自然体験や農林漁業体験等を推進するため、受入側の宿泊体験施設・教育農園等の充実・整備

- 〔総務省：送り手・受入側の地方自治体への特別交付税措置等〕
- 〔文部科学省：送り手側(学校)への宿泊体験活動支援等〕

○「農」と福祉の連携プロジェクト

高齢者や障害者を対象とした福祉農園の拡大・定着に向けて、高齢者の生きがい等を目的とする農園等の整備

- 〔厚生労働省：活動の拠点となる福祉施設の整備、農家等と福祉施設の連携を支援〕

○空き家・廃校活用交流プロジェクト

農山漁村の空き家、廃校等の地域資源を活用し、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設等として住みよい環境づくりを推進するため、廃校等の地域資源の活用と散在する既存施設の再編等を組み合わせた多機能な集落拠点強化施設等の整備

- 〔総務省：過疎地域の活性化への取組支援〕
- 〔文部科学省：廃校に係る情報提供等〕
- 〔国土交通省：集落地域の「小さな拠点」形成のためのプランづくり
既存公共施設を活用したワンストップサービス施設の整備〕
- 〔厚生労働省：廃校等を活用した高齢者関係施設、児童福祉施設等の整備〕

(関連対策)

- ・美しい村づくりのための土地利用や地域コミュニティの再生について調査を実施

[お問い合わせ先：農村振興局農村整備官 (03-3501-0814)]

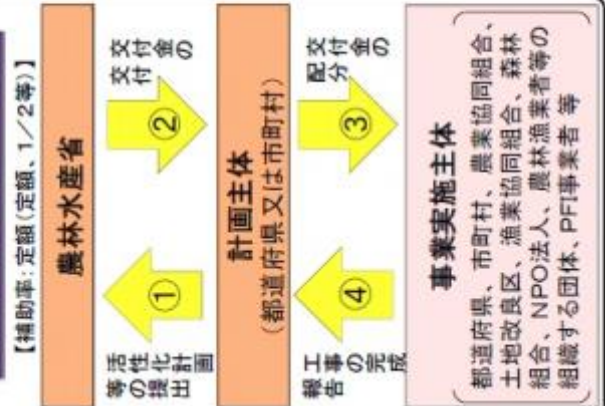
農山漁村活性化プロジェクト支援交付金【平成26年度予算額：6,540(6,233)百万円】

- 農山漁村活性化法に基づき町村等が作成した定住・交流促進のための活性化計画の実現に必要な施設整備を中心とした総合的な取組を支援
- 重点対策として、各省連携プロジェクトを実施し、福祉・教育・観光等と連携した都市と農山漁村の共生・対流等を推進

交付金の特徴

- 地域の創意工夫等による活性化計画の策定・提出
- 計画主体に対して、交付対象施設整備費の概ね1/2以内で交付
- 地域の実情に応じて複数年（5年以内）の計画策定が可能
- 地域独自の提案メニューも支援

交付金の流れ



重点対策としての各省連携プロジェクト

子ども農山漁村交流プロジェクト

各自治体の連携

- 総務省：送り手・受入側の地方自治体への特別交付税措置等
- 文部科学省：送り手側(学校)への宿泊体験活動等

各自治体の連携

- 厚生労働省：活動の拠点となる福祉施設の整備、農家等と福祉施設の連携を支援

「農」と福祉の連携プロジェクト

各自治体の連携

- 厚生労働省：過疎地域の活性化への取組支援
- 文部科学省：廃校に係る情報提供等
- 国土交通省：「小さな拠点」形成のプランづくり等
- 厚生労働省：廃校等を活用した高齢者関係施設、児童福祉施設等の整備

空き家・廃校活用交流プロジェクト

各自治体の連携

- 農山漁村の空き家・廃校等地域資源を活用し、田舎暮らし希望者の受け皿や多機能な施設として住みよい環境づくりを推進
- ・既存施設の再編等を組み合わせた多機能な集落拠点強化施設等の整備

交付金対象施設

生産基盤及び施設 農林漁業の振興を図る生産基盤・生産施設の整備を支援  農林水産物集出荷貯蔵施設 区画整理、農業用排水路、育苗施設、農林水産物処理加工、集出荷貯蔵施設 等	生活環境施設 良好な生活の場である農山漁村の生活環境整備を支援  簡易給水施設 簡易給排水施設、防災安全施設、農山漁村定住促進施設 等	地域間交流拠点 都市住民の一次的・短期的滞在のための交流拠点を支援  地域連携販売力強化施設 廃校・廃屋等改修交流施設、農林漁業体験施設、地域連携販売力強化施設 等	資源の有効利用等 資源の有効利用を確保するための施設の整備を支援  地域資源循環活用施設 遊休農地解消支援、地域資源循環活用施設、新規需要米生産施設、遊休農地解消支援、集落拠点強化施設 等
---	--	--	--

日本型直接支払〔新規〕

【79,371(31,107)百万円】

対策のポイント

農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、それを支える地域活動、農業生産活動の継続、環境保全に効果の高い営農を支援します。

<背景／課題>

- ・農業・農村は、国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受しています。
- ・しかしながら、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- ・また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況にあります。
- ・このため、農業を産業として強くしていく「産業政策」と車の両輪をなす「地域政策」として、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

政策目標

○市町村との協定に基づく地域活動、農業生産活動の継続、環境保全に効果の高い営農による農業・農村の多面的機能の発揮に向けた取組（平成24年度：約200万ha）の大幅な拡大（平成26年度）

<主な内容>

1. 多面的機能支払交付金（新規） 48,251（一）百万円

（1）農地維持支払

農業者等による組織が取り組む、水路の泥上げや農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動や農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化等、多面的機能を支える共同活動を支援します。

〔補助率：定額（都府県の田：3,000円/10a等）
事業実施主体：地域協議会 等〕

（2）資源向上支払

地域住民を含む組織が取り組む、水路、農道等の軽微な補修や植栽による景観形成等の農村環境の良好な保全といった地域資源の質的向上を図る共同活動や、施設の長寿命化のための活動を支援します。

※農地・水保管理支払を組替え・名称変更

〔補助率：定額（都府県の田（地域資源の質的向上を図る共同活動）：2,400円/10a等
都府県の田（施設の長寿命化のための活動）：4,400円/10a等）
事業実施主体：地域協議会 等〕

2. 中山間地域等直接支払交付金 28,474(28,463)百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、耕作放棄地の発生防止や機械・農作業の共同化等、農業生産活動を将来に向けて維持するための活動を支援します。

〔 補助率：定額（田（急傾斜）：21,000円/10a、畑（急傾斜）：11,500円/10a等）
事業実施主体：地方公共団体 〕

3. 環境保全型農業直接支援対策 2,646(2,644)百万円

農業者等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援します。

〔 補助率：定額（カバークロップ（緑肥）の作付：8,000円/10a等）
事業実施主体：農業者等 〕

〔 お問い合わせ先：
1の事業 農村振興局農地資源課 (03-6744-2447)
2の事業 農村振興局中山間地域振興課 (03-3501-8359)
3の事業 生産局農業環境対策課 (03-6744-0499) 〕

日本型直接支払の概要

【平成26年度予算額 79,371(31,107)百万円】

農業・農村の多面的機能をめぐる現状と課題

- 農業・農村は、国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く国民全体が享受していますが、近年、農村地域の高齢化、人口減少等により、地域の共同活動等によって支えられている多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。
- また、地域の共同活動の困難化に伴い、水路、農道等の地域資源の維持管理に対する担い手の負担が増大し、担い手の規模拡大が阻害されることも懸念される状況にあります。
- このため、農業を産業として強くしていく「産業政策」と車の両輪をなす「地域政策」として、農業・農村の多面的機能の発揮のための地域活動や営農の継続等に対して支援を行い、多面的機能が今後とも適切に発揮されるようにするとともに、担い手の育成等構造改革を後押ししていく必要があります。

制度の全体像

多面的機能支払 48,251(－)百万円



多面的機能支払で構造改革を後押し

対策前



このまま高齢化等が進めば...

- ・水路や農道等の保全・補修に係る担い手の負担が増大
- ・農地を預けた人の中には地域を離れる人も

都市では、道路や水路の管理費用は自治体が負担



農業の多面的機能は、これまで集落の人々が無償で水路、農道を守ることにより維持

高齢化、人口減少により集落活動が低迷



水路の共同管理



道普請

多面的機能支払の導入

対策後



水路や農道等を保全・補修する地域の共同活動を支援

- ・担い手の負担が減り、安心して規模拡大に取り組める
- ・担い手への農地集積という構造改革を後押し

主食用米の作付や生産調整の達成とリンクしない新たな支払(デカップリング)は、経営判断をゆがめることがなく、選択の幅を拡げる

- 多面的機能を維持・発揮
- 担い手を支える集落共同活動や担い手以外の人達を含めて6次産業化、都市との交流で地域が活性化

農産物の加工・販売



多面的機能とは、水路、農道等を含め、農地を農地として維持することにより発揮される、国土の保全、水源かん養、景観形成等の機能

多面的機能支払制度の概要

【平成26年度予算額 48,251(一)百万円】

多面的機能支払交付金
45,299(一)百万円

地域共同で行う、多面的機能を支える活動や、地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動を支援。

○ 農地維持支払（創設）

【対象者】

農業者のみ又は農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 農地法面の草刈、水路の泥上げ、農道の砂利補充等の地域資源の基礎的保全活動
- ・ 農村の構造変化に対応した体制の拡充・強化、保管理構想の作成 等



農地法面の草刈り



水路の泥上げ



ため池の草刈り



農道の砂利補充

○ 資源向上支払（農地・水保管理支払を組替え・名称変更）

【対象者】

農業者及びその他の者（地域住民、団体等）で構成する活動組織

【対象活動】

- ・ 地域資源の質的向上を図る共同活動
（水路、農道、ため池の軽微な補修、農村環境保全活動の幅広い展開等）
- ・ 施設の長寿命化のための活動



水路のひび割れ補修



農道の窪みの補修



植栽活動



ため池の外装視察隊

◎ 単価表（単位：円/10a）

	都府県			北海道		
	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 地域資源の質的向上を図る共同活動	③資源向上支払 ※2, 3 施設の長寿命化のための活動	①農地維持支払	②資源向上支払 ※1 地域資源の質的向上を図る共同活動	③資源向上支払 ※2, 3 施設の長寿命化のための活動
田	3,000	2,400	4,400	2,300	1,920	3,400
畑※4	2,000	1,440	2,000	1,000	480	600
草地	250	240	400	130	120	400

〔現行の農地・水保管理支払の5年以上継続地区等は、②に75%単価を適用〕

※1：②の資源向上支払（地域資源の質的向上を図る共同活動）は、①の農地維持支払と併せて取り組むことが必要

※2：水路や農道などの施設の老朽化部分の補修や施設の更新

※3：①、②と併せて③の施設の長寿命化のための活動に取り組む地域は、③（都府県の田：4,400円/10a等）が加算され、②に75%単価を適用

※4：畑には樹園地を含む

【多面的機能支払推進交付金】2,952(一)百万円
都道府県、市町村及び地域協議会による事業の推進を支援

中山間地域等直接支払制度の概要

【平成26年度予算額 28,474(28,463)百万円】

中山間地域等直接支払交付金
28,090(28,090)百万円

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、耕作放棄地の発生防止や機械・農作業の共同化等、農業生産活動を将来に向けて維持するための活動を支援します。

【対象地域】

地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法、小笠原諸島法及び東日本大震災復興特別区域法

【主な交付単価】

水田:急傾斜(傾斜:1/20)	畑:急傾斜(傾斜:15°)	地目	区分	交付単価 円/10a
		田	急傾斜	21,000
21,000円/10a	11,500円/10a		緩傾斜	8,000
		畑	急傾斜	11,500
			緩傾斜	3,500

- 集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付しています。
- 交付金の配分方法は集落内で話し合い、決定することとなります。

【集落協定に基づき次の取組活動を実施】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止活動等）
- ② 体制整備のための前向きな取組（機械の共同利用、農業体験等）



【機械の共同化】



【農業体験】



【地場産農産物の加工・販売】

【加算措置】

	規模拡大加算	土地利用調整加算	小規模・高齢化集落 支援加算	法人設立加算	集落連携促進加算
単価	田:1,500円/10a等	田・畑:500円/10a	田:1,000円/10a等	田:1,000円/10a等	2,000円/10a
概要	担い手に利用権設定等した面積に加算	農地の利用調整について話し合い、担い手に利用権設定等を行う場合、協定面積全体に加算	協定集落が、小規模集落の農地を取り込み、農業生産活動等を行う場合に、新たに取込んだ面積に加算	集落営農等を法人化する際に協定面積全体に加算	集落同士が連携して新たな人材呼び込み等の活動を行う場合に協定面積全体に加算

【中山間地域等直接支払推進交付金】384(373)百万円

都道府県、市町村による事業の推進を支援。

環境保全型農業直接支援対策の概要

【平成26年度予算額 2,646(2,644)百万円】

環境保全型農業直接支払交付金
2,470(2,470)百万円

農業者等が実施する化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む場合に支援します。

【対象者】

農業者（法人含む）、共同販売経理を行う集落営農、農業者グループ

【対象取組】

化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組とセットで行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動

＜全国共通取組の例＞

緑肥の作付



(エンバク)



(レンゲ)

堆肥の施用



(堆肥散布)



(堆肥舎内で製造中の堆肥)

＜地域特認取組の例＞

地域の環境や農業の実態等を勘案した上で、地域を限定して支援の対象とする取組

冬期湛水管理



リビングマルチ



リビングマルチ：作物の畝間に麦等を同時に作付けし、一定期間後に枯れた麦等が土壌に還元されることにより、土壌中に炭素を貯留して地球温暖化防止に貢献

◎ 単価表

全国共通取組	
対象取組	交付単価
カバークロープ(緑肥)の作付	8,000円/10a
堆肥の施用	4,400円/10a
有機農業 (うちそば等雑穀・飼料作物)	8,000円/10a (3,000円/10a)

地域特認取組		
(例)	対象取組	交付単価
	冬期湛水管理	8,000円/10a
	リビングマルチ	8,000円/10a
	江(え)の設置※	4,000円/10a

※ 水田内に江(溝)を設置し、栽培期間を通じて湛水状態を維持することにより、生物多様性保全に貢献

【環境保全型農業直接支払推進交付金】 146(144)百万円

都道府県、市町村等による事業の推進を支援。

【環境保全型農業直接支払電算システム整備事業委託費】 30(30)百万円

強い農業づくり交付金

【33,422(24,422)百万円】

対策のポイント

国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。

<背景/課題>

- ・ 農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化等、我が国農業の危機的状況を打破し、消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定的供給体制の構築が喫緊の課題です。
- ・ これらの課題の解決を図り、「攻めの農林水産業」の実現に向け、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等の支援が必要です。

政策目標

- パン・中華めん用小麦品種の作付シェア増大
(7%(平成20年度)→19%(平成32年度))
- 1中央卸売市場当たりの平成20年度における取扱金額(557億円)を平成26年度まで維持等

<主な内容>

1. 食料供給力の強化と生産の持続性の確保

産地における加工・業務用需要への対応等による販売量の拡大、高付加価値化等による販売価格の向上、生産・流通コストの低減に向けた取組に必要な共同利用施設の整備、畜舎等の経営資源の有効活用等を支援します。

また、「攻めの農林水産業」の実現に向け、農畜産物輸出に向けた体制整備、新品種・新技術等を活用して「強み」のある産地形成を支援するための優先枠を創設します。

[優先枠の例]

- ・ 輸出先国の求める衛生条件等を満たすために必要な施設の整備
- ・ 産地における新品種の種苗確保に向けた生産体制の整備 等

2. 安全で効率的な流通システムの確立

被災時を含めた食料の安定的な供給体制等を確保するため、中央卸売市場における低温卸売場などの施設の整備や卸・仲卸業者等が組織する事業協同組合等による市場活性化のための施設の整備等を支援します。

〔 交付率：都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）
事業実施主体：都道府県、市町村、農業者の組織する団体、事業協同組合等 〕

〔 お問い合わせ先：
1の事業 生産局総務課生産推進室 (03-3502-5945)
2の事業 食料産業局食品製造卸売課 (03-6744-2059) 〕

強い農業づくり交付金

平成26年度概算要求額：33,422百万円

国産農畜産物の安定供給のため、生産から流通までの強い農業づくりに必要な共同利用施設の整備等を支援します。また、日本再興戦略等に基づき、「攻めの農林水産業」を実現するため、農畜産物の輸出の促進及び新品種等の導入による「強み」のある産地形成に係る取組について優先枠を設定し、積極的に支援します。

補助対象：

① 共同利用施設等整備

乾燥調製施設、集出荷貯蔵施設、農産物処理加工施設、生産技術高度化施設、家畜市場、畜産物処理加工施設、小規模模土地基盤整備、飼料作物作付条件整備 等

② 卸売市場施設整備

売場施設、貯蔵・保管施設、駐車施設、搬送施設、衛生施設、情報処理施設 等

交付率：

都道府県への交付率は定額（事業実施主体へは事業費の1/2以内等）

事業実施主体：

都道府県、市町村、農業者団体等

交付先：

国 ⇒ 都道府県

事業の流れ



優先枠の設定

① 農畜産物輸出に向けた体制整備【60億円】



○輸出先国の求める衛生条件等を満たすために必要な施設の整備を支援

HACCP対応食肉処理施設

② 「強み」のある産地形成に向けた体制整備【30億円】



○新品種・新技術等の導入により、需要に対応した産地の形成に必要な施設の整備を支援

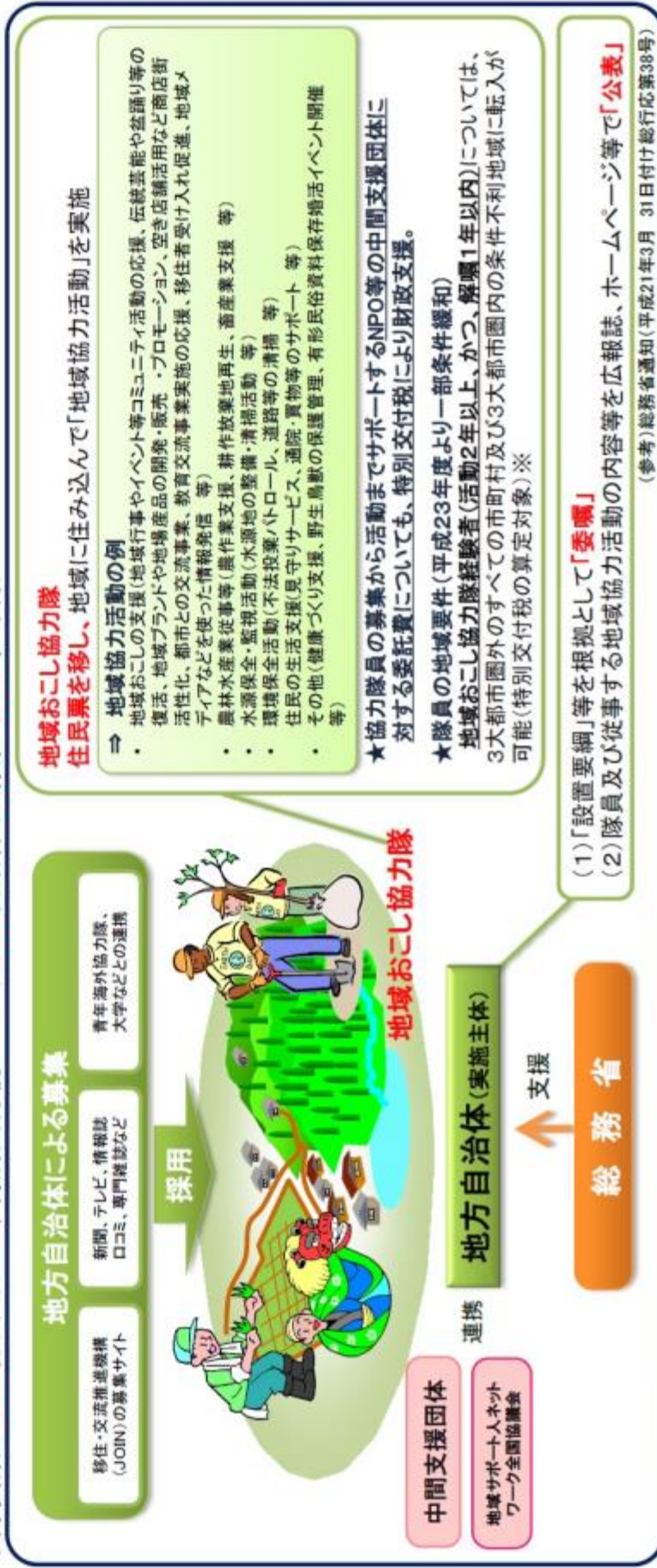
内部品質を測定する光センサー

「地域おこし協力隊」について

○ 地方自治体が、都市住民を受け入れ委嘱。地域おこし活動の支援や農林漁業の応援、住民の生活支援など「地域協力活動」に従事してもらい、あわせてその定住・定着を図りながら、地域の活性化に貢献。

○ 総務省による支援
 ・ 財政支援（特別交付税） 隊員1人につき400万円上限（＝報酬等（上限200万円）+活動費（上限200万円））
 ：対象経費＝隊員の「活動」に要する経費、隊員の「定住」「起業」「就農」「就農」等の支援に要する経費
 自治体1団体あたり200万円上限
 ：募集に係る経費

・ その他 隊員の募集や研修、マネジメント等の面で地方自治体をサポート
 ○ 期間 概ね1年以上最長3年 * 3年を超える場合は特別交付税による支援は受けられないが活動継続は可能
 ○ 隊員数 617名（平成24年特別交付税ベース）207自治体（3府県・204市町村）



※ 特別交付税措置の対象として、原則として、転入地の地方自治体は、隊員がこれまでに一定期間(2年以上)地域おこし協力隊として活動し、かつ、解雇から1年以内であることを解雇状態により確認できた場合に限るものとする

地域をサポートする人と人とのつながりで

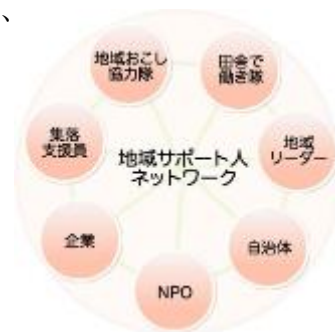
全国の過疎・高齢化集落を元気にします！

地域サポート人ネットワーク全国協議会は、全国で奮闘している「集落支援員」「地域おこし協力隊」「田舎で働き隊」などの**地域サポート人**の皆様のために、情報の交換、共有、研修の場の提供、専門的助言、現場から国・県・町村への要望などを行い、長年引き継がれてきた集落の維持・再生を実現することを目的としています。

地域サポート人ネットワーク全国協議会では、会員メーリングリスト、HP、サポート事例集、初任者研修・スキルアップ研修等の研修会の開催などを通じて、

- ・サポートの成功・失敗事例の情報共有
- ・ネットワーク会員同士の質問回答の情報共有
- ・他地域のサポート人の活動内容の情報共有
- ・補助制度の情報提供
- ・他団体の活動内容の紹介

など、地域サポート人の手助けを行っています。



また、サポート人の次のステップとして、**一定経験を積んだサポート人**がサポート人としての経験を活かし、他地域のサポート・アドバイスを行う、**地域サポート人アドバイザー**の募集も行っています。

その外、『地域おこし協力隊』をはじめとした**外部人材の公募にむけたチェックリスト**の作成、受入（予定）自治体職員研修など、受け入れ側のサポートも行っています。

※地域サポート人とは

総務省における「集落支援員」、「地域おこし協力隊」、農林水産省における「田舎で働き隊」、また地域の受け入れ側リーダーなど、過疎化集落の活性化、維持再生へ向けた取り組みにより地域の支援を行う人たちのことをいいます。



役員名簿

会長		顧問	
広島県神石高原町長	牧野 雄 光	明治大学農学部教授	小田切 徳 美
副会長			
鳥取県日南町長	増 原 聡	島根県邑南町長	石 橋 良 治
広島県安芸太田町長	小 坂 眞 治		
幹事			
北海道中川町長	川 口 精 雄	外 13 名	
監事			
岡山県美作市長	道 上 政 男	長野県飯田市長	牧 野 光 朗

地域サポート人アドバイザー

事業主体：地域サポート人ネットワーク全国協議会

【趣旨】

地域おこし協力隊経験者及び一定経験のある集落支援員、復興支援員（以下、協力隊経験者等という）が、そのノウハウを活かし、地域に在住しながら、他地域における地域おこし協力隊等の効果的な活動展開に向けたアドバイスをを行う。

【概要】

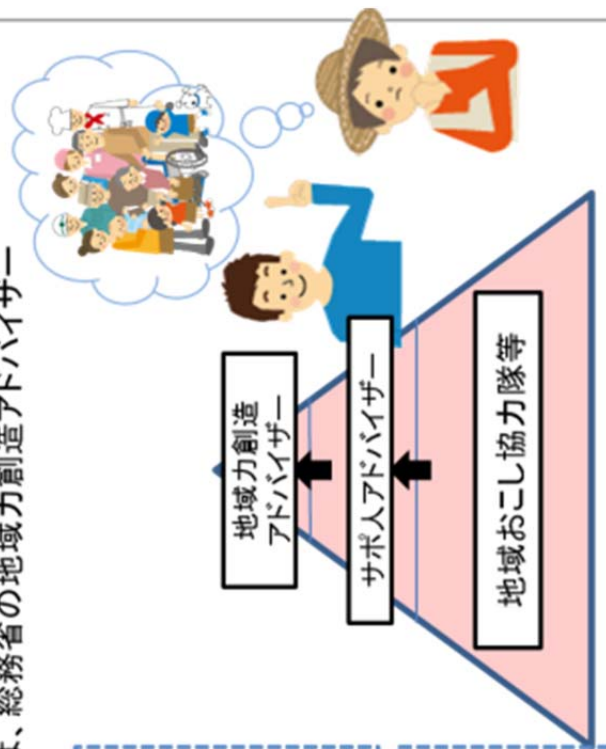
- ・協力隊経験者等のうち、現役隊員に適切なアドバイスが出来る人材を地域サポート人ネットワーク全国協議会に登録
- ・地域力創造プラットフォームに設置するSNSのコミュニティで現役隊員や自治体にアドバイス
- ・求めがあれば、実際に現地に向いて現役隊員や自治体、関係者にアドバイス
- ・この際の旅費・謝金は、特別交付税の活動費（地域おこし協力隊の場合は上限200万円）の中で措置
- ・地域サポート人アドバイザーとして何年か経験を積み、実績を出した人材は、総務省の地域力創造アドバイザーとして地域人材ネットに登録

【登録要件】

- 同一地域における2年以上の活動実績
- 活動を行ってきた自治体の推薦
- 活動を行ってきた地域への定住
- 地域サポート人ネットワーク全国協議会の会員である者
- 上記の要件を全て満たす者で、地域サポート人ネットワーク協議会が設置する審査会で認められた者

【応募方法】

- 地域サポート人ネットワーク全国協議会HPから様式をダウンロードし、関係書類とともに事務局（広島県神石高原町まちづくり推進課）へ郵送
- 締切 6月14日（金）
- 問合せ 地域サポート人ネットワーク全国協議会事務局



(3) お問い合わせ先

6次産業化等による農林水産物・食品の高付加価値化の推進

名 称 (担当区域)	ホームページ及びお問い合わせ先
農林水産省食料産業局産業連携課	Web: http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/6jika.html 電話: 03-6738-6473 (直) FAX: 03-6738-6475
北海道農政事務所農政推進部 経営事業支援課 (北海道)	電話: 011-642-5485 (直) FAX: 011-613-3793
東北農政局経営・事業支援部事業戦略課 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	電話: 022-221-6146 (直) FAX: 022-722-7378
関東農政局経営・事業支援部事業戦略課 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)	電話: 048-740-5341 (直) FAX: 048-740-0081
北陸農政局経営・事業支援部事業戦略課 (新潟県、富山県、石川県、福井県)	電話: 076-232-4233 (直) FAX: 076-234-3076
東海農政局経営・事業支援部事業戦略課 (岐阜県、愛知県、三重県)	電話: 052-746-1215 (直) FAX: 052-219-2670
近畿農政局経営・事業支援部事業戦略課 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	電話: 075-414-7345 (直) FAX: 075-414-7345
中国四国農政局経営・事業支援部 事業戦略課 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	電話: 086-224-9415 (直) FAX: 086-224-7736
九州農政局経営・事業支援部事業戦略課 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	電話: 096-211-9319 (直) FAX: 096-211-9825
内閣府沖縄総合事務局農林水産部 食品・環境課 (沖縄県)	電話: 098-866-1673 (直) FAX: 098-866-1179

都市農村共生・対流総合対策交付金

名 称（担当区域）	ホームページ及びお問い合わせ先
農林水産省農村振興局農村政策部 都市農村交流課 （北海道）	Web : http://www.maff.go.jp/j/nousin/kouryu/toshi_noson/index.html 電話 : 03-3502-8111（内 5451） FAX : 03-3595-6340
東北農政局農村計画部農村振興課 （青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）	電話 : 022-263-1111（内 4444、4445） FAX : 022-715-8217
関東農政局農村計画部農村振興課 （茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）	電話 : 048-600-0600（内 3462） FAX : 048-740-0082
北陸農政局農村計画部農村振興課 （新潟県、富山県、石川県、福井県）	電話 : 076-263-2161（内 3412） FAX : 076-263-0256
東海農政局農村計画部農村振興課 （岐阜県、愛知県、三重県）	電話 : 052-201-7271（内 2519） FAX : 052-220-1681
近畿農政局農村計画部農村振興課 （滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）	電話 : 075-451-9161（内 2415） FAX : 075-451-3965
中国四国農政局農村計画部農村振興課 （鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県）	電話 : 086-224-4511（内 2514） FAX : 086-227-6659
九州農政局農村計画部農村振興課 （福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）	電話 : 096-211-9111（内 4615） FAX : 096-211-9812
内閣府沖縄総合事務局農林水産部 経営課 （沖縄県）	電話 : 098-866-0031（内 38293） FAX : 098-860-1179

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金

名 称 (担当区域)	ホームページ及びお問い合わせ先
農林水産省農村振興局整備部 農村整備官 (北海道)	Web: http://www.maff.go.jp/j/kasseika/k_project/ 電話: 03-3501-0814 (直) FAX: 03-3501-8358
東北農政局農村計画部農村振興課 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	電話: 022-261-6734 (直) FAX: 022-715-8217
関東農政局農村計画部農村振興課 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)	電話: 048-740-1013 (直) FAX: 048-740-0082
北陸農政局農村計画部農村振興課 (新潟県、富山県、石川県、福井県)	電話: 076-232-4531 (直) FAX: 076-263-0256
東海農政局農村計画部農村振興課 (岐阜県、愛知県、三重県)	電話: 052-746-6430 (直) FAX: 052-220-1681
近畿農政局農村計画部農村振興課 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	電話: 075-414-9050 (直) FAX: 075-451-3965
中国四国農政局農村計画部農村振興課 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	電話: 086-224-9416 (直) FAX: 086-227-6659
九州農政局農村計画部農村振興課 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	電話: 096-211-9657 (直) FAX: 096-211-9812
内閣府沖縄総合事務局農林水産部 土地改良課 (沖縄県)	電話: 098-866-1652 (直) FAX: 098 860 1194

日本型直接支払・多面的機能支払交付金

名 称 (担当区域)	ホームページ及びお問い合わせ先
農林水産省農村振興局整備部 農地資源課農地・水保全管理室 (北海道)	Web: http://www.maff.go.jp/j/nousin/kankyo/nouti_mizu/index.html 電話: 03-3502-8111 (内 5618) FAX: 03-3592-0302
東北農政局整備部農地整備課 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	電話: 022-263-1111 (内 4491) FAX: 022-216-4287
関東農政局整備部農地整備課 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)	電話: 048-600-0600 (内 3540) FAX: 048-600-0624
北陸農政局整備部農地整備課 (新潟県、富山県、石川県、福井県)	電話: 076-263-2161 (内 3568) FAX: 076-263-0256
東海農政局整備部農地整備課 (岐阜県、愛知県、三重県)	電話: 052-201-7271 (内 2659) FAX: 052-219-2667
近畿農政局整備部農地整備課 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	電話: 075-451-9161 (内 2569) FAX: 075-417-2090
中国四国農政局整備部農地整備課 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	電話: 086-224-4511 (内 2671) FAX: 086-234-7445
九州農政局整備部農地整備課 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	電話: 096-211-9111 (内 4772) FAX: 096-211-9350
内閣府沖縄総合事務局農林水産部 土地改良課 (沖縄県)	電話: 098-866-0031 (内 83350) FAX: 098-860-1194

日本型直接支払・中山間地域等直接支払交付金

名 称 (担当区域)	ホームページ及びお問い合わせ先
農林水産省農村振興局農村政策部 中山間地域振興課 (北海道)	Web: http://www.maff.go.jp/j/nousin/tyusan/siharai_seido/index.html 電話: 03-3502-8111 (内 5632) FAX: 03-3592-1482
東北農政局整備部地域整備課 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	電話: 022-263-1111 (内 4461) FAX: 022-216-4287
関東農政局整備部地域整備課 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)	電話: 048-600-0600 (内 3417) FAX: 048-600-0624
北陸農政局整備部地域整備課 (新潟県、富山県、石川県、福井県)	電話: 076-263-2161 (内 3578) FAX: 076-234-8051
東海農政局整備部地域整備課 (岐阜県、愛知県、三重県)	電話: 052-201-7271 (内 2681) FAX: 052-219-2667
近畿農政局整備部地域整備課 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	電話: 075-451-9161 (内 2557) FAX: 075-417-2090
中国四国農政局整備部地域整備課 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	電話: 086-224-4511 (内 2651) FAX: 086-234-7445
九州農政局整備部地域整備課 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	電話: 096-211-9111 (内 4795) FAX: 096-211-9350
内閣府沖縄総合事務局農林水産部 経営課 (沖縄県)	電話: 098-866-0031 (内 83293) FAX: 098-860-1179

日本型直接支払・環境機能支払い

名 称 (担当区域)	ホームページ及びお問い合わせ先
農林水産省農村振興局整備部 農地資源課農地・水保全管理室	Web: http://www.maff.go.jp/j/seisan/kankyo/hozen_type/index.html 電話: 03-6744-0499 (直) FAX: 03-3502-0869
北海道農政事務所農政推進部 農政推進課 (北海道)	電話: 011-642-5473 (直) FAX: 011-642-5509
東北農政局生産部生産技術環境課 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	電話: 022-221-6214 (直) FAX: 022-217-4180
関東農政局生産部生産技術環境課 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)	電話: 048-740-0067 (直) FAX: 048-601-1431
北陸農政局生産部生産技術環境課 (新潟県、富山県、石川県、福井県)	電話: 076-232-4131 (直) FAX: 076-232-5824
東海農政局生産部生産技術環境課 (岐阜県、愛知県、三重県)	電話: 052-746-1313 (直) FAX: 052-218-2793
近畿農政局生産部生産技術環境課 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	電話: 075-414-9722 (直) FAX: 075-414-9030
中国四国農政局生産部生産技術環境課 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	電話: 086-230-4249 (直) FAX: 086-232-7225
九州農政局生産部生産技術環境課 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	電話: 096-211-9591 (直) FAX: 096-211-9745
内閣府沖縄総合事務局農林水産部 生産振興課 (沖縄県)	電話: 098-866-1653 (直) FAX: 098-860-1195

強い農業づくり交付金

名 称 (担当区域)	ホームページ及びお問い合わせ先
農林水産省生産局総務課生産推進室 (北海道)	Web: http://www.maff.go.jp/j/seisan/suisin/tuyoi_nougyou/index.html 電話: 03-3502-8111 (内 4717) FAX: 03-3502-8518
東北農政局生産部生産振興課 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)	電話: 022-263-1111 (内 4089) FAX: 022-217-4180
関東農政局生産部生産振興課 (茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県)	電話: 048-600-0600 (内 3307) FAX: 048-601-0533
北陸農政局生産部生産振興課 (新潟県、富山県、石川県、福井県)	電話: 076-263-2161 (内 3398) FAX: 076-232-5824
東海農政局生産部生産振興課 (岐阜県、愛知県、三重県)	電話: 052-201-7271 (内 2414) FAX: 052-218-2793
近畿農政局生産部生産振興課 (滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)	電話: 075-451-9161 (内 2315) FAX: 075-414-9030
中国四国農政局生産部生産振興課 (鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県)	電話: 086-224-4511 (内 2416) FAX: 086-232-7225
九州農政局生産部生産振興課 (福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)	電話: 096-211-9111 (内 4440) FAX: 096-211-9745
内閣府沖縄総合事務局農林水産部 生産振興課 (沖縄県)	電話: 098-866-0031 (内 83362) FAX: 098-860-1195

人材関係

名 称	ホームページ及びお問い合わせ先
総務省自治行政局地域自立応援課 人材力活性化・連携交流室 (地域おこし協力隊)	Web : http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html 電話 : 03-5253-5394 FAX : 03-5253-5537
JOIN 移住・交流推進機構 (地域おこし協力隊ポータルサイト 運営)	Web: http://www.iju-join.jp/chiikiokoshi/index.html 電話 : 03-3510-6581 FAX : 03-3510-6582
地域サポート人ネットワーク 全国協議会 (事務局：鳥取県日野郡日南町)	Web: http://support-jin.jp/index.html 電話 : 0859-82-1115 FAX : 0859-82-1478

※ 新・田舎で働き隊！は、都市農村共生・対流総合対策交付金の欄（75 頁）をご覧ください。

編集・発行	お問い合わせ先
農林水産省 農村振興局農村政策部 農村計画課 農村政策推進室	電話： 03-6744-2203 FAX： 03-3501-9580